

基本計画書

基		本				計		画		
事 項		記 入 欄							備 考	
計 画 の 区 分		大学の収容定員に係る学則変更								
フ リ ガ ナ 設 置 者		カッゴリホシケン タクショクダ イカク 学校法人 拓殖大学								
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称		タクショクダ イカク 拓殖大学								
大 学 本 部 の 位 置		東京都文京区小日向3丁目4番14号								
大 学 の 目 的		本学は、海外に赴き、地域の開発協力や福利の向上など、公私の事業に貢献できる有為の人材を育成する という建学の初志をふまえ、教育基本法の精神を体し、学校教育法に定める大学の役割を果たすべく、 広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、人格を陶冶し社会の発展に貢献できる有為の人材を 育成することを目的とする。								
新 設 学 部 等 の 目 的		政経学部社会安全学科では、法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、 グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材育成を目的とする。 このような社会的要請に応えることを目的とする本学科の新設に伴い、大学全体の収容定員を変更する。								
新設学部等の概要	新 設 学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位	学位の分野	開設時期及び 開設年次	所在地	
	商学部	年	人	年次 人	人			年 月 第 年次		
	経営学科	4	416	—	1,664	学士 (商学)	経済学関係	昭和24年 4月 第1年次	東京都文京区 小日向3丁目 4番14号	
	国際ビジネス学科	4	159	—	636	学士 (商学)	経済学関係	昭和24年 4月 第1年次	同上	
	会計学科	4	70	—	280	学士 (商学)	経済学関係	平成19年 4月 第1年次	同上	
	政経学部									
	法律政治学科	4	230	—	920	学士 (法律政治学)	法学関係	昭和24年 4月 第1年次	東京都文京区 小日向3丁目 4番14号	
	経済学科	4	473	—	1,892	学士 (経済学)	経済学関係	昭和24年 4月 第1年次	同上	
	社会安全学科	4	150 (0)	—	600 (0)	学士 (法律政治学)	法学関係	令和7年 4月 第1年次	東京都八王子市 館町815番地1	※令和6年 4月設置届出 予定
	外国語学部									
	英米語学科	4	130	—	520	学士 (英米語)	文学関係	昭和52年 4月 第1年次	東京都八王子市 館町815番地1	
	中国語学科	4	50	—	200	学士 (中国語)	文学関係	昭和52年 4月 第1年次	同上	
	スペイン語学科	4	50	—	200	学士 (スペイン語)	文学関係	昭和52年 4月 第1年次	同上	
	国際日本語学科	4	50	—	200	学士 (日本語)	文学関係	令和2年 4月 第1年次	同上	

工学部									
機械システム工学科		4	80	—	320	学士 (工学)	工学関係	昭和62年 4月 第1年次	東京都八王子市 館町815番地1
電子システム工学科		4	80	—	320	学士 (工学)	工学関係	昭和62年 4月 第1年次	同上
情報工学科		4	105	—	420	学士 (工学)	工学関係	昭和62年 4月 第1年次	同上
デザイン学科		4	80	—	320	学士 (工学)	工学関係	昭和62年 4月 第1年次	同上
国際学部 国際学科		4	350	—	1,400	学士 (国際開発)	経済学関係	平成19年 4月 第1年次	東京都八王子市 館町815番地1
計			2,473 (2,323)	—	9,892 (9,292)				
同一設置者内における （定員の移行等） （名称の変更等）		政経学部社会安全学科（150）（令和6年4月届出予定） 拓殖大学北海道短期大学 保育学科（廃止）（△50） ※令和7年4月学生募集停止							
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	—	一科目	一科目	一科目	一科目	一単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の 教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新	商学部 経営学科		人	人	人	人	人	人	人
			18 (18)	11 (11)	0 (0)	1 (1)	30 (30)	0 (0)	316 (316)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		18 (18)	11 (11)	0 (0)	1 (1)	30 (30)		大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 14人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		18 (18)	11 (11)	0 (0)	1 (1)	30 (30)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）		18 (18)	11 (11)	0 (0)	1 (1)	30 (30)		
	国際ビジネス学科		12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	307 (307)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)		大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 9人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）		12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)		
	合計学科		7	3	0	0	10	0	295

基礎教育		(7)	(3)	(0)	(0)	(10)	(0)	(295)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 6人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
政経学部 法律政治学科		14 (14)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	26 (26)	0 (0)	252 (252)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 10人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	14 (14)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	26 (26)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	14 (14)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	26 (26)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	14 (14)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	26 (26)				
経済学科		20 (20)	8 (8)	0 (0)	2 (2)	30 (30)	0 (0)	293 (293)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 18人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	20 (20)	8 (8)	0 (0)	2 (2)	30 (30)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	20 (20)	8 (8)	0 (0)	2 (2)	30 (30)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	20 (20)	8 (8)	0 (0)	2 (2)	30 (30)				
社会安全学科		8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	71 (64)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 8人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)				
外国語学部 英米語学科		9 (9)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	185 (185)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 6人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	12 (12)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	9 (9)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	12 (12)				

設	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）					9 (9)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	12 (12)		
	中国語学科					5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	176 (176)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 5人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）					5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）					5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)		
	スペイン語学科					4 (4)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	8 (8)	0 (0)	175 (175)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					3 (3)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	6 (6)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 5人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)		
	小計（a～b）					4 (4)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	8 (8)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）					4 (4)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	8 (8)		
	国際日本語学科					5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	184 (184)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 5人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）					5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）					5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)		
	工学部 機械システム工学科					8 (8)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	152 (152)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					7 (7)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	11 (11)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
	小計（a～b）					8 (8)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	12 (12)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		

	インテリジェントな教育研究に必要とする者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	計（a～d）	8 (8)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	12 (12)		
電子システム工学科		9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	161 (161)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
	小計（a～b）	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)		
	情報工学科		7 (7)	5 (5)	0 (0)	1 (1)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	13 (13)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 7人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	7 (7)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	13 (13)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	7 (7)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	13 (13)		
	デザイン学科		9 (9)	5 (5)	0 (0)	0 (0)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
	小計（a～b）	9 (9)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	14 (14)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	9 (9)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	14 (14)		
	国際学部 国際学科		26 (26)	7 (7)	0 (0)	0 (0)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	26 (26)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	33 (33)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 15人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	26 (26)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	33 (33)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	26 (26)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	33 (33)		
	計		161 (161)	70 (70)	0 (0)	10 (10)		

分

既 設 分	該当なし		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)					
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)					
		小計（a～b）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)					
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)					
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)					
	計（a～d）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)						
計		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
合 計		161 (161)	70 (70)	0 (0)	10 (10)	241 (241)	0 (0)	－ (－)				
職 種		専 属			その他			計				
事 務 職 員		187 (187) 人			74 (74) 人			261 (261) 人				
技 術 職 員		8 (8)			8 (8)			16 (16)				
図 書 館 職 員		5 (5)			35 (35)			40 (40)				
そ の 他 の 職 員		0 (0)			7 (7)			7 (7)				
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)			0 (0)				
計		200 (200)			124 (124)			324 (324)				
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		371,333.79 m ²		0m ²		0m ²		371,333.79 m ²			
	そ の 他		845,895.65 m ²		0m ²		0m ²		845,895.65 m ²			
	合 計		1,217,229.44 m ²		0m ²		0m ²		1,217,229.44 m ²			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
			104,460.53 m ² (104,460.53m ²)		0m ² (0m ²)		0m ² (0m ²)		104,460.53 m ² (104,460.53m ²)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		346室		教 員 研 究 室		261室	大学全体		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		電子図書 〔うち外国書〕 種		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	機械・器具 点	標本 点	
	大学全体		768,437 [192,583] (723,305 [186,115])		1,102 [938] (1,102 [938])		32,995 [28,555] (32,995 [28,555])		26,159 [25,923] (26,159 [25,923])	15,408 (15,408)	0 (0)	
	計		768,437 [192,583] (723,305 [186,115])		1,102 [938] (1,102 [938])		32,995 [28,555] (32,995 [28,555])		26,159 [25,923] (26,159 [25,923])	15,408 (15,408)	0 (0)	
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			大学全体
			377.89 m ²			2,059.62 m ²			16,069.62 m ²			
経費 の見 積り 及び 維持 方法 の概 要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 ※図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。		
		教員1人当り研究費等		450千円	450千円	450千円	450千円	－ 千円	－ 千円			
		共同研究費等		34,980千円	34,980千円	34,980千円	34,980千円	－ 千円	－ 千円			
		図 書 購 入 費	176,366千円	176,366千円	176,366千円	176,366千円	176,366千円	－ 千円	－ 千円			
	設 備 購 入 費	561,626千円	218,365千円	218,365千円	218,365千円	218,365千円	－ 千円	－ 千円				
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	商学部		1,282千円	1,082千円	1,082千円	1,082千円	－ 千円	－ 千円				
	政経学部		1,282千円	1,082千円	1,082千円	1,082千円	－ 千円	－ 千円				
	外国語学部		1,337千円	1,137千円	1,137千円	1,137千円	－ 千円	－ 千円				
	工学部		1,630千円	1,430千円	1,430千円	1,430千円	－ 千円	－ 千円				
	国際学部		1,337千円	1,137千円	1,137千円	1,137千円	－ 千円	－ 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入等の事業活動収入を以て充当する。									

	大 学 等 の 名 称		拓殖大学					開設 年度	所 在 地	
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	収容定員 充 足 率			
既 設 大 学 等 の 状 況	【 学 部 】	年	人	年次 人	人		倍			
	商学部						1. 03			
	経営学科	4	416	—	1, 664	学士(商学)	1. 03	昭和24年度	東京都文京区小日向 3丁目4番14号	※令和3年度入学 定員増(36人) (経営学科)
	国際ビジネス学科	4	159	—	636	学士(商学)	1. 04	昭和24年度		※令和3年度入学 定員増(9人) (国際ビジネス学 科)
	会計学科	4	70	—	280	学士(商学)	1. 02	平成19年度		
	政経学部						1. 03			
	法律政治学科	4	230	—	920	学士(法律政治学)	1. 00	昭和24年度	東京都文京区小日向 3丁目4番14号	※令和3年度入学 定員増(23人) (経済学科)
	経済学科	4	473	—	1, 892	学士(経済学)	1. 05	昭和24年度		
	外国語学部						0. 79			
	英米語学科	4	130	—	520	学士(英米語)	0. 83	昭和52年度	東京都八王子市館町 815番地1	
	中国語学科	4	50	—	200	学士(中国語)	0. 73	昭和52年度		
	スペイン語学科	4	50	—	200	学士(スペイン語)	0. 70	昭和52年度		
	国際日本語学科	4	50	—	200	学士(日本語)	0. 86	令和2年度		
	工学部						1. 02			
	機械システム工学科	4	80	—	320	学士(工学)	0. 94	昭和62年度	東京都八王子市館町 815番地1	※令和4年度入学 定員増(25人) (情報工学科)
	電子システム工学科	4	80	—	320	学士(工学)	1. 01	昭和62年度		
	情報工学科	4	105	—	395	学士(工学)	1. 13	昭和62年度		
	デザイン学科	4	80	—	320	学士(工学)	0. 98	昭和62年度		
	国際学部						0. 88			
	国際学科	4	350	—	1, 400	学士(国際開発)	0. 88	平成19年度	東京都八王子市館町 815番地1	
	【 大 学 院 】									
	経済学研究科									
	国際経済専攻									
	(博士前期課程)	2	30	—	60	修士(経済学)	0. 41	昭和26年度	東京都文京区小日向 3丁目4番14号	
	(博士後期課程)	3	3	—	9	博士(経済学)	0. 22	昭和45年度		
	商学研究科									
	商学専攻									
	(博士前期課程)	2	30	—	60	修士(商学)	0. 51	昭和26年度	東京都文京区小日向 3丁目4番14号	
	(博士後期課程)	3	2	—	6	博士(商学)	0. 66	昭和45年度		
	工学研究科									
	機械・電子システム工学専攻									
	(博士前期課程)	2	18	—	36	修士(工学)	1. 00	平成26年度	東京都八王子市館町 815番地1	
	(博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0. 50	平成28年度		
	情報・デザイン工学専攻									
	(博士前期課程)	2	18	—	36	修士(工学)	0. 44	平成26年度		
	(博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0. 33	平成28年度		
	言語教育研究科									
	英語教育学専攻									
	(博士前期課程)	2	8	—	16	修士(言語教育学)	0. 43	平成9年度	東京都文京区小日向 3丁目4番14号	
	日本語教育学専攻									
	(博士前期課程)	2	8	—	16	修士(言語教育学)	1. 06	平成9年度		
	言語教育学専攻									
	(博士後期課程)	3	5	—	15	博士(言語教育学)	0. 60	平成11年度		
	国際協力学研究科									
	国際開発専攻									
	(博士前期課程)	2	20	—	40	修士(国際開発)	0. 77	平成16年度	東京都文京区小日向 3丁目4番14号	
	(博士後期課程)	3	3	—	9	博士(国際開発)	1. 33	平成18年度		
	安全保障専攻									
	(博士前期課程)	2	15	—	30	修士(安全保障)	0. 70	平成16年度		
	(博士後期課程)	3	2	—	6	博士(安全保障)	1. 50	平成18年度		
	地方政治行政研究科									
	地方政治行政専攻									
	(修士課程)	2	15	—	30	修士(政治行政)	0. 43	平成21年度	東京都文京区小日向 3丁目4番14号	

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	拓殖大学北海道短期大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
	農学ビジネス学科 保育学科	年 2	人 70	年次人 —	人 240	短期大学士（農学） 短期大学士（保育学）	倍 0.32 0.57	平成26年度 昭和55年度	北海道深川市深川町 メム4558番1	※令和6年度入学定員減(△100人) (農学ビジネス学科) ※令和6年度入学定員減(△10人) (保育学科)
附属施設の概要		名 称：政治経済研究所 目 的：政治・法律及び経済に関する調査研究、刊行物の発行、研究会、講演会、シンポジウム、公開講座等の開催 所 在 地：東京都文京区小日向3丁目4番14号 設置年月：平成9年4月 規 模 等：使用面積 20.90㎡								
		名 称：地方政治行政研究所 目 的：地方政治行政及び関連分野に関する調査研究、刊行物の発行、研究会、講演会、シンポジウム、公開講座等の開催 所 在 地：東京都文京区小日向3丁目4番14号 設置年月：平成21年1月 規 模 等：使用面積 20.25㎡								

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人拓殖大学 設置認可等に関わる組織の移行表

1. 拓殖大学

令和6年度

学 部	学 科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
商学部	経営学科	416	－	1,664
	国際ビジネス学科	159	－	636
	会計学科	70	－	280
政経学部	法律政治学科	230	－	920
	経済学科	473	－	1,892
外国語学部	英米語学科	130	－	520
	中国語学科	50	－	200
	スペイン語学科	50	－	200
	国際日本語学科	50	－	200
工学部	機械システム工学科	80	－	320
	電子システム工学科	80	－	320
	情報工学科	105	－	420
	デザイン学科	80	－	320
国際学部	国際学科	350	－	1,400
計		2,323	－	9,292

⇒

令和7年度

学 部	学 科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
商学部	経営学科	416	－	1,664	
	国際ビジネス学科	159	－	636	
	会計学科	70	－	280	
政経学部	法律政治学科	230	－	920	
	経済学科	473	－	1,892	
	社会安全学科	150	－	600	学部の学科の 設置(届出)
外国語学部	英米語学科	130	－	520	
	中国語学科	50	－	200	
	スペイン語学科	50	－	200	
	国際日本語学科	50	－	200	
工学部	機械システム工学科	80	－	320	
	電子システム工学科	80	－	320	
	情報工学科	105	－	420	
	デザイン学科	80	－	320	
国際学部	国際学科	350	－	1,400	
計		2,473	－	9,892	

2. 拓殖大学大学院

令和6年度

研究科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
経済学研究科	国際経済専攻(M)	30	－	60
商学研究科	商学専攻(M)	30	－	60
工学研究科	機械・電子システム工学専攻(M)	18	－	36
	情報・デザイン工学専攻(M)	18	－	36
言語教育研究科	英語教育学専攻(M)	8	－	16
	日本語教育学専攻(M)	8	－	16
国際協力学研究科	国際開発専攻(M)	20	－	40
	安全保障専攻(M)	15	－	30
地方政治行政研究科	地方政治行政専攻(M)	15	－	30
経済学研究科	国際経済専攻(D)	3	－	9
商学研究科	商学専攻(D)	2	－	6
工学研究科	機械・電子システム工学専攻(D)	2	－	6
	情報・デザイン工学専攻(D)	2	－	6
言語教育研究科	言語教育学専攻(D)	5	－	15
国際協力学研究科	国際開発専攻(D)	3	－	9
	安全保障専攻(D)	2	－	6
計		181	－	381

令和7年度

研究科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
経済学研究科	国際経済専攻(M)	30	－	60	
商学研究科	商学専攻(M)	30	－	60	
工学研究科	機械・電子システム工学専攻(M)	18	－	36	
	情報・デザイン工学専攻(M)	18	－	36	
言語教育研究科	英語教育学専攻(M)	8	－	16	
	日本語教育学専攻(M)	8	－	16	
国際協力学研究科	国際開発専攻(M)	20	－	40	
	安全保障専攻(M)	15	－	30	
地方政治行政研究科	地方政治行政専攻(M)	15	－	30	
経済学研究科	国際経済専攻(D)	3	－	9	
商学研究科	商学専攻(D)	2	－	6	
工学研究科	機械・電子システム工学専攻(D)	2	－	6	
	情報・デザイン工学専攻(D)	2	－	6	
言語教育研究科	言語教育学専攻(D)	5	－	15	
国際協力学研究科	国際開発専攻(D)	3	－	9	
	安全保障専攻(D)	2	－	6	
計		181	－	381	

3. 拓殖大学北海道短期大学

令和6年度

学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
農学ビジネス学科	70	－	140
保育学科	50	－	100
計	120	－	240

令和7年度

学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
農学ビジネス学科	70	－	140	
	<u>0</u>	－	<u>0</u>	令和7年4月 学生募集停止
計	<u>70</u>	－	<u>140</u>	

都道府県内における位置関係の図面

出典: Google マップ

拓殖大学 八王子国際キャンパス 〒193-0985 東京都八王子市館町815-1

学校の位置及びキャンパスの配置図の概要

八王子国際キャンパス

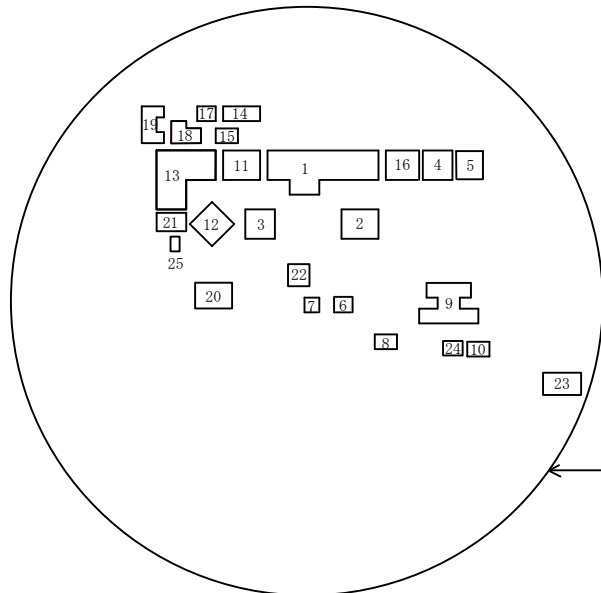
東京都八王子市館町815-1

政経学部(社会安全学科)

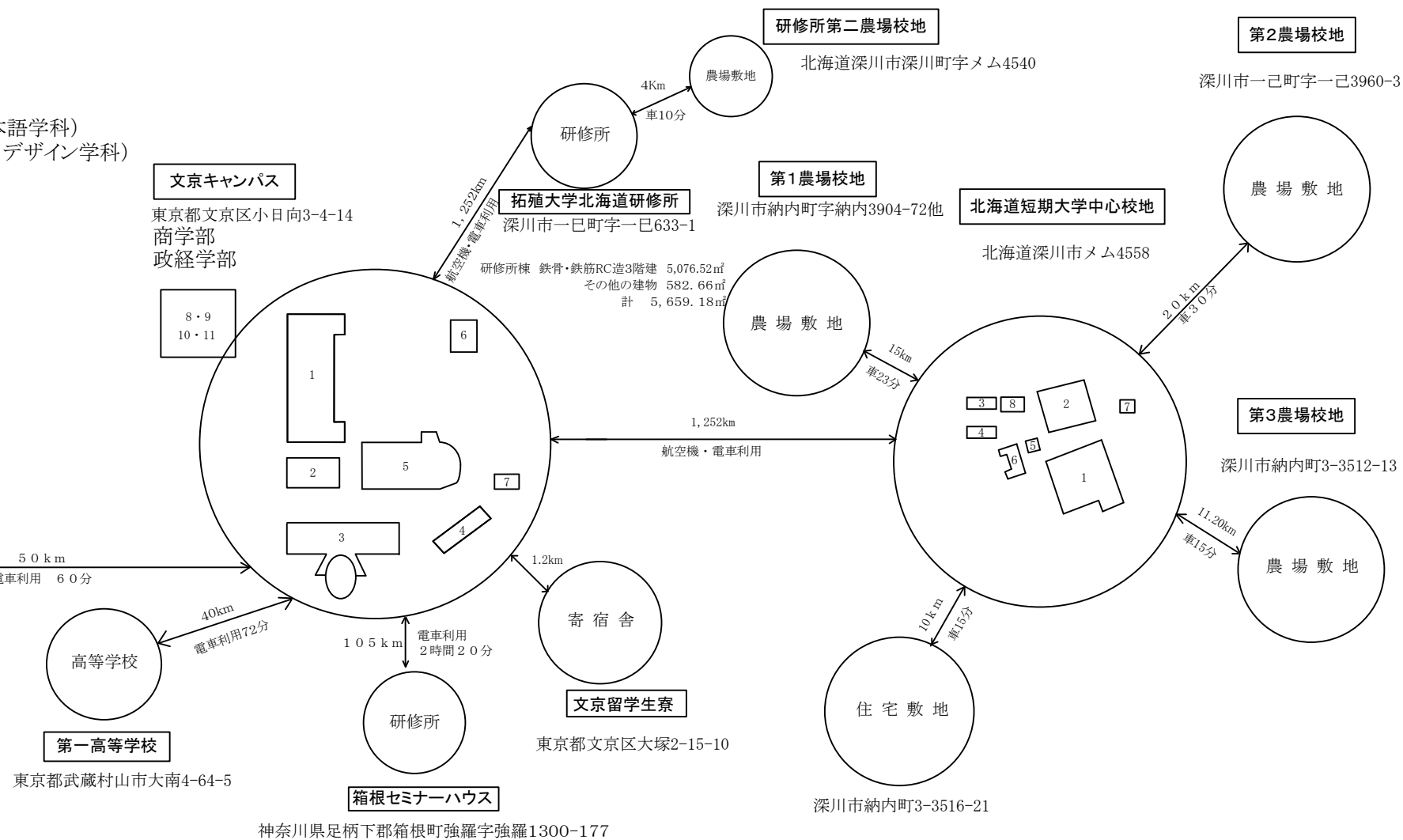
外国語学部(英米語学科・中国語学科・スペイン語学科、国際日本語学科)

工学部(機械システム工学科、電子システム工学科、情報工学科、デザイン学科)

国際学部(国際学科)



1.	A	館	鉄	筋	6	階	建	14,825.39㎡
2.	B	館	〃		2	階	建	1,044.77㎡
3.	C	館	〃		2	階	建	2,401.99㎡
4.	第一体育館		鉄骨	鉄筋	3	階	建	5,371.75㎡
5.	第二体育館		鉄骨	鉄筋	2	階	建	3,900.49㎡
6.	污水处理場		鉄	筋	2	階	建	245.00㎡
7.	污水处理場		鉄	筋	地付	下平	1階	198.68㎡
8.	機械棟		軽量	鉄骨	平	平	家	9.00㎡
9.	守衛棟		鉄	筋	3	階	建	3,328.74㎡
10.	第二体育寮		〃		〃	〃	〃	1,206.55㎡
11.	国際交流会館		鉄骨	鉄筋	8	階	建(BF1)	9,345.73㎡
12.	管理研究棟		鉄骨	鉄筋	3	階	建(BF2)	7,661.67㎡
13.	図書館		鉄	筋	4	階	建	12,141.15㎡
14.	工学部棟		鉄	骨	2	階	建	1,612.60㎡
15.	実験実習工場		鉄	骨	4	階	建	2,021.47㎡
16.	体育管理棟A		軽量	鉄骨	平	平	家	201.47㎡
17.	麗沢会館		鉄	筋	5	階	建(BF1)	2,936.80㎡
18.	第2実験実習工場		鉄	骨	平	平	家	162.00㎡
19.	D館		鉄	筋	4	階	建	4,274.86㎡
20.	学生交流会館		〃		4	階	建(BF1)	5,251.51㎡
21.	E館		〃		5	階	建	6,668.37㎡
22.	産学連携研究センター		〃		2	階	建	1,014.46㎡
23.	恩賜記念館		鉄骨	鉄筋	2	階	建	1,375.11㎡
24.	八王子留学生寮		鉄骨	鉄筋	4	階	建	3,629.86㎡
25.	第一体育寮		鉄	筋	5	階	建	2,342.97㎡
26.	ログハウス		木	造	2	階	建	129.78㎡
その他の校舎								1,405.75㎡
内訳		①校地管理倉庫			69.56㎡	⑤トレーニングルーム		161.04㎡
		②工学部倉庫			120.89㎡	⑥野球場屋内練習場		767.42㎡
		③第二体育館横倉庫			195.58㎡	⑦その他		1,055.76㎡
		④グラウンド倉庫			91.26㎡			
計								93,742.21㎡



1. 校舍棟	鐵骨鐵筋	4 階建	13,856.45m ²
2. 體育館	鐵筋	2 階建	2,405.15m ²
3. 部室棟	鐵筋	3 階建	2,228.86m ²
4. 倉庫	鐵筋平屋建		133.83m ²
5. 機械室	鐵筋平屋建		24.75m ²
6. 守衛所	鐵筋平屋建		15.71m ²
計			18,664.75m ²

1. A館	鉄筋3階建(B1F)	4,226.19㎡
2. B館	鉄骨鉄筋6階建(BF2)	6,629.62㎡
3. C館	鉄筋鉄骨7階建(B1F)	13,155.20㎡
4. D館	鉄骨鉄筋6階建(BF1)	2,795.10㎡
5. E館	鉄骨鉄筋10階建(BF2)	16,375.57㎡
6. H館	鉄骨鉄筋5階建	1,484.38㎡
7. 東門守衛所	鉄筋2階建	70.56㎡
8. F館	鉄筋3階建(BF1)	2,741.03㎡
9. G館	鉄筋5階建	988.20㎡
10. 設備棟	鉄筋2階建	132.90㎡
11. 門衛所	鉄筋2階建	45.90㎡
文京留学生寮	鉄筋3階建(BF1)	1,414.92㎡
箱根セミナーハウス	鉄筋4階建	817.81㎡
北海道研修所		5,659.18㎡
その他の校舎		132.97㎡
内訳	①倉庫 33.46㎡	③ゴミ置場 59.84㎡
	②守衛所 39.67㎡	
		計 56,669.53㎡

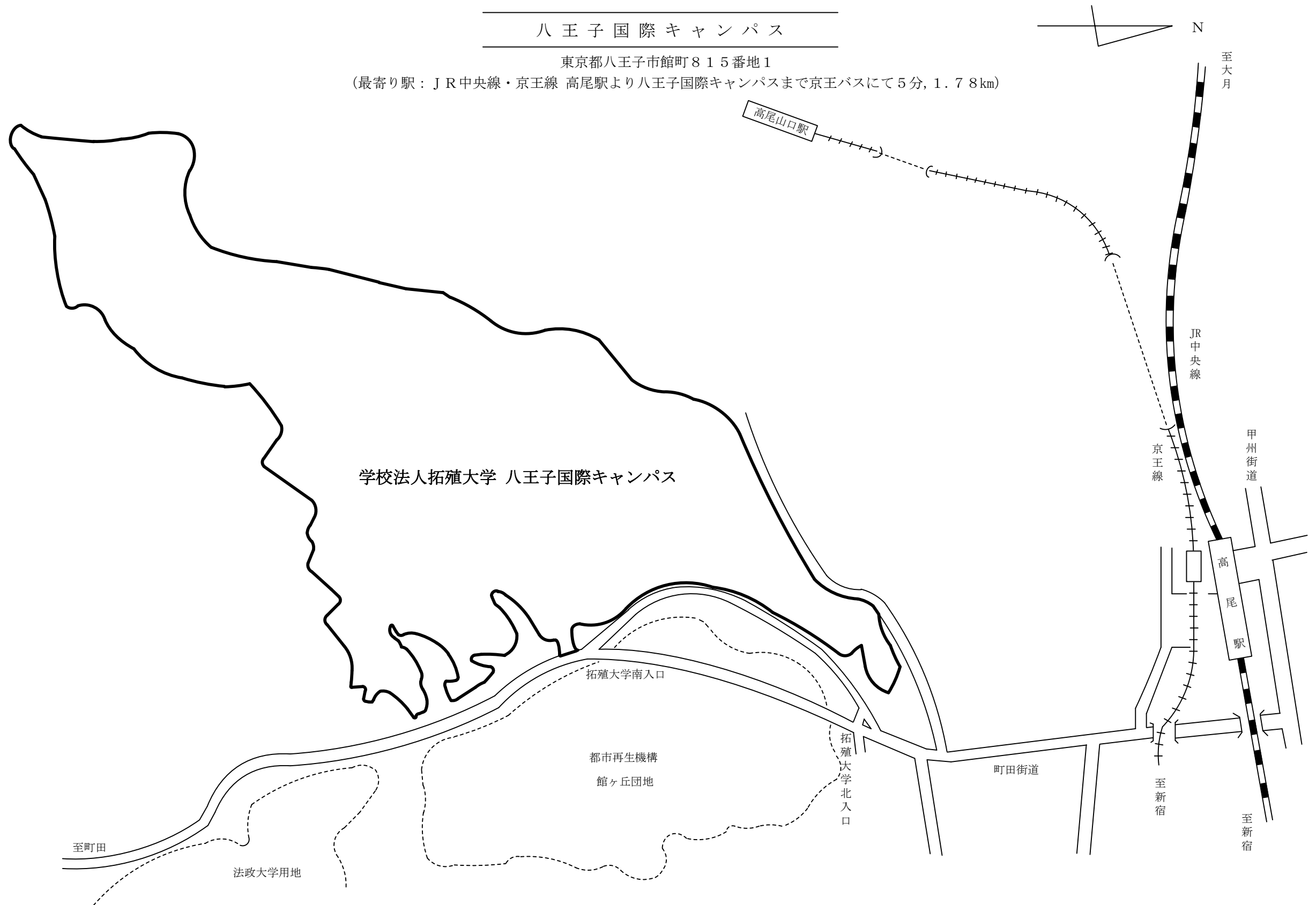
1. 本館棟	鉄筋	3階建	8,860.78㎡
2. 体育館棟	〃	2階建	1,821.83㎡
3. 実習棟	鉄骨	平屋建	210.60㎡
4. 格納庫	〃	〃	178.20㎡
5. 車庫	〃	〃	110.00㎡
6. 温室	〃	〃	227.88㎡
7. ログハウス	木造	〃	103.68㎡
8. 管理棟・ガラス温室	〃		482.05㎡
9. その他			58.41㎡
計			12,053.43㎡

最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

八王子国際キャンパス

東京都八王子市館町815番地1

(最寄り駅：JR中央線・京王線 高尾駅より八王子国際キャンパスまで京王バスにて5分, 1.78km)



目次

第 1 章	総則(第 1 条～第 3 条)
第 2 章	組織(第 4 条～第 10 条)
第 3 章	職員組織(第 11 条～第 16 条)
第 4 章	教授会(第 17 条・第 18 条)
第 5 章	学年・学期及び休業日(第 19 条～第 22 条)
第 6 章	修業年限及び在学年限(第 23 条・第 24 条)
第 7 章	入学(第 25 条～第 32 条)
第 8 章	教育課程及び履修方法(第 33 条～第 37 条)
第 9 章	試験・成績及び進級(第 38 条～第 41 条)
第 10 章	休学・転学・転部・転科・留学・退学及び除籍(第 42 条～第 50 条)
第 11 章	卒業及び学位(第 51 条・第 52 条)
第 12 章	賞罰(第 53 条・第 54 条)
第 13 章	科目等履修生・委託生・受託留学生及び研究生(第 55 条～第 59 条)
第 14 章	学費等(第 60 条～第 62 条)
第 15 章	奨学生(第 63 条)
第 16 章	公開講座(第 64 条)
第 17 章	寄宿舍(第 65 条)
第 18 章	雑則(第 66 条)
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 拓殖大学（以下「本学」という。）は、海外に赴き、地域の開発協力や福利の向上など、公私の事業に貢献できる有為の人材を育成するという建学の初志をふまえ、教育基本法を精神を体し、学校教育法に定める大学の役割を果たすべく、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、人格を陶冶し社会の発展に貢献できる有為の人材を育成することを目的とする。

2 第 4 条に定める学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第 1 に定める。

（使命）

第 2 条 本学は、積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為の人材の育成を建学の理念としている。この国際友愛と人間尊重の理念に基づき、日本及び世界の平和と文化の進展に寄与していくことを使命とする。

（自己点検・評価）

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営

並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部及び学科の設置)

第4条 本学に、商学部、政経学部、外国語学部、工学部及び国際学部を置く。

- (1) 商学部、経営学科、国際ビジネス学科及び会計学科を置く。
- (2) 政経学部、法律政治学科、経済学科及び社会安全学科を置く。
- (3) 外国語学部、英米語学科、中国語学科、スペイン語学科及び国際日本語学科を置く。
- (4) 工学部に、機械システム工学科、電子システム工学科、情報工学科及びデザイン学科を置く。
- (5) 国際学部に、国際学科を置く。

(入学定員及び収容定員)

第5条 前条に規定する各学科の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
商学部	経営学科	416 名 (※外国人留学生特別枠 36 名を含む)	1,664 名 (※外国人留学生特別枠 144 名を含む)
	国際ビジネス学科	159 名 (※外国人留学生特別枠 9 名を含む)	636 名 (※外国人留学生特別枠 36 名を含む)
	会計学科	70 名	280 名
政経学部	法律政治学科	230 名	920 名
	経済学科	473 名 (※外国人留学生特別枠 23 名を含む)	1,892 名 (※外国人留学生特別枠 92 名を含む)
	社会安全学科	150 名	600 名
外国語学部	英米語学科	130 名	520 名
	中国語学科	50 名	200 名
	スペイン語学科	50 名	200 名
	国際日本語学科	50 名	200 名
工学部	機械システム工学科	80 名	320 名
	電子システム工学科	80 名	320 名
	情報工学科	105 名	420 名
	デザイン学科	80 名	320 名
国際学部	国際学科	350 名	1,400 名

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(別科)

第7条 本学に、別科を置く。

2 別科に関する規則は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、附置研究所として、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、海外事情研究所、国際日本文化研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所、イスラーム研究所、地方政治行政研究所、産学連携研究センター及び地域連携センター(以下「研究所」という。)を置く。

2 研究所に関する規則は、別に定める。

(図書館)

第9条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

(事務組織等)

第10条 本学に、事務局、学生支援センター、入学支援センター、総合情報センター、就職キャリアセンター及び国際交流留学生センターを置く。

2 本学の事務組織、学生支援センター、入学支援センター、総合情報センター、就職キャリアセンター及び国際交流留学生センターに関する規則は別に定める。

第3章 職員組織

(職員)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、助教、講師、助手、学生主事、学生主事補、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(学長)

第12条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第13条 副学長は、学長を補佐し、命を受けて、校務を統括する。

(学部長)

第14条 各学部に、学部長を置く。

2 学部長は、その学部の教授のうちからこれをあてる。

3 学部長は、学長を補佐し、当該学部の校務を統括する。

(研究所長等)

第15条 研究所に、研究所長又はセンター長を置く。

(図書館長)

第16条 図書館に、図書館長を置く。

第4章 教授会

(学部教授会)

第17条 本学の各学部に、教授会を置く。

2 学部教授会は、当該学部の専任の教授、准教授及び助教をもって構成する。ただし、

その他の教育職員も出席させることができる。

3 学部教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教授会の運営に関する事項
- (2) 教育課程の編成、変更、実施及び講義担当に関する事項
- (3) 学部長の選挙に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 各種委員会に関する事項
- (6) 名誉教授の推薦に関する事項
- (7) 学則に関する事項
- (8) 学生の入学、退学、休学、進級、復学、転部、転科、留学、除籍、卒業及び課程の修了、学位の授与に関する事項
- (9) 学生の試験に関する事項
- (10) 奨学生の選考に関する事項
- (11) 学生の賞罰に関する事項
- (12) 学生団体、学生活動、その他学生生活に関する事項
- (13) 教授会規程の改廃に関する事項
- (14) その他当該学部の運営上重要な事項

4 前項第4号の審議及び議決には、准教授及び助教は参加することができない。

5 前3項に掲げる審議事項のうち、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与については、学長が決定を行うにあたり、必ず意見を述べなければならない。

6 学部教授会において審議、議決された事項は、学部長から学長に報告し、学長が決定する。

7 学部教授会に関するその他必要な事項は、別に定める。

(連合教授会)

第18条 本学に、連合教授会を置く。

2 連合教授会は、各学部の専任の教授をもって構成する。ただし、その他の教育職員も出席させることができる。

3 連合教授会は、学長が次に掲げる事項を決定するにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学部教授会から附託された事項
- (2) その他各学部に共通する事項

4 連合教授会に関するその他必要な事項は、別に定める。

第5章 学年・学期及び休業日

(学年)

第19条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第20条 学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原

則とする。

(休業日)

第22条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 本学の創立記念日(11月3日)
 - (3) 春季休業日 3月24日から3月31日まで
 - (4) 夏季休業日 7月11日から9月10日まで
 - (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、教授会の議を経て前項に規定する休業日を変更することができる。
- 3 第1項に規定するもののほか、学長は、教授会の議を経て臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 学部 of 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、6年をこえて在学することができない。ただし、教授会の議を経て学長が許可した場合は、8年以内の期間、在学することができる。

- 2 第30条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学年数の1.5倍の年数(端数が生じた場合は切上げた数)をこえて在学することができない。ただし、教授会の議を経て学長が許可した場合は、その2倍に相当する年数以内の期間、在学することができる。

第7章 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第26条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度試験に合格した者
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第 27 条 本学へ入学を志願する者は、入学志願書に別表第 2 — 1 に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 入学検定料は、受験の如何にかかわらずこれを返還しない。

(入学者の選考)

第 28 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 29 条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書・同意書その他所定の書類を提出するとともに、別表第 2 — 2 に定める学費及び所定の諸会費(以下「学費等」という。)を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学及び転入学)

第 30 条 次の各号の一に該当する者で、本学へ入学を志願するときは、学長は、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、相当学年に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 他の大学を退学した者

(4) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者

(5) 大学入学資格を有し、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(6) 大学入学資格を有し、高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 前項及び第 31 条の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が教授会の議を経て決定する。

(再入学)

第 31 条 学長は、本学の退学者及び除籍者が再入学を願い出たときは、次の各号に該当する者を除き、欠員がある場合に限り、教授会の議を経て相当学年に入学を許可することができる。

(1) 第 54 条第 2 項により放校退学された者

(2) 第 54 条第 2 項による諭旨退学者で退学決定日より 1 年以上経過していないとき。

(3) 第 50 条第 2 号により除籍された者

第 8 章 教育課程及び履修方法

(保護者等)

第 32 条 入学の許可を得た者は、保護者等を届け出なければならない。

2 保護者等は、父母若しくはこれに準ずる者とする。

3 保護者等は、学生が学修研究活動等を円滑に遂行していくうえで、大学と連携し、学生を指導・支援しなければならない。

(授業科目)

第 33 条 授業科目は、教養教育科目、基礎科目、外国語科目、初期教育科目、専門科目、

ゼミナール科目、自由科目、教職課程科目及び拓殖大学日本語教員養成講座科目等とする。

(メディアを利用して行う授業)

第 34 条 学長は、本学が教育上有益と認めるときは、前条の授業科目を、教授会の議を経て、多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち 60 単位を限度とする。

(履修方法)

第 35 条 授業科目の履修方法及び修得すべき単位数は、別表第 3 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 36 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて 45 時間を標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、ゼミナール論文、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 授業科目の単位数は、教授会の議を経て学長が定める。

(教育職員免許状の授与)

第 37 条 教育職員の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第 4 の通りである。

第 9 章 試験・成績及び進級

(履修届の提出)

第 38 条 学生は、毎年度所定の期日までに、履修すべき授業科目を記載した履修届を提出しなければならない。

(単位の授与及び試験等)

第 39 条 履修した授業科目は、試験その他の適切な方法等(以下「試験等」という。)により学修の成果を評価し、合格した者に単位を与える。

2 学費等を納付していない者、休学又は停学の期間中の者等には、単位を与えることができない。

3 試験等の実施については、別に定める。

(成績等)

第 40 条 学生に対して、授業の方法及び内容並びに授業の計画をあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

- 3 授業科目の成績評価は、S、A、B、C 及び F をもって表わし、S、A、B 及び C を合格とする。

(進級)

第 41 条 上級の学年に進級する基準は、別に定める。

第 10 章 休学・転学・転部・転科・留学・退学及び除籍

(休学)

第 42 条 疾病その他の事由により 3 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められた者に対し休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 43 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、さらに 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 4 年をこえることはできない。
3 休学期間は、第 24 条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第 44 条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転入学)

第 45 条 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(転部及び転科)

第 46 条 学長は、他の学部へ転部又は他の学科へ転科することを志願する者に対し、欠員がある場合に限り、教授会の議を経て、許可することができる。

(単位認定等)

第 47 条 学長は、本学が教育上有益と認めるときは、次の各号の一に該当する単位等は、教授会の議を経て、卒業の要件となる単位として認めることができる。

- (1) 本学が定める他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位
(2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位
(3) 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(いずれも外国の大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位及びその他文部科学大臣が別に定める学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位
2 前項により認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、60 単位を限度とする。

(留学)

第 48 条 本学の学生で、外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 24 条に定める在学期間を含めることができる。
- 3 前項の規定より履修し、修得した授業科目及び単位は、教授会の議を経て、商学部、政経学部、外国語学部、国際学部においては、30 単位を限度として、工学部においては、60 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(退学)

第 49 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 50 条 学長は、次の各号の一に該当する者を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 学費等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 24 条に定める在学年限をこえた者
- (3) 第 43 条第 2 項に定める休学期間をこえて修学できない者
- (4) 履修届の提出等在籍に要する手続を履行しない者

第 11 章 卒業及び学位

(卒業)

第 51 条 学長は、本学に 4 年(第 30 条第 1 項及び第 31 条の規定により入学した者については、第 30 条第 2 項により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、卒業を認定する。

(学位の授与)

第 52 条 卒業した者には、次の区分に従い、学位を授与する。

商学部	経営学科 国際ビジネス学科 会計学科	学士(商学)
政経学部	法律政治学科 経済学科 社会安全学科	学士(法律政治学) 学士(経済学) 学士(法律政治学)
外国語学部	英米語学科 中国語学科 スペイン語学科 国際日本語学科	学士(英米語) 学士(中国語) 学士(スペイン語) 学士(日本語)
工学部	機械システム工学科 電子システム工学科 情報工学科 デザイン学科	学士(工学)
国際学部	国際学科	学士(国際開発)

- 2 学位の授与に関し、その他必要な事項は拓殖大学学位規程の定めるところによる。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 53 条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者を教授会の議を経て表彰する。

(懲戒)

第 54 条 学長は、本学の規則に違反し、次の各号の一に該当する者に対し、教授会の議を経て、懲戒する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱した者
- (4) 学生としての本分に反した者

2 前項の懲戒の種類は、放校退学、論旨退学、停学、謹慎、譴責及び訓戒とする。

第 13 章 科目等履修生・委託生・受託留学生及び研究生

(科目等履修生)

第 55 条 学長は、本学において一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生は、学期ごとに入学を許可する。

3 科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

4 科目等履修生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(委託生)

第 56 条 学長は、本学に対して官公庁、外国政府又は内外の企業・機関等から委託があったときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生は、学期ごとに入学を許可する。

3 委託生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(受託留学生)

第 57 条 学長は、外国の大学との協定に基づき、当該大学からの委託によって一定の期間本学に留学する者は、教授会の議を経て、受託留学生として入学を許可する。

2 受託留学生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(研究生)

第 58 条 学長は、指導教員の指導のもとに特定事項に関する研究をしようとする者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生は、学期ごとに入学を許可する。

3 研究生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(学則の準用)

第 59 条 科目等履修生、委託生、受託留学生及び研究生には、本章に規定するほか、本学則の各章の規定を準用する。

第 14 章 学費等

(学費の額)

第 60 条 学費等の額は、別表第 2—2 及び別表第 2—3 に定めるとおりとする。

2 第 30 条第 1 項及び第 31 条の規定により入学を許可された者が納付すべき学費の額は、在学することとなる年次の学生に適用する学則に定める額とする。

- 3 卒業できない者及び上級の学年に進級できない者の学費は、別表第 2 — 2 に定める学費の額にかかわらず、滞留することとなる年次の学生に適用する学則に定める額とする。
- 4 学費の減免及び免除等の特例については、別に定める。

(学費等の納付)

第 61 条 学費及び所定の諸会費は、当該学年度分を別に定める期日までに納付しなければならない。

- 2 1 学期を通じて休学する者に対しては、休学中の授業料及び施設設備資金を免除する。
ただし、休学中は 1 学期につき 50,000 円の在籍料を納入しなければならない。

- 3 第 48 条に定める留学中の学費等は、全額納付しなければならない。

(学費等の返還)

第 62 条 納付した学費等は、事由の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学手続時において別に定めるところにより入学を辞退する場合は、この限りでない。

第 15 章 奨学生

(奨学生)

第 63 条 学長は、学力優秀、品行方正な学生を、教授会の議を経て、奨学生とすることができる。

- 2 奨学生に関する規程は、別に定める。

第 16 章 公開講座

(公開講座)

第 64 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する規程は別に定める。

第 17 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第 65 条 本学に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍に関する規程は、別に定める。

第 18 章 雑則

(学則の変更)

第 66 条 この学則は、教授会の議を経て、学長の提案に基づき、理事会の議決により変更することができる。

附 則

本学則は、昭和 24 年 4 月 1 日からこれを実施する。

附 則

本学則は、昭和 28 年 4 月 1 日からこれを実施する。

附 則

本学則は、昭和 32 年 4 月 1 日からこれを実施する。

附 則

本学則は、昭和 46 年 9 月 28 日改正し、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを適用する。ただ

し、昭和 46 年度以前の入学者については第 24 条、第 39 条及び第 40 条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 50 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 51 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 52 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 53 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 54 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 56 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 57 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 58 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 59 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 60 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 61 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 62 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 63 年度以前の入学者について

ては、なお従前の学則による。

附 則

本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
- 2 第 4 条の規定に拘らず、平成 3 年度から平成 7 年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
商学部	経営学科	510 名
	貿易学科	170 名
政経学部	政治学科	260 名
	経済学科	500 名

附 則

本学則は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学者については、第 29 条別表第 2 教職に関する科目の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 4 年度以前の入学者の学費については、第 54 条別表第 1—2 の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定に拘わらず、平成 8 年度から平成 11 年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	定 員
商学部	経営学科	510 名
	貿易学科	170 名
政経学部	政治学科	260 名
	経済学科	500 名

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 8 年度以前の入学者につ

いては、第 30 条別表第 2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

- 2 第 24 条別表第 1—1 入学検定料の改正は、平成 9 年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度以前の入学者については、第 30 条別表第 2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年度以前の入学者については、第 30 条別表第 2 及び第 57 条別表第 1—2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

改正 平成 14 年 3 月 13 日学則第 1 号、平成 15 年 2 月 20 日学則第 2 号

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 11 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度までの入学定員を次のとおりとする。

平成 12 年度

学 部	学 科	定 員
商学部	経営学科	474 名
	貿易学科	158 名
政経学部	政治学科	242 名
	経済学科	470 名

平成 13 年度

学 部	学 科	定 員
商学部	経営学科	468 名
	貿易学科	156 名
政経学部	政治学科	239 名
	経済学科	465 名

平成 14 年度

学 部	学 科	定 員
商学部	経営学科	462 名
	国際ビジネス学科	154 名
政経学部	政治学科	236 名
	経済学科	460 名

平成 15 年度

学 部	学 科	定 員
商学部	経営学科	456 名
	国際ビジネス学科	152 名
政経学部	法律政治学科	233 名
	経済学科	455 名

平成 16 年度

学 部	学 科	定 員
商学部	経営学科	450 名
	国際ビジネス学科	150 名
政経学部	法律政治学科	230 名
	経済学科	450 名

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度以前の入学者については、第 30 条別表第 2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年度以前の入学者については、第 29 条の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。
- 2 商学部貿易学科及び工学部電子工学科は、第 3 条の改正規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 14 年度以前の入学者については、第 29 条の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。
- 2 政経学部政治学科は、第 3 条の改正規定にかかわらず平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 学士(政治学)の学位は第 48 条の改正規定にかかわらず平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前の入学者については、第 29 条及び第 38 条並びに別表第 2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 16 年度以前の入学者については、第 30 条別表第 2 及び第 32 条別表第 3 並びに第 57 条別表第 1—2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 17 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前の入学者については、第 30 条別表第 2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。
- 2 第 37 条は、入学年度にかかわらず、前項に掲げる日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前の入学者に

については、第 29 条、第 30 条別表第 2 及び第 32 条別表第 3 並びに第 57 条別表第 1—3 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

- 2 工学部情報エレクトロニクス学科は、第 3 条の改正規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 国際開発学部開発協力学科、アジア太平洋学科は、第 3 条の改正規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
- 2 工学部工業デザイン学科は、第 3 条の改正規定にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学者については、第 32 条の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学者につ

いては、第 1 条別表第 1、第 6 条及び第 32 条別表第 3 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前の入学者については、第 32 条別表第 3、及び第 60 条別表第 2—2 の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

2 第 61 条第 2 項の改正は、平成 31 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

2 第 32 条の改正は、令和 3 年 4 月 1 日に在学する者から適応する。

附 則

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

2 第 47 条第 1 項第 3 号の改正は、令和 4 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

2 第 61 条第 2 項の改正は、令和 5 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

2 第 32 条及び第 39 条から第 41 条の改正は、令和 6 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

別表第1 学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

1 商学部

会計・経営・情報・流通・国際ビジネス等の商学の諸分野における実学を身につけ、グローバル化の進むビジネス社会で活躍できる人材を育成する。

(1) 経営学科

企業、組織、流通及び市場の仕組みやその活動を理解する能力と、経営を実践する能力を修得し、ビジネスの世界で活躍できる人材を育成する。

(2) 国際ビジネス学科

貿易、サービス・ビジネス、ホスピタリティ・ビジネス、コミュニケーション、ビジネス英語の各領域における実学を総合的に修得し、国際ビジネスの舞台で活躍できる人材を育成する。

(3) 会計学科

ビジネス世界における会計情報の役割及び企業法制度の仕組みを修得し、職業的会計人(会計のプロフェッショナル)として活躍できる人材を育成する。

2 政経学部

法律・政治・経済の3分野における基礎及び専門知識を身につけ、国際的視野に立ち公共と民間の多様な領域で社会に貢献できる人材を育成する。

(1) 法律政治学科

法学・政治学分野における理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する。

(2) 経済学科

経済学分野における理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する。

(3) 社会安全学科

法学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する。

3 外国語学部

言語の仕組みや働きについての専門的知識を持ち、単に読み・書き・話し・聞くことができるだけでなく、言語に関わる幅広い分野において、知的コミュニケーションができる当該言語運用能力を修得させ、優れた語学の力と国際感覚を持ち、自国の言語、文化、社会をしっかりと理解した上で、他国の文化を尊重し、相互理解に導く力を持った人を育てる。

(1) 英米語学科

世界で広く用いられている英語の高い運用力とコミュニケーション能力を修得し、豊かな教養と異文化理解をもって国の内外で活躍できる人材を育成する。

(2) 中国語学科

世界で広く用いられている中国語の高い運用力とコミュニケーション能力を修得し、豊かな教養と異文化理解をもって国の内外で活躍できる人材を育成する。

(3) スペイン語学科

世界で広く用いられているスペイン語の高い運用力とコミュニケーション能力を修得し、豊かな教養と異文化理解をもって国の内外で活躍できる人材を育成する。

(4) 国際日本語学科

日本語についての知見をもとにした言語を通しての相互理解と発信する力、日本文化への洞察をもとにした社会的人間関係を構築し、発展させる力、そして、問題を発見し、思考するとともにコミュニケーションを通して解決する力を身につける。

日本の言語、文化、社会への深い理解のうえに、優れた発信型の語学力と異文化コミュニケーション能力を有し、また、グローバルな視野と教養、実践力を身につけた、国内外の幅広い分野で活躍できる人材を育てる。

4 工学部

工学に関する基礎から応用に至る「ものづくり」を重視した知識と技術能力を修得し、日本と国際社会の発展に貢献できる人材を育成する。

(1) 機械システム工学科

国際感覚と教養を身につけるとともに、機械システム工学に関する均整のとれた知識を修得し、社会と工学の発展に貢献できる人材を育成する。

(2) 電子システム工学科

現代社会を支える多様化した電子システムを開発・運用するために必要な知識と技術能力を修得し、国内外の発展に貢献できる人材を育成する。

(3) 情報工学科

情報社会及び多彩な産業分野におけるコンピュータ活用技術を身につけ、情報システムの構築並びに情報サービスの発展に貢献できる人材を育成する。

(4) デザイン学科

工学における「ものづくり」を基盤に、デザイン提案に必要な知識と技術能力を身につけ、生活文化の発展に貢献できる人材を育成する。

5 国際学部 国際学科

諸外国の言語、文化、民族、政治経済システムを理解し、国際協力、国際経済、国際政治、国際文化、国際観光、農業総合、国際スポーツの7つの分野におけるグローバル化した社会の諸課題に取り組み、その解決に貢献できる人材を育成する。

別表第 2 — 1

項 目	金 額			
	商学部・ 政経学部	外国語学部	工学部	国際学部
入学検定料	35,000 円	35,000 円	35,000 円	35,000 円
転部・転科検定料	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
科目等履修生検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円
委託生検定料	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
研究生検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

別表第 2 — 2

項 目	金 額			
	商学部・ 政経学部	外国語学部	工学部	国際学部
入学金	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
授業料	792,000 円	907,000 円	1,000,000 円	907,000 円
施設設備資金	290,000 円	230,000 円	430,000 円	230,000 円

※入学金は入学時のみ

別表第 2 — 3

項 目		金 額			
		商学部・ 政経学部	外国語学部	工学部	国際学部
教職課程登録料		10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
科目等履修生	登録料	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円
	履修料	1 単位科目 15,000 円	1 単位科目 15,000 円	1 単位科目 15,000 円	1 単位科目 15,000 円
研究生	登録料	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円
	研究指導料	1 年 400,000 円	1 年 400,000 円	1 年 400,000 円	1 年 400,000 円
		半年 200,000 円	半年 200,000 円	半年 200,000 円	半年 200,000 円

政経学部

必修 数字白ヌキ
 選択必修 数字()印
 外国人留学生 ☆印

全学共通教養科目(法律政治学科・経済学科共通)

A系列（国際性を高める）	SDG s 基礎	2
	日本史	2
	東洋史	2
	イスラム社会の歴史と文化	2
	西洋史	2
	西洋文化史	2
	宗教学	2
	人文地理学	2
	安全と危機管理	2
	現代の国際関係	2
	防災と安全	2
	文化人類学	2
	生態学	2
	環境科学	2
	講座「拓く力」（世界の中の日本）	2
B系列（専門性の幅を広げる）	日本国憲法	2
	政治学	2
	社会学	2
	経済学	2
	経営学	2
	流通論	2
	近代社会の思想史	2
	コミュニティ論	2
	福祉学	2
	ジェンダー論	2
	地球科学	2
	物理学	2
	化学	2
	生物学	2
	健康科学	2
	天文学	2
	自然認識の歴史	2
	技術史・技術論	2
C系列（人間性を高める）	哲学	2
	倫理学	2

	論理学	2
	心理学	2
	日本文学	2
	外国文学	2
	美術	2
	音楽	2
	映像文化論	2
	伝統芸能	2
	武道論	2
	考古学	2
	トレーニング理論	2
	スポーツの心理学	2
	スポーツの歴史と社会	2
	講座「スポーツと人間」	2
	スポーツ演習	1
	トレーニング演習	1
D系列（キャリア形成を行う）	職業と人生	2
	文章表現の基礎	2
	レポートの書き方	2
	ビジネス文の書き方	2
	プレゼンテーションと交渉	2
	口頭表現の技法	2
	ボランティア論	2
	歴史の中の拓殖大学	2
E系列（データ活用能力を養う）	A I ・データサイエンス基礎	2
	I Tパスポート	2
	情報リテラシー	2
	数学	2
	統計学	2

全学共通教養科目(社会安全学科)

A系列（国際性を高める）	S D G s 基礎	2
	日本史	2
	東洋史	2
	西洋史	2
	西洋文化史	2
	宗教学	2
	人文地理学	2
	現代の国際関係	2
	防災と安全	2

	文化人類学	2
	生態学	2
	環境科学	2
B 系列（専門性の幅を広げる）	日本国憲法	2
	政治学	2
	社会学	2
	経済学	2
	流通論	2
	近代社会の思想史	2
	コミュニティ論	2
	健康科学	2
C 系列（人間性を高める）	哲学	2
	倫理学	2
	論理学	2
	心理学	2
	外国文学	2
	美術	2
	音楽	2
	映像文化論	2
	武道論	2
	スポーツの心理学	2
	スポーツの歴史と社会	2
	スポーツ演習	1
	トレーニング演習	1
D 系列（キャリア形成を行う）	職業と人生	2
	文章表現の基礎	2
	レポートの書き方	2
	ビジネス文の書き方	2
	プレゼンテーションと交渉	2
	口頭表現の技法	2
	ボランティア論	2
	歴史の中の拓殖大学	2
E 系列（データ活用能力を養う）	A I ・データサイエンス基礎	2
	I T パスポート	2
	情報リテラシー	2
	数学	2
	統計学	2

外国語科目（法律政治学科・経済学科共通）

必修外国語科目	第一外国語	1 年英語① I	①
---------	-------	----------	---

(英語)	1 年英語①Ⅱ	①
	1 年英語②Ⅰ	①
	1 年英語②Ⅱ	①
	2 年英語①Ⅰ	①
	2 年英語①Ⅱ	①
	2 年英語②Ⅰ	①
	2 年英語②Ⅱ	①
第二外国語	1 年アラビア語①Ⅰ	(1)
	1 年アラビア語①Ⅱ	(1)
	1 年アラビア語②Ⅰ	(1)
	1 年アラビア語②Ⅱ	(1)
	2 年アラビア語①Ⅰ	(1)
	2 年アラビア語①Ⅱ	(1)
	2 年アラビア語②Ⅰ	(1)
	2 年アラビア語②Ⅱ	(1)
	1 年ブラジル・ポルトガル語①Ⅰ	(1)
	1 年ブラジル・ポルトガル語①Ⅱ	(1)
	1 年ブラジル・ポルトガル語②Ⅰ	(1)
	1 年ブラジル・ポルトガル語②Ⅱ	(1)
	2 年ブラジル・ポルトガル語①Ⅰ	(1)
	2 年ブラジル・ポルトガル語①Ⅱ	(1)
	2 年ブラジル・ポルトガル語②Ⅰ	(1)
	2 年ブラジル・ポルトガル語②Ⅱ	(1)
	1 年中国語①Ⅰ	(1)
	1 年中国語①Ⅱ	(1)
	1 年中国語②Ⅰ	(1)
	1 年中国語②Ⅱ	(1)
	2 年中国語①Ⅰ	(1)
	2 年中国語①Ⅱ	(1)
	2 年中国語②Ⅰ	(1)
	2 年中国語②Ⅱ	(1)
	1 年フランス語①Ⅰ	(1)
	1 年フランス語①Ⅱ	(1)
	1 年フランス語②Ⅰ	(1)
	1 年フランス語②Ⅱ	(1)
	2 年フランス語①Ⅰ	(1)
	2 年フランス語①Ⅱ	(1)
	2 年フランス語②Ⅰ	(1)
	2 年フランス語②Ⅱ	(1)
	1 年ドイツ語①Ⅰ	(1)

	1 年ドイツ語①Ⅱ	(1)
	1 年ドイツ語②Ⅰ	(1)
	1 年ドイツ語②Ⅱ	(1)
	2 年ドイツ語①Ⅰ	(1)
	2 年ドイツ語①Ⅱ	(1)
	2 年ドイツ語②Ⅰ	(1)
	2 年ドイツ語②Ⅱ	(1)
	1 年ヒンディー語①Ⅰ	(1)
	1 年ヒンディー語①Ⅱ	(1)
	1 年ヒンディー語②Ⅰ	(1)
	1 年ヒンディー語②Ⅱ	(1)
	2 年ヒンディー語①Ⅰ	(1)
	2 年ヒンディー語①Ⅱ	(1)
	2 年ヒンディー語②Ⅰ	(1)
	2 年ヒンディー語②Ⅱ	(1)
	1 年インドネシア・マレーシア語①Ⅰ	(1)
	1 年インドネシア・マレーシア語①Ⅱ	(1)
	1 年インドネシア・マレーシア語②Ⅰ	(1)
	1 年インドネシア・マレーシア語②Ⅱ	(1)
	2 年インドネシア・マレーシア語①Ⅰ	(1)
	2 年インドネシア・マレーシア語①Ⅱ	(1)
	2 年インドネシア・マレーシア語②Ⅰ	(1)
	2 年インドネシア・マレーシア語②Ⅱ	(1)
	1 年韓国語①Ⅰ	(1)
	1 年韓国語①Ⅱ	(1)
	1 年韓国語②Ⅰ	(1)
	1 年韓国語②Ⅱ	(1)
	2 年韓国語①Ⅰ	(1)
	2 年韓国語①Ⅱ	(1)
	2 年韓国語②Ⅰ	(1)
	2 年韓国語②Ⅱ	(1)
	1 年ロシア語①Ⅰ	(1)
	1 年ロシア語①Ⅱ	(1)
	1 年ロシア語②Ⅰ	(1)
	1 年ロシア語②Ⅱ	(1)
	2 年ロシア語①Ⅰ	(1)
	2 年ロシア語①Ⅱ	(1)
	2 年ロシア語②Ⅰ	(1)
	2 年ロシア語②Ⅱ	(1)
	1 年スペイン語①Ⅰ	(1)

		1年スペイン語①Ⅱ	(1)
		1年スペイン語②Ⅰ	(1)
		1年スペイン語②Ⅱ	(1)
		2年スペイン語①Ⅰ	(1)
		2年スペイン語①Ⅱ	(1)
		2年スペイン語②Ⅰ	(1)
		2年スペイン語②Ⅱ	(1)
	第二外国語 (日本語)	☆ 1年日本語①Ⅰ	①
		☆ 1年日本語①Ⅱ	①
		☆ 1年日本語②Ⅰ	①
		☆ 1年日本語②Ⅱ	①
		☆ 2年日本語①Ⅰ	①
		☆ 2年日本語①Ⅱ	①
		☆ 2年日本語②Ⅰ	①
		☆ 2年日本語②Ⅱ	①
		☆ 3年ビジネス日本語Ⅰ	①
		☆ 3年ビジネス日本語Ⅱ	①
		☆ 日本の社会と文化①Ⅰ	②
		☆ 日本の社会と文化①Ⅱ	②
		☆ 日本の社会と文化②Ⅰ	②
		☆ 日本の社会と文化②Ⅱ	②
		☆ 日本の社会と文化③Ⅰ	②
		☆ 日本の社会と文化③Ⅱ	②
選択外国語科目	英語	英語プレゼンテーション演習Ⅰ	2
		英語プレゼンテーション演習Ⅱ	2
		英語ライティング演習Ⅰ	2
		英語ライティング演習Ⅱ	2
		英語プレゼンテーション上級演習Ⅰ	2
		英語プレゼンテーション上級演習Ⅱ	2
		英語ライティング上級演習Ⅰ	2
		英語ライティング上級演習Ⅱ	2
	第二外国語	ブラジル・ポルトガル語会話演習Ⅰ	2
		ブラジル・ポルトガル語会話演習Ⅱ	2
		中国語会話演習Ⅰ	2
		中国語会話演習Ⅱ	2
		フランス語会話演習Ⅰ	2
		フランス語会話演習Ⅱ	2
		ドイツ語会話演習Ⅰ	2
		ドイツ語会話演習Ⅱ	2
		ヒンディー語会話演習Ⅰ	2

	ヒンディー語会話演習Ⅱ	2
	インドネシア・マレーシア語会話演習Ⅰ	2
	インドネシア・マレーシア語会話演習Ⅱ	2
	韓国語会話演習Ⅰ	2
	韓国語会話演習Ⅱ	2
	ロシア語会話演習Ⅰ	2
	ロシア語会話演習Ⅱ	2
	スペイン語会話演習Ⅰ	2
	スペイン語会話演習Ⅱ	2

外国語科目(社会安全学科)

外国語科目	第一外国語 (英語)	1年英語①Ⅰ	①
		1年英語①Ⅱ	①
		1年英語②Ⅰ	①
		1年英語②Ⅱ	①
		2年英語①Ⅰ	1
		2年英語①Ⅱ	1
		2年英語②Ⅰ	1
		2年英語②Ⅱ	1
	第二外国語	1年中国語Ⅰ	1
		1年中国語Ⅱ	1
		2年中国語Ⅰ	1
		2年中国語Ⅱ	1
		1年韓国語Ⅰ	1
		1年韓国語Ⅱ	1
		2年韓国語Ⅰ	1
		2年韓国語Ⅱ	1
		1年スペイン語Ⅰ	1
		1年スペイン語Ⅱ	1
		2年スペイン語Ⅰ	1
		2年スペイン語Ⅱ	1
	第二外国語 (日本語)	☆ 1年日本語①Ⅰ (留学生)	1
		☆ 1年日本語①Ⅱ (留学生)	1
		☆ 1年日本語②Ⅰ (留学生)	1
		☆ 1年日本語②Ⅱ (留学生)	1
		☆ 2年日本語①Ⅰ (留学生)	1
		☆ 2年日本語①Ⅱ (留学生)	1
		☆ 2年日本語②Ⅰ (留学生)	1
		☆ 2年日本語②Ⅱ (留学生)	1
		☆ 3年ビジネス日本語Ⅰ (留学生)	1

	☆ 3年ビジネス日本語Ⅱ（留学生）	1
	☆ 1年専門日本語Ⅰ（留学生）	1
	☆ 1年専門日本語Ⅱ（留学生）	1
	☆ 2年専門日本語Ⅰ（留学生）	1
	☆ 2年専門日本語Ⅱ（留学生）	1
	☆ 日本の社会と文化Ⅰ（留学生）	2
	☆ 日本の社会と文化Ⅱ（留学生）	2

専門科目（法律政治学科）

基礎科目	アカデミック・スキル	②
	情報リテラシー A	②
	情報リテラシー B	②
	法学入門	2
	政治学入門	2
	行政学入門	2
	国際関係入門	2
	経済学入門(現代経済)	2
	経済学入門(グローバル経済)	2
	統計入門	2
	哲学・思想入門	2
演習科目	基礎外書購読 A	2
	基礎外書購読 B	2
	2年ゼミナール	4
	3年ゼミナール	4
	外書講読 A	2
	外書講読 B	2
	4年ゼミナール	4
	ゼミナール論文	4
情報科目	プログラミング A	2
	プログラミング B	2
	ネットワークとマルチメディア A	2
	ネットワークとマルチメディア B	2
	情報科学論 A	2
	情報科学論 B	2
	データ解析論 A	2
	データ解析論 B	2
キャリア・ディベロップメント科目	CSR 論	2
	職業能力基礎(SPI)非言語	2
	職業能力基礎(SPI)言語	2
	海外研修 A	2

		海外研修 B	2
		実務研修 A	2
		実務研修 B	2
		環境研修	2
		資格試験英語中級	2
		資格試験ブラジル・ポルトガル語中級	2
		資格試験中国語中級	2
		資格試験フランス語中級	2
		資格試験ドイツ語中級	2
		資格試験インドネシア・マレーシア語中級	2
		資格試験韓国語中級	2
		資格試験ロシア語中級	2
		資格試験スペイン語中級	2
		資格試験英語上級	2
		資格試験中国語上級	2
		資格試験フランス語上級	2
		資格試験ドイツ語上級	2
		資格試験韓国語上級	2
		資格試験スペイン語上級	2
		キャリアデザイン	2
		CSR 実務研修	2
		ジャーナリズム・イングリッシュ A	2
		ジャーナリズム・イングリッシュ B	2
学科専門科目	法律 A（公法系）	憲法（日本国憲法の基本）	②
		憲法（基本的人権）	2
		憲法（統治機構）	2
		行政法（総論）	2
		刑法（各論）Ⅰ	2
		刑法（各論）Ⅱ	2
		刑法（総論）Ⅰ	2
		刑法（総論）Ⅱ	2
		刑事訴訟法Ⅰ	2
		刑事訴訟法Ⅱ	2
		刑事政策 A	2
		刑事政策 B	2
		少年法	2
		行政法（各論）	2
		税法 A	2
		税法 B	2
		地方自治法 A	2

	地方自治法 B	2
法律 B (私法系)	民法(総則)	2
	民法(物権法)	2
	民法(債権各論)A	2
	民法(債権各論)B	2
	民法(担保物権法)	2
	民法(債権総論)A	2
	民法(債権総論)B	2
	民法(不法行為法)	2
	民法(家族法)A	2
	民法(家族法)B	2
	商法(総則)	2
	商法(商行為)	2
	民事訴訟法 A	2
	民事訴訟法 B	2
	会社法 A	2
	会社法 B	2
	手形・小切手法 A	2
	手形・小切手法 B	2
法律 C (社会法・その他)	犯罪学	2
	地域安全論	2
	被害者学	2
	労働法 A	2
	労働法 B	2
	環境法 A	2
	環境法 B	2
	法思想史	2
	法社会学	2
	知的財産権法 A	2
	知的財産権法 B	2
	農業法	2
	法学特講	2
法律 D (国際関係法系)	国際法 A	2
	国際法 B	2
	国際私法 A	2
	国際私法 B	2
政治	政治学原論	②
	政治学方法論	2
	政治理論史 A	2
	政治理論史 B	2

	日本政治史 A	2
	日本政治史 B	2
	西洋政治史 A	2
	西洋政治史 B	2
	政治過程論 A	2
	政治過程論 B	2
	現代デモクラシー論	2
	計量政治学	2
	比較政治学 A	2
	比較政治学 B	2
	社会心理学 A	2
	社会心理学 B	2
	政治行動論	2
	マスメディア論	2
	現代日本政治論 A	2
	現代日本政治論 B	2
	政治コミュニケーション論	2
	日本政治思想史 A	2
	日本政治思想史 B	2
	現代政治哲学	2
	政治学特講	2
地方・行政・ 政策	地方自治論	2
	地方政治論	2
	行政学 A	2
	行政学 B	2
	行政管理論	2
	公共政策論 A	2
	公共政策論 B	2
	地域振興論	2
	社会政策論 A	2
	社会政策論 B	2
	地域防災論	2
	地域危機管理論	2
	都市政策	2
	環境政策	2
	社会保障論 A	2
	社会保障論 B	2
	地方財政 A	2
	地方財政 B	2
	公務員論	2

	NPO 論	2
国際関係	国際政治史 A	2
	国際政治史 B	2
	国際関係論 A	2
	国際関係論 B	2
	国際機構論 A	2
	国際機構論 B	2
	日本外交史 A	2
	日本外交史 B	2
	安全保障論	2
	国際政治学 A	2
	国際政治学 B	2
	国際関係特講	2
地域研究	地域研究総論	2
	多文化コミュニケーション	2
	朝鮮半島研究	2
	中国研究	2
	台湾研究	2
	東南アジア研究	2
	南アジア研究	2
	中東研究	2
	ロシア研究	2
	ヨーロッパ研究	2
	アメリカ研究	2
	ラテン・アメリカ研究	2
	アフリカ研究	2
	朝鮮半島政治論 A	2
	朝鮮半島政治論 B	2
	中国政治論 A	2
	中国政治論 B	2
	東南アジア政治論 A	2
	東南アジア政治論 B	2
	中東政治論 A	2
	中東政治論 B	2
	ヨーロッパ政治論 A	2
	ヨーロッパ政治論 B	2
	アメリカ政治論 A	2
	アメリカ政治論 B	2
	台湾政治論 A	2
	台湾政治論 B	2

		南アジア政治論 A	2
		南アジア政治論 B	2
		ロシア政治論 A	2
		ロシア政治論 B	2
		ラテン・アメリカ政治論 A	2
		ラテン・アメリカ政治論 B	2
		アフリカ政治論 A	2
		アフリカ政治論 B	2
		地域研究特講	2
	教職	日本史概論Ⅰ	2
		日本史概論Ⅱ	2
		外国史概論Ⅰ	2
		外国史概論Ⅱ	2
		人文地理学概論Ⅰ	2
		人文地理学概論Ⅱ	2
		自然地理学概論Ⅰ	2
		自然地理学概論Ⅱ	2
		地誌学概論Ⅰ	2
		地誌学概論Ⅱ	2
		社会学概論	2
自由科目	講座「S D G s」	2	
	CSR 各論	2	
	国際農業論	2	
	グリーン・ツーリズム論	2	
	スポーツ栄養学	2	
	スポーツ経済論	2	
	スポーツ経営論	2	
	コーチング論 A	2	
	コーチング論 B	2	
	スポーツ医学 A	2	
	スポーツ医学 B	2	
	競技者養成システム論	2	
	次の科目区分から選択履修する。		
	教養教育科目		
	外国語科目		
	専門科目		
	経済学科の学科専門科目		
	他学部科目		
	教職課程科目		
	単位互換協定に基づく単位互換科目		

専門科目(経済学科)

基礎科目	アカデミック・スキル	②
	情報リテラシー A	②
	情報リテラシー B	②
	経済学入門(現代経済)	2
	経済学入門(グローバル経済)	2
	統計入門	2
	国際関係入門	2
	法学入門	2
	政治学入門	2
	行政学入門	2
	哲学・思想入門	2
演習科目	基礎外書講読 A	2
	基礎外書講読 B	2
	2 年ゼミナール	4
	3 年ゼミナール	4
	外書講読 A	2
	外書講読 B	2
	4 年ゼミナール	4
	ゼミナール論文	4
情報科目	プログラミング A	2
	プログラミング B	2
	ネットワークとマルチメディア A	2
	ネットワークとマルチメディア B	2
	情報科学論 A	2
	情報科学論 B	2
	データ解析論 A	2
	データ解析論 B	2
キャリア・ディベロップメント科目	CSR 論	2
	職業能力基礎(SPI)非言語	2
	職業能力基礎(SPI)言語	2
	海外研修 A	2
	海外研修 B	2
	実務研修 A	2
	実務研修 B	2
	環境研修	2
	資格試験英語中級	2
	資格試験ブラジル・ポルトガル語中級	2
	資格試験中国語中級	2

		資格試験フランス語中級	2
		資格試験ドイツ語中級	2
		資格試験インドネシア・マレーシア語中級	2
		資格試験韓国語中級	2
		資格試験ロシア語中級	2
		資格試験スペイン語中級	2
		資格試験英語上級	2
		資格試験中国語上級	2
		資格試験フランス語上級	2
		資格試験ドイツ語上級	2
		資格試験韓国語上級	2
		資格試験スペイン語上級	2
		キャリアデザイン	2
		CSR 実務研修	2
		ジャーナリズム・イングリッシュ A	2
		ジャーナリズム・イングリッシュ B	2
学科専門科目	1 経済の基礎理論	マクロ経済学Ⅰ	② 2
		マクロ経済学Ⅱ	2
		ミクロ経済学Ⅰ	② 2
		ミクロ経済学Ⅱ	2
		ゲームの理論 A	2
		ゲームの理論 B	2
		経済数学 A	2
		経済数学 B	2
		経済統計 A	2
		経済統計 B	2
		経済データ分析 A	2
		経済データ分析 B	2
		公共経済学 A	2
		公共経済学 B	2
		経済変動論	2
		計量経済学 A	2
		計量経済学 B	2
		経済発展論 A	2
		経済発展論 B	2
		経済政策論 A	2
		経済政策論 B	2
		厚生経済学 A	2
		厚生経済学 B	2
		中級マクロ経済学Ⅰ	2

	中級マクロ経済学Ⅱ	2
	中級ミクロ経済学Ⅰ	2
	中級ミクロ経済学Ⅱ	2
	人口経済学 A	2
	人口経済学 B	2
	経済学特講	2
2 経済の歴史	日本経済史 A	2
	日本経済史 B	2
	経済学史 A	2
	経済学史 B	2
	アジア経済史 A	2
	アジア経済史 B	2
	ヨーロッパ経済史 A	2
	ヨーロッパ経済史 B	2
	アメリカ経済史 A	2
	アメリカ経済史 B	2
	世界経済史 A	2
	世界経済史 B	2
	経済思想史 A	2
	経済思想史 B	2
3 現代社会の経済	日本経済論 A	2
	日本経済論 B	2
	データサイエンス・A I 概論	2
	財政学 A	2
	財政学 B	2
	日本企業論 A	2
	日本企業論 B	2
	環境経済学	2
	経済地理 A	2
	経済地理 B	2
	社会政策論 A	2
	社会政策論 B	2
	税制論 A	2
	税制論 B	2
	金融論 A	2
	金融論 B	2
	地方財政 A	2
	地方財政 B	2
	産業組織論 A	2
	産業組織論 B	2

	サービス経済論	2
	労働経済論 A	2
	労働経済論 B	2
	農業経済論 A	2
	農業経済論 B	2
	医療経済学 A	2
	医療経済学 B	2
	環境政策	2
4 国際経済	国際経済学 A	2
	国際経済学 B	2
	開発経済学 A	2
	開発経済学 B	2
	国際協力論 A	2
	国際協力論 B	2
	国際金融論 A	2
	国際金融論 B	2
	国際貿易論 A	2
	国際貿易論 B	2
	産業立地論 A	2
	産業立地論 B	2
	国際経済特講	2
5 地域研究	地域研究総論	2
	多文化コミュニケーション	2
	朝鮮半島研究	2
	中国研究	2
	台湾研究	2
	東南アジア研究	2
	南アジア研究	2
	中東研究	2
	ロシア研究	2
	ヨーロッパ研究	2
	アメリカ研究	2
	ラテン・アメリカ研究	2
	アフリカ研究	2
	中国経済論 A	2
	中国経済論 B	2
	東南アジア経済論 A	2
	東南アジア経済論 B	2
	中東経済論 A	2
	中東経済論 B	2

		ロシア経済論 A	2
		ロシア経済論 B	2
		ヨーロッパ経済論 A	2
		ヨーロッパ経済論 B	2
		アメリカ経済論 A	2
		アメリカ経済論 B	2
		ラテン・アメリカ経済論 A	2
		ラテン・アメリカ経済論 B	2
		アフリカ経済論 A	2
		アフリカ経済論 B	2
		地域研究特講	2
	6 教職	日本史概論 I	2
		日本史概論 II	2
		外国史概論 I	2
		外国史概論 II	2
		人文地理学概論 I	2
		人文地理学概論 II	2
		自然地理学概論 I	2
		自然地理学概論 II	2
		地誌学概論 I	2
		地誌学概論 II	2
		社会学概論	2
自由科目		講座「S D G s」	2
		CSR 各論	2
		国際農業論	2
		グリーン・ツーリズム論	2
		スポーツ栄養学	2
		スポーツ経済論	2
		スポーツ経営論	2
		コーチング論 A	2
		コーチング論 B	2
		スポーツ医学 A	2
		スポーツ医学 B	2
		競技者養成システム論	2
		次の科目区分から選択履修する。	
		教養教育科目	
		外国語科目	
		専門科目	
		法律政治学科の学科専門科目	
		他学部科目	

	教職課程科目 単位互換協定に基づく単位互換科目
--	----------------------------

専門科目（社会安全学科）

基礎科目		アカデミック・スキル	②
		法学入門	2
		政治学入門	2
		行政学入門	2
		国際関係入門	2
		統計入門	2
		哲学・思想入門	2
演習科目		2年ゼミナール	4
		3年ゼミナール	4
		4年ゼミナール	4
		ゼミナール論文	4
学科専門科目	社会安全	社会安全論	②
		地域安全論	2
		警察学概論	2
		消防学概論	2
		情報セキュリティ論	2
		捜査法	2
		犯罪学	2
		刑事政策	2
		被害者学	2
		地域防災論	2
		救急論	2
		社会調査法	2
		都市政策	2
		環境政策	2
		地域危機管理論	2
	法 律	憲法（日本国憲法の基本）	②
		憲法（基本的人権）	2
		民法（総則）	2
		民法（物権法）	2
		憲法（統治機構）	2
		行政法（総論）	2
		刑法（各論）Ⅰ	2
		刑法（各論）Ⅱ	2
		刑法（総論）Ⅰ	2
		刑法（総論）Ⅱ	2

	刑事訴訟法Ⅰ	2
	刑事訴訟法Ⅱ	2
	少年法	2
	民法（不法行為法）	2
	商法（総則）	2
	民事訴訟法A	2
	民事訴訟法B	2
	労働法A	2
	労働法B	2
	行政法（各論）	2
	地方自治法A	2
	地方自治法B	2
	警察法	2
	消防法	2
政 治	政治学原論	②
	地方政治論	2
	国際政治史A	2
	国際政治史B	2
	日本政治史A	2
	日本政治史B	2
	政治過程論A	2
	政治過程論B	2
	国際機構論A	2
	国際機構論B	2
	マスメディア論	2
	現代日本政治論A	2
	現代日本政治論B	2
	安全保障論	2
行 政	地方自治論	2
	行政学A	2
	行政学B	2
	公共政策論A	2
	公共政策論B	2
	地域振興論	2
	社会政策論A	2
	社会政策論B	2
	警察行政	2
	消防行政	2
	社会保障論A	2
	社会保障論B	2

	地方財政 A	2
	地方財政 B	2
	N P O 論	2
	公務員論	2

自由科目（社会安全学科）

キャリアデザイン	講座「守る力」（防犯・防災・防衛）	2
	職業能力基礎（S P I）非言語	2
	職業能力基礎（S P I）言語	2
SDG s プログラム	講座「SDG s」	2
スポーツ関係科目	武道演習Ⅰ	2
	武道演習Ⅱ	2
	武道演習Ⅲ	2
	武道演習Ⅳ	2
	スポーツ栄養学	2
	スポーツ経済論	2
	スポーツ経営論	2
	コーチング論 A	2
	コーチング論 B	2
	スポーツ医学 A	2
	スポーツ医学 B	2
	競技者養成システム論	2

卒業に必要な最低単位数

政経学部

法律政治学科

(1) 全学共通教養科目		A 系列から 2 単位以上 B 系列から 2 単位以上 C 系列から 2 単位以上 D 系列から 2 単位以上 E 系列から 4 単位以上 A ～ E 系列から任意科目 4 単位以上……………	16 単位
(2) 外国語科目		第一外国語(英語)の 8 単位(必修) 第二外国語の 8 単位(必修) ……………	16 単位
(3) 専門科目	基礎科目	「アカデミック・スキル」2 単位(必修) 「情報リテラシー A 及び B」4 単位(必修) 「法学入門」、「政治学入門」及び「行政学入門」から 2 単位以上 この他の科目から 8 単位以上	84 単位
	演習科目	8 単位以上	
	情報科目		
	キャリア・ディベロップメント科目		
	学科専門科目 (必修・選択を含む)	「法律 A ～法律 D」分野から 4 単位以上 うち、「憲法(日本国憲法の基本)」2 単位(必修) 「政治」分野から 4 単位以上 うち、「政治学原論」2 単位(必修) 「地方・行政・政策」分野から 4 単位以上 「国際関係」分野から 4 単位以上 「地域研究」分野から 4 単位以上 「教職」分野は卒業所要単位に含まない。	
(4) 自由科目		……………	10 単位
(5) 卒業に必要な最低の合計単位数		……………	126 単位

法律政治学科(留学生特別措置)

(1) 全学共通教養科目		 6 単位	
(2) 外国語科目		第一外国語(英語)「1 年英語」4 単位(必修) 第二外国語(日本語)22 単位(必修)	26 単位
(3) 専門科目	基礎科目	「アカデミック・スキル」2 単位(必修) 「情報リテラシー A 及び B」4 単位(必修) 「法学入門」、「政治学入門」及び「行政学入門」から 2 単位以上 この他の科目から 8 単位以上	84 単位
	演習科目	8 単位以上	
	情報科目		
	キャリア・ディベロップメント科目		
	学 科 専 門 科 目 (必修・選択を含む)	「法律 A ～法律 D」分野から 4 単位以上 うち、「憲法 (日本国憲法の基本)」2 単位 (必修) 「政治」分野から 4 単位以上 うち、「政治学原論」2 単位 (必修) 「地方・行政・政策」分野から 4 単位以上 「国際関係」分野から 4 単位以上 「地域研究」分野から 4 単位以上 「教職」分野は卒業所要単位に含まない。	
(4) 自由科目			10 単位
(5) 卒業に必要な最低の合計単位数			126 単位

経済学科

(1) 全学共通教養科目		A 系列から 2 単位以上 B 系列から 2 単位以上 C 系列から 2 単位以上 D 系列から 2 単位以上 E 系列から 4 単位以上 A ～ E 系列から任意科目 4 単位以上 …………… 16 単位	
(2) 外国語科目		第一外国語(英語)の 8 単位(必修) 第二外国語の 8 単位(必修) …………… 16 単位	
(3) 専門科目	基礎科目	「アカデミック・スキル」2 単位(必修) 「情報リテラシー A 及び B」4 単位(必修) 「経済学入門(現代経済)」、「経済学入門(グローバル経済)」及び「統計入門」から 2 単位以上 この他の科目から 8 単位以上	84 単位
	演習科目	8 単位以上	
	情報科目		
	キャリア・ディベロップメント科目		
	学科専門科目 (必修・選択を含む)	「1 経済の基礎理論」分野から 12 単位以上 うち、「マクロ経済学 I」2 単位(必修) 「ミクロ経済学 I」2 単位(必修) 「6 教職」分野は卒業所要単位に含まない。	
(4) 自由科目		……………	10 単位
(5) 卒業に必要な最低の合計単位数		……………	126 単位

経済学科(留学生特別措置)

(1) 全学共通教養科目		…………… 6 単位	
(2) 外国語科目		第一外国語(英語)「1 年英語」4 単位(必修) 第二外国語(日本語)22 単位(必修) …………… 26 単位	
(3) 専門科目	基礎科目	「アカデミック・スキル」2 単位(必修) 「情報リテラシー A 及び B」4 単位(必修) 「経済学入門(現代経済)」、「経済学入門(グローバル経済)」及び「統計入門」から 2 単位以上 この他の科目から 8 単位以上	84 単位
	演習科目	8 単位以上	
	情報科目		
	キャリア・ディベロップメント科目		
	学科専門科目 (必修・選択を含む)	「1 経済の基礎理論」分野から 12 単位以上 うち、「マクロ経済学Ⅰ」2 単位(必修) 「ミクロ経済学Ⅰ」2 単位(必修) 「6 教職」分野は卒業所要単位に含まない。	
(4) 自由科目		…………… 10 単位	
(5) 卒業に必要な最低の合計単位数		…………… 126 単位	

社会安全学科

科目区分		一般学生	外国人留学生
全学共通教養科目		16 単位	6 単位
外国語科目	英語	12 単位	4 単位
	第二外国語		18 単位
専門科目		必修科目 8 単位を含む 88 単位	
自由科目		10 単位以上	
卒業に必要な最低の合計単位数		126 単位以上	

学則（収容定員）の変更の趣旨等を 記載した書類

令和 6（2024）年 3 月 19 日

学校法人 拓 殖 大 学

目 次

I 学則変更（収容定員変更）の内容	4
II 学則変更（収容定員変更）の必要性	4
1. 拓殖大学の沿革と大学を取り巻く環境	4
(1) 拓殖大学の沿革	4
(2) 社会の安全・安心に係る取組実績	5
2. 本学科を設置する理由・必要性	6
(1) 「幅広い教養」を有する人材需要	7
(2) 「思考的枠組み・汎用的応用能力」を有する人材需要	7
(3) 「外国語能力」を有する人材需要	7
(4) 防犯・防災に係る「専門性」を有する人材需要	8
(5) 「問題発見解決能力」を有する人材需要	12
(6) 地域的な人材需要	12
(7) 外国人留学生の需要	13
3. 養成する人材像	13
4. 本学科の目的と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）との相関及び整合性	14
5. 組織として研究対象とする中心的な学問分野	19
6. 目標とする資格等	20
7. 本学別科（日本語教育課程）と本学科との関係	21
8. 本学科の特色	21
(1) 政経学部における本学科の位置づけ	21
(2) 本学科が担う教育的役割・機能	22
9. 学科の名称及び学位の名称	23
III 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	24
1. 教育課程の変更内容	24
(1) 教育課程の体系的編成	24
(2) 科目区分及び科目構成	24
(3) 主要授業科目設定の考え方	30
(4) 単位時間数	30
(5) 授業期間	31
2. 教育方法及び履修指導方法の変更内容	31
(1) 教育方法	31
(2) 授業規模の適正化への対応	34
(3) 履修指導方法	34

(4) 卒業要件	35
(5) 学修成果の評価	35
(6) 履修モデル	36
(7) ゼミナール論文	36
(8) 履修科目の年間登録上限（CAP 制）	37
(9) 他大学における授業科目の履修等	37
(10) 外国人留学生の在籍管理、履修指導及び生活指導等	37
(11) メディアを利用して授業を教室外で履修させる場合の計画	38
3. 教員組織の変更内容	39
(1) 教員・教員組織編制の方針	39
(2) 教員組織の編制方法	40
(3) 中心となる研究分野と研究体制	40
(4) 基幹教員の年齢構成	41
(5) 専任教員の定年	41
(6) 教員と事務職員等の連携及び協働体制	41
4. 大学全体の施設・設備の変更内容	42
(1) 教育・研究等環境整備の方針	42
(2) 校地、運動場の整備計画	42
(3) 校舎等施設の現状	42
(4) 校舎等施設の整備計画	43
(5) 図書等の資料及び図書館の整備計画	45

I 学則変更（収容定員変更）の内容

拓殖大学（以下「本学」という。）は、政経学部社会安全学科（以下「本学科」という。）を設置し、本学の入学定員及び収容定員を令和 7（2025）年度から、下表のとおり変更する。

学 部	学 科	定員区分	変更前	変更後	定員増	備 考
政経学部	社会安全学科	入学定員	—	150 人	150 人	設置（届出）
		収容定員	—	600 人	600 人	

II 学則変更（収容定員変更）の必要性

1. 拓殖大学の沿革と大学を取り巻く環境

(1) 拓殖大学の沿革

拓殖大学（以下「本学」という。）の前身である台湾協会学校は、台湾の経営を側面から支援する民間団体・台湾協会（会頭：桂太郎）により、明治 33（1900）年、台湾の開発に貢献しうる人材の育成を目的として創立された。明治 37（1904）年に専門学校令による専門学校となり、その後何度かの校名変更を経て、大正 7（1918）年に拓殖大学と改称した。大正 11（1922）年には大学令による大学に昇格。当時は商学部のみ単科大学であった。昭和 24（1949）年、新たに政経学部を設置して新制大学となり、その後、学部・学科及び研究科の設置・改組を経て、現在では、商学部、政経学部、外国語学部、工学部、国際学部の 5 学部及び経済学研究科、商学研究科、工学研究科、言語教育研究科、国際協力学研究科、地方政治行政研究科の 6 研究科を擁する総合大学に発展した。

「本学は、積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為の人材の育成を建学の理念としている。この国際友愛と人間尊重の理念に基づき、日本及び世界の平和と文化の進展に寄与していくことを使命とする」（学則第 2 条）大学として、21 世紀新時代の「国際大学」を目指し、教育の質の向上や国際的通用性の確保を図り、グローバル化の時代に対応する積極進取の気概と創造的能力を備えた人材の育成を重視した教育研究活動を展開してきた。

近年、大学を取り巻く環境は目まぐるしい変化を遂げている。グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化に加え、教育のグローバル化への対応、教育・研究力の強化、3 つのポリシーに基づく PDCA サイクルの構築など、教育行政の変革もまた、大学の姿を大きく変えようとしている。さらに、地球環境の急激な変化、国際紛争の拡大、国際協力の必要性など、地球的規模での解決すべき課題、いわゆるグローバル・ 이슈が増大している中、最高学府たる大学は、このような喫緊かつ重要な課題に対して、どのように貢献できるのかも問いただされている。

そのような中、本学では、平成 27（2015）年に「教育ルネサンス 2020」（2015 年～2020 年の戦略）を策定し、本質的な大学改革への取組を行いつつ、「国際的視野を持ち、積極的にチャレンジしていくタフな人間力を身につけたグローバル人材（＝拓殖人材）」を育

成するという大学全体の教育目標を掲げてきた。

これを踏まえ、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、学部・学科の組織については、令和 2（2020）年度より日本の言語、文化、社会への深い理解のうえに、優れた発信型の語学力と異文化コミュニケーション能力を有し、また、グローバルな視野と教養、実践力を身につけた、国内外の幅広い分野で活躍できる人材を育てることを目的とする「外国語学部国際日本語学科」を設置するとともに、外国語学部英米語学科（30 人増）及び国際学部国際学科（50 人増）の定員増を行った。加えて、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を踏まえ、令和 3（2021）年度に大学における教育研究の国際競争力の向上等を図るため外国人留学生に限定した「外国人留学生特別枠」を商学部経営学科（36 人）、商学部国際ビジネス学科（9 人）及び政経学部経済学科（23 人）に設けている。さらに、令和 4（2022）年度に IT 人材育成の社会的な要請に応えるべく、工学部情報工学科（25 人増）の定員増を行っている。

令和 2（2020）年度に本学は創立 120 周年を迎え、これを契機に、教育ルネサンス 2020 の成果を踏まえつつ、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の実現に向けた「本学教育ルネサンス 2030（中長期計画）」を策定した。これは、令和 12（2030）年に向けて、少子化に伴う人口減少、経済のグローバル化や IT 化の進展、地球規模の気候変動など社会的な課題について、各学部の学問領域を結集し、持続可能な社会の形成に向け取り組み、21 世紀の地球社会、地域社会に貢献する本学の姿を建学の原点に立ち返って再構築することを目指す。

近年における犯罪の悪質・巧妙化、複雑化や地震・台風などによる自然災害の頻発化・激甚化が進む中、社会や地域の安全・安心を守る防犯・防災対策などの地域行政を重視した人材の養成がますます求められている。この度の政経学部社会安全学科の設置計画は、持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、本学における防犯・防災に係る教育研究活動や地域連携活動の取組実績を活かし、「本学教育ルネサンス 2030（中長期計画）」における大学改革の中核として位置づけ、取り組んでいるものである。

(2) 社会の安全・安心に係る取組実績

本学における社会の安全・安心に係る取組は、平成 27（2015）年度から、教育、研究、地域連携の 3 つの側面から、段階的に推進してきた。

教育面では、平成 28（2016）年度に一般財団法人防災教育推進協会から講師を招聘し、防災意識の定着を図ることを目的として教養教育科目「防災と安全」を、平成 30（2018）年度に警視庁との連携により、地域安全に対し理解を深めることを目的として政経学部専門科目「地域安全論」を、令和 2（2020）年度に防災の実践知識を理解させることを目的として政経学部専門科目「地域防災論」及び「地域危機管理論」を、それぞれ正課教育として授業科目を開設してきた。さらに、政経学部を基礎学部とする大学院地方政治行政研究科では、この取組と連携する形で、社会安全・治安など人の身体・生命に関わる領域であり、防犯では犯罪予防論に依拠した実務的なアプローチを駆使し、また防災では火災・自然災害などへの実践的なリスク管理の策定をめざす専門的職業人を養成することを目的として「防犯・防災コース」を令和 2（2020）年度に設置している。

研究面では、平成 28（2016）年 4 月に防災に関する教育及び啓発的・学術的研究を行うことを目的として拓殖大学地方政治行政研究所附属「防災教育研究センター」を設置している。ここでは、学部・大学院教育をはじめ、外部機関とも連携し、防災・危機管理分野における調査・研究・研修等の活動に取り組んでいる。

地域連携の面では、キャンパス近隣の機関・団体と防犯・防災等における連携協力体制の強化を目的として、平成 27（2015）年 3 月に「高尾紅葉台自治会との災害時の相互協力に関する覚書」【資料 2】を、平成 29（2017）年 8 月に東京都高尾警察署と「災害時ボランティアに関する覚書（災害時署内における補給業務の後方支援）」を、平成 29（2017）年 10 月 1 日に警視庁大塚警察署と「災害及び防犯ボランティア等に関する協定」【資料 2】を、平成 29（2017）年 11 月 17 日に東京医科大学八王子医療センターと「災害時応援協定」【資料 2】を、平成 30（2018）年 1 月 10 日に、東京都文京区と「相互協力に関する協定」【資料 2】を締結し、大学全体として地域社会の防犯・防災対策等の強化に努めている。

これら本学における防犯・防災や人命安全対策などの取組に対して、平成 27（2015）年 11 月に東京消防庁八王子消防署から「防火管理者業務適切功労賞」【資料 3】を、平成 28（2016）年 2 月に警視庁大塚警察署から「感謝状」【資料 4】を、令和 2（2020）年 11 月、令和 3（2021）年 11 月に 2 年連続して東京消防庁小石川消防署から「感謝状」【資料 5】をいただいた。また、学生の活動に対しても、令和 4（2022）年 7 月に本学麗澤会ボランティア部が近隣の小学校での通学路見守り活動への協力により交通事故防止寄与団体として警視庁大塚警察署から「感謝状」【資料 6】をいただいている。

さらに、令和 4（2022）年 10 月 14 日から 16 日の 3 日間開催した本学学園祭（紅陵祭）においては、文京区役所防災課の協力により、地震体験車での大地震に対処する方法等を学ぶ防災体験学習【資料 7】を、また令和 5（2023）年 9 月に、災害時の代替施設として警視庁高尾警察署が八王子国際キャンパスに「現場警備本部」を設置したことを想定し、関係各所との通信訓練【資料 8】を行うなど、地域社会との防犯・防災に係る連携を深めている。

以上のように、本学は、教育、研究及び地域連携の 3 つの側面から、社会の安全・安心に係る取組を段階的に推進し、防犯・防災に係る基礎から応用にわたる実践的な教育研究に基づく教育に力を入れ、大学院レベルでの人材育成にもあたってきた。その過程で、専門的な社会の安全・安心を守る知識や技能を学ぶ機会を提供する経験と能力を蓄積してきたと自負している。

2. 本学科を設置する理由・必要性

本学科を設置する理由・必要性は、後述する本学科「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で掲げる学修成果の目標（到達目標）である①幅広い教養、②思考的枠組み・汎用的応用能力、③外国語能力、④専門性、⑤問題発見解決能力、それぞれの能力に係る人材需要に⑥地域的な人材需要及び⑦外国人留学生の需要を加えて、以下 7 点の人材需要の観点から述べる。

(1)「幅広い教養」を有する人材需要

教養教育の目的は、大学設置基準第 19 条、教育課程の編成方針第 2 項で「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」と定められている。さらに、中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」（平成 14（2002）年 2 月 21 日）の「第 2 章 新しい時代に求められる教養とは何か」【資料 9】の中で、「教養は、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念としてとらえるべきものである」とする教養教育の概念が述べられている。

また、日本学術会議の「提言 21 世紀の教養と教養教育」（平成 22（2010）年 4 月）【資料 10】の中で、「教養の形成とその形成を主目的とする教養教育は、一般教育に限定されるものでなく、専門教育も含めて、四年間の大学教育を通じて、（中略）行われるものであり、一般教育・専門教育の両方を含めて総合的に充実を図っていくことが重要である」とし、一般教育・専門教育の両方を総合的に充実させることの重要性が提言されている。

さらに、同提言では、「一般教育は、教養教育の中核的な部分として、学生がどの専門分野を専攻することになるか／専攻しているかに関わりなく、すべての学生が共通に学修する『共通基礎教養』として位置づけられると同時に、一定の広がりと総合性を持つものであることが重要である。（中略）内容的には、人文・社会・自然の三系列をカバーするものであることが重要である」と提言されている。

この教養教育の概念を踏まえ、本学では、全学共通教養科目において、学問分野のバランスにも配慮したうえで、「国際性を高める」「専門性の幅を広げる」「人間性を高める」「キャリア形成を行う」「データ活用能力を養う」の 5 系列の科目区分により編成した。

このように、幅広い教養を身につけている人材が全国的、社会的に求められている。

(2)「思考的枠組み・汎用的応用能力」を有する人材需要

本学科は、論理・実証双方にわたる法律学・政治学的思考枠組みを基礎として、それらの思考的枠組みを実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を身につけていることが重要と考えている。一般社団法人日本経済団体連合会の提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進 - 主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて -」（令和 4（2022）年 1 月 18 日）【資料 11】では、「幅広い知識に基づく俯瞰力や論理的思考力、数理的推論力、構想力等を涵養する（中略）実際に社会で活躍するための素養や能力、課題発見・解決力を身につけさせるよう、大学に期待する声大きい」と提言している。さらに、中央教育審議会「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30（2018）年 11 月 26 日）【資料 12】では、「読解力や数学的思考力を含む基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、技術革新と価値創造の源となる飛躍知の発見・創造など新たな社会を牽引する能力が求められる」と述べられている。

このように、思考的枠組みを実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を身につけた人材が全国的、社会的に求められている。

(3)「外国語能力」を有する人材需要

文部科学省の「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」(平成 26 (2014) 年 9 月 26 日)【資料 13】では、「我が国では、人々が英語をはじめとする外国語を日常的に使用する機会は限られている。(中略) 現在、学校で学ぶ児童生徒が卒業後に社会で活躍するであろう令和 32 (2050) 年頃には、我が国は、多文化・多言語・多民族の人たちが、協調と競争する国際的な環境の中にあることが予想され、そうした中で、国民一人一人が、様々な社会的・職業的な場面において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが想定される」と外国語を用いたコミュニケーション能力の必要性について提言されている。

また、日本学術会議の「提言 21 世紀の教養と教養教育」(平成 22 (2010) 年 4 月)【資料 10】では、「グローバル化が急速に進展している現代世界では、国際共通語としての地位を確立しつつある英語の教育の充実を図ることも重要である。(中略) 国際化が進展する現代社会では、英語以外の外国語の教育も重要である。それは、世界の多様性の認識と異文化理解を促進するためにも、また、自国の言語文化を反省し、その特質を自覚し、それをより豊かなものにしていくうえでも重要である」とする英語教育及び外国語教育の重要性について提言されている。

さらに、一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会の「上場企業における英語活用実態調査」報告書(平成 25 (2013) 年実施)【資料 14】では、国内上場企業 304 社のうち 75.0 %が「英語を使用する部署・部門がある」あるいは「特定部署・部門はないが、英語使用はある」と回答している。

このように、外国語能力を身につけている人材が全国的、社会的に求められている。

(4) 防犯・防災に係る「専門性」を有する人材需要

「近年、大災害や事故の多発、世界的な感染症の流行、テロの頻発や国内の治安の悪化など、社会の安全・安心を脅かす危険や脅威が顕在化してきている。(中略) これらの危険や脅威に対処し社会の安全・安心を確保することが重要であり、最近の世論調査に示されているように、国民からの期待も高まっている」【資料 15「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書(平成 16 (2004) 年 4 月)】。

特に、「我が国の犯罪情勢は、令和 3 (2021) 年までの 19 年間にわたって刑法犯認知件数が減少するなど、統計的な面においては着実に改善してきたが、国民の体感治安の改善は限定的なものにとどまっている。その背景には、統計だけでは現れない社会の変容に伴う治安課題の複雑化や治安改善への期待があると考えられる。複雑化する治安課題に対し、警察が的確に対処するためには、多彩な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成するとともに、こうした人材が活躍することができる環境を整備することが必要である」【資料 16「令和 5 年版警察白書」(警察庁)】。

他方、「近年、豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加しており、それに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向にある。また、地震調査研究推進本部地震調査委員会の予測によると、今後 30 年以内の南海トラフ地震(マグニチュード 8 ～ 9 クラス)の発生確率は 70 ～ 80 %、相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うマグニチュード 7 程度の地震の発生確率は 70 %程度(2022 年 1 月 1 日基準)とされている。今後も、このよう

な自然災害の頻発化・激甚化の傾向が続くことが懸念される」【資料 17「令和 4 年版情報通信白書」（総務省）】。

このような状況の中、「安全・安心の確保のためには（中略）新たな課題に対応するための研究開発が必要であるが、その際、安全・安心に関わる公的機関や企業等の現場との連携や大学や基礎研究機関からの新技術シーズを継続的に提案していくための体制を整備するとともに、社会システム全体の俯瞰的な分析や国際的な協調などを進める」【資料 15「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会 報告書」（平成 16（2004）年 4 月）】ことが重要となっている。

このように、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探求し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力がこれまで以上に求められている。そこで、以下に本学科設置の必要性を、公的な立場で防犯・防災の担い手として中核的な役割を果たす「警察職員」「消防職員」「自衛官」「地方公共団体（一般行政部門）職員」さらに、「安全・安心に係る事業を展開する公益団体・民間企業」の人材需要の 5 点から示す。

①警察職員の人材需要

令和 4（2022）年版警察白書【資料 18】では、「少子高齢化の進展に伴い就職適齢人口が減少しているほか、現場における世代交代が進み、経験が豊富な警察官が減少するなど、警察としても、現有するマンパワーの中長期的な維持・向上に質的・量的な課題が生じている。その中で、サイバー事案等の新たな脅威はもちろん、依然として被害が深刻な特殊詐欺、後を絶たない人身安全関連事案、激甚化・頻発化する豪雨等の自然災害等、従来からの脅威にも的確に対応していくことが必要である」として、警察に携わる人材の質向上や活動内容の高度化への対応の必要性が提言されている。

このような状況下で、警察庁と都道府県警察を合わせた全国の警察職員定員は、下表「警察職員定員の推移」のとおり、人口減少社会の中であっても過去 7 年間、29 万 6 千人台を維持継続している。

○警察職員定員の推移

区 分	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
職員定員	296,667 人	296,702 人	296,225 人	296,412 人	296,203 人	296,194 人	296,302 人

※各年度「警察白書」より作成

一方、地方では、警察官志願者の減少が顕著で、その対応策がメディア等（「警察官採用、あの手この手 6 年間で志望者 5 分の 1 に激減で 栃木」（令和 5（2023）年 9 月 4 日、毎日新聞）【資料 19】、「警察官志願者求む！ 千葉県警、競争倍率アップに本腰」（令和 5（2023）年 2 月 6 日、朝日新聞デジタル）【資料 20】、「警官採用 門戸広く 34 歳まで OK 身長、体重関係なく 埼玉県警」（令和 3（2021）年 4 月 6 日、東京新聞）【資料 21】、「未来のおまわりさん集まれ！新潟県警が志願者増加へイメチェン作戦 職場体験やブログで仕事の魅力発信」（令和 5（2023）年 7 月 31 日、新潟日報）【資料 22】）で報じられるなど、深刻化している。従って、警察職員の需要は依然として高く、今後さらに、防犯に係る人

材育成の一層の強化が求められている。

②消防職員の人材需要

「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」（平成 28（2016）年 2 月）【資料 23】では、「人口減少社会において人材の確保が難しくなっている中であっても、今後とも消防機関が高度な災害対応を実施したり、地域防災活動の底上げに向けた取組において役割を担ったりしていくためには、人材育成の充実による質の確保を図っていく必要がある」とし、「今後とも消防業務の高度化・専門化に対応することができる人材育成の充実を図る必要がある」と提言されている。

近年の全国の消防職員数の増加は、下表「消防職員出動・出向回数及び消防職員数の推移」のとおり顕著で、令和 3（2021）年に 16 万 7 千人に上り、平成 28（2016）年と比較すると、約 4 千人も増えている。また、全国の消防職員の過去 6 年間の出動・出向状況を見ると、その回数は令和 2（2020）年を除いて例年 900 万回を超える。最も少なかった令和 2（2020）年でも 870 万 5,150 回に及び、これを 1 日平均にすると 23,849 回の割合で出動・出向したことになる。このように、出動等の多発が常態化するなか、火災に限らず、台風や地震による災害が頻発し、ますます消防職員による役割の重要性が増しており、防災に係る人材育成の一層の強化が必要となっている。

○消防職員出動・出向回数及び消防職員数の推移

区 分	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
職 員 数	163,814 人	164,873 人	165,438 人	166,628 人	167,073 人	167,510 人	167,861 人
出動等回数	9,364,636 回	9,810,506 回	9,753,664 回	8,705,150 回	9,025,350 回	10,134,754 回	－

※各年度「消防白書」より作成

③自衛官の人材需要

防衛省は、令和 5（2023）年 3 月 24 日に「防衛省防災業務計画」（令和 5（2023）年 3 月 24 日）【資料 24】を策定し、この中で、①災害派遣、②地震防災派遣、③原子力災害派遣等で構成する「防災業務実施の方針」が打ち出された。ここでは、「防災業務の実施に際しては、自然災害等の傾向に加え、社会情勢の変化に伴う防災対処能力の脆弱化に十分配慮する」としたうえで、「防衛省に対する防災業務への期待も高まっていることから、同方針を柔軟に適用しつつ、積極的に対処していく」と述べ、防災に対して積極的に取り組む姿勢が示された。

自衛隊は、「国の防衛」「国際平和協力」に並び「災害派遣」が重要な任務となる。自衛官数は、下表「自衛官数の推移」のとおり、平成 28（2016）年度から上昇傾向となっていたが、令和 3（2021）年度から減少傾向に転じている。過去 7 年間の実績では、一度も定員を充足することはなく、常に人員不足が続いている状況である。自衛官においても需要は依然として高い。

○自衛官数の推移

区 分	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
定 員	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人
現 員 数	224,422 人	226,789 人	226,547 人	227,442 人	232,509 人	230,754 人	227,843 人
充 足 率	90.80 %	91.76 %	91.66 %	92.02 %	94.07 %	93.36 %	92.19 %

※各年度「防衛白書」より作成

④地方公共団体（一般行政部門）職員の人材需要

内閣府の中央防災会議に設置された「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成 24（2012）年 7 月）【資料 25】において、災害発生時対応に向けた備えの強化として、「職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携」「国・地方の人材育成・連携強化」「政府の防災部門と地方との人事交流の機会の拡充」等を図るべきとの提言がされた。「このため、内閣府では、平成 25（2013）年度より、国や地方公共団体等の職員を対象として、大規模かつ広域な自然災害に的確・迅速に対処できる人材や国と地方の間のネットワークを形成する人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト養成研修（内閣府 防災情報のページ）」に取り組んでいる。」【資料 26】

このような取組が進められるなか、地方公共団体（一般行政部門）職員数は、下表「地方公共団体（一般行政部門）職員数の推移」のとおり、年々上昇傾向にあり、令和 4（2022）年度には約 93 万 7 千人を超え、平成 28（2016）年度と比較すると約 2 万 6 千人の増となる。総務省は、「令和 4 年地方公共団体定員管理調査結果の概要（令和 4（2022）年 12 月 26 日）」【資料 27】において、その増員要因を「感染症対策、子育て支援、デジタル化への対応、防災・減災対策、地方創生への対応など」によるものと分析している。このように、地方公共団体職員においても防災・危機管理の対応能力が求められ、その需要は益々高くなる。

○地方公共団体（一般行政部門）職員数の推移

区 分	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
職 員 数	910,880 人	915,727 人	919,097 人	922,764 人	927,649 人	934,521 人	937,510 人

※各年「地方公共団体定員管理調査結果の概要」（総務省）より作成

⑤安全・安心に係る事業を展開する公益団体・民間企業の人材需要

防犯に係る団体としては、安全で安心な社会の実現を目的とした「公益財団法人全国防犯協会連合会」【資料 28】が設立され、防犯思想・知識の普及、覚醒剤等薬物乱用防止などの活動が行われている。同協会には防犯に係る事業を展開する企業を中心に令和 5（2023）年 11 月現在 7 団体・28 企業が登録されている。

防災に係る団体としては、災害から大切な生命を守る防災安全に関するあらゆる対策を講じることなどを目的として「一般社団法人防災安全協会」【資料 29】が設立されている。ここでは、①事故又は災害の防止を目的とする事業、②防災イベント等による啓発、啓蒙

事業、③地域防災に関するコンサルティングの事業が展開されている。同協会の登録企業数は、防災の事業を営む企業を中心に令和 5（2023）年 11 月現在 170 社に上る。

この他、防犯・防災に係る団体は、「一般財団法人保安通信協会」「公益財団法人日本防災通信協会」「公益社団法人日本防犯設備協会」「一般社団法人日本二輪車普及安全協会」「全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会」「一般社団法人全国警備業協会」「公益社団法人全国防災協会」「一般財団法人日本防火・防災協会」等があり、それぞれの団体に防犯・防災に係る事業を展開する企業が多数、会員として登録している。これらの企業には、防犯・防災対策の関連製品の輸出力強化や海外事業展開を図る企業も多い。

このような公益団体・民間企業における本学科卒業生の需要は、高いと考えている。

(5) 「問題発見解決能力」を有する人材需要

教育再生実行会議による第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（平成 27（2015）年 5 月 14 日）【資料 30】では、「課題解決に当たっては、他者と協力して対応しなければならない場合もあり、リーダーシップや責任感、さらには、相手に説明し、納得してもらう論理性や、人の心を動かすプレゼンテーション能力を養うことも不可欠」。さらに「職場やコミュニティの中で、他者と目標を共有し、協働して課題解決に取り組むことは、いつの時代にあっても不可欠である。また、グローバル化した社会では、異なる価値観や文化的・宗教的背景を持つ人たちと互いに理解し合い、共存していくことも必要である。社会の中での協調性と、その基盤となる倫理観を養うためには、他者に共感できる感性、思いやり、他者との意思の疎通を図るコミュニケーション能力、多様性を受容する力を育てることが必要」と他者との協働による課題解決や他者との意思疎通を図るためのコミュニケーション能力の必要性について提言されている。

公益社団法人経済同友会の「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」（平成 27（2015）年 4 月 2 日）【資料 31】では、企業が求める人材像と必要な資質能力として、「変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力（課題設定力・解決力）」などが挙げられている。この課題設定力・解決力には、「他者に何が課題か説明し、理解を得て『協働』していくための双方向での対話力（コミュニケーション能力）、課題解決に向けた企画力、実行力」を求めている。

このように、取り組むべき課題を発見し、他者と協働の上、解決する能力を身につけている人材が全国的、社会的に求められている。

(6) 地域的な人材需要

本学科は、八王子国際キャンパスに設置することを計画しており、その所在地は、東京都八王子市である。

東京都は、「東京都安全安心まちづくり条例」（平成 15 年東京都条例第 114 号）に基づき、都、区市町村、地域団体、都民等が一体となり、都民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、犯罪が起こりにくいまちづくりに関する取組として、①地域の安全安心の向上のための諸施策の推進、②犯罪が起こりにくいまちづくりのための防犯設備の整備、

③実践型防犯リーダー・オブ・リーダーの養成講座の開催などが行われている」【資料 32 「都民安全推進部 大東京防犯ネットワーク」】。さらに、防災面では、地震、風水害、火山等の自然災害に対する防災対策を迅速かつ計画的に推進していくために、「東京防災プラン 2021 令和 3（2021）～5（2023）年度」【資料 33】を策定している。これに基づき、「防災分野における DX の推進や、感染症と自然災害との複合災害、近年の災害の教訓等を踏まえた新たな対策を取り入れ、地震や風水害・火山噴火等の防災対策の充実・強化」に取り組んでいる。

また、八王子市は、「八王子市基本構想・基本計画『八王子未来デザイン 2040』」【資料 34】の中で、防犯・防災に係る指針が打ち出されている。防災に係る指針では、①防災・減災機能の強化、②災害予防・対策の強化、③災害情報収集・伝達の強化、④復旧・復興体制の整備の 4 つの施策が打ち出され、延焼を防ぐ災害に強い都市基盤整備の推進や災害予防や災害応急対策等における一連の防災活動の実施などの対策が示されている。防犯に係る指針では、①生活安全対策の充実、②連携体制の強化、③地域防犯力の強化の 3 つの施策が打ち出され、ここでは、警察等関連団体との連携強化や特殊詐欺被害防止対策の啓発などの対策が示されている。

このように、本学科で養成する社会安全の分野における理論的・実践的知識を有する人材が地域的にも求められている。

(7) 外国人留学生の需要

令和 2（2020）年度を目途に外国人留学生受入れを 30 万人とすることを目指す「留学生 30 万人計画」が平成 20（2008）年に策定され、12 年が経過した令和 3（2021）年 3 月 31 日に「留学生 30 万人計画」骨子検証結果報告（「留学生 30 万人計画」関係省庁会議）【資料 35】がまとめられた。ここでは、「『留学生 30 万人計画』は目標年度を迎えることとなるが、本検証結果を踏まえながら、今後も関係省庁が引き続き連携・協力して施策の推進に取り組んでいくことが重要である」と述べられている。さらに、令和 4（2022）年 7 月 26 日に文部科学省において「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」【資料 36】が取りまとめられ、目標・施策の方向性として「戦略的な外国人留学生の確保」などが示された。本学科での外国人留学生の受入人数は 1 学年当たり 10 人と少数を予定しているが、これらの施策等に貢献したいと考えている。

このような全国的、地域的、社会的な要請を踏まえるとともに、本学における社会、地域における安全・安心に係る取組実績を活かすこと、さらに、近年急増する特殊詐欺、広域強盗や未曾有の大規模震災への対策・対応などに当たる専門的なスキルを持った人材養成が急務であることから、令和 7（2025）年 4 月 1 日に本学科の設置を計画するものである。

3. 養成する人材像

近年の社会情勢では、災害や事故・事件の多発、感染症の流行、治安の悪化など、社会、地域の安全・安心を脅かす懸念が増大し、防犯、防災において、より効果的な未然防止対

策が求められるようになっている。政経学部では、地域社会のリーダー、すなわち、学際的識見を有して社会全体を見通し現実の問題に対応できる人材の育成に取り組んでいる。本学科は、そのノウハウを活かし、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探究し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力を養成する。社会や地域における防犯・防災対策を企画立案し、それを実行していくためには、犯罪や災害に対して的確に対処し得る法律、政治の知識を土台にした地域行政の「政策形成能力」が必要となる。本学科では、社会や地域の安全・安心を守る地域行政を重視した人材を養成する。従って、本学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（以下「本学科の目的」という。）は、「法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する」ことにある。これにより、安全・安心を脅かす要因を分析、考察し、その対策を提案するなど、社会安全に係る分野における理論的・実践的知識を身につけさせ、警察官、消防官、自衛官、地方公務員さらに国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業の多様な領域で社会に貢献できる人材の育成を目指す。

4. 本学科の目的と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下「3つのポリシー」という。）との相関及び整合性

（1）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

上記に沿った人材を育てるために、次のとおり、学位を授与するにあたり学生が修得しておくべき能力などを記した「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めて、これに基づき、卒業認定し、学位を授与する。

なお、同方針は、本学科の目的に掲げる養成する人材像を踏まえ、卒業時までの到達目標（知識、技能、態度等）及び卒業後の進路を具体的に示した。また、学生の学修目標として機能するよう、到達目標では、「何が身につけられるのか」を、①幅広い教養、②思考的枠組み・汎用的応用能力、③外国語能力、④専門性、⑤問題発見解決能力の観点から分類し、具体的かつ明確に定め、授与する学位の学術性を適切に保証する。

政経学部 社会安全学科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 卒業時までの到達目標

政経学部社会安全学科は、法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材を育成するため、十分な教育を行い、以下の到達目標に達した者に対して学士（法律政治学）の学位を授与する。

(1) 幅広い教養の修得 (DP1)

豊かな教養の礎を築くとともに、日本語のコミュニケーション能力やキャリア形成にかかわる諸技能など、社会人として必要な能力を身につけている。

(2) 思考的枠組み・汎用的応用能力の修得 (DP2)

論理・実証双方にわたる法律学・政治学的思考枠組みを基礎として、それらの思考的枠組みを実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を身につけている。

(3) 外国語能力の修得 (DP3)

修得した外国語とそれを使用する国・地域の基礎的な知識を修得し、多様な民族・文化への高度な対応力を身につけている。

(4) 専門性の修得 (DP4)

現実の法律・政治現象を理解する能力を身につけるとともに、他者と協働の上、それを防犯や防災など社会安全上の諸問題の解決に活用する能力を身につけている。

(5) 問題発見解決能力の修得 (DP5)

法律学・政治学の視点から社会安全状況を相対化して、取り組むべき課題を発見し解決する能力を身につけている。

なお、外国人留学生は、以上の能力に加え、日本文化の理解や就職に対応できる専門的な日本語能力を身につけている。

2. 卒業後の進路

本学科の教育課程を修め、以上の到達目標に十分達したと認められた学位取得者は、建学の理念である海外雄飛のみならず、国内においても警察官、消防官、自衛官、地方公務員さらに国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業で、優れた能力を発揮することができる。

本学科の教育課程を修め、以上の到達目標に十分達したと認められた学位取得者は、建学の理念である海外雄飛のみならず、国内においても警察官、消防官、自衛官、地方公務員さらに国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業で、優れた能力を発揮することができる。このような能力を活かせる進路先とは、

ア. 犯罪を防ぎ、地域社会の安全・安心を守る警察官

イ. 災害から生命と財産を守る消防官

ウ. 災害発生時において迅速に国民の生命と財産を守る自衛官

エ. 地域の防災計画の立案、災害対応、復興支援業務に従事する地方公務員

オ. 社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業

などである。学生の希望に応じた多種多様な進路の可能性を提供するとともに、就職支援体制の充実強化を図る。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

本学科では「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を次のとおり、定めて、これに基づき、教育課程を編成し、実施する。

同方針は、本学科の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」や卒業時に求める学修成果を踏まえ、教育課程における順次性及び体系性への配慮、到達目標ごとに必要とする授業科目の開設などの教育についての基本的な考え方、さらに、学修成果の評価方法について示した。

なお、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で示す到達目標は、①幅広い教養、②思考的枠組み・汎用的応用能力、③外国語能力、④専門性、⑤問題発見解決能力の5つの能力の修得である。これを踏まえ、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」では、この5つの能力に関わる育成方法等を説明する形で同方針を構成している。

政経学部 社会安全学科
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 教育課程の編成

政経学部社会安全学科の教育課程は、本学科の「卒業認定・学位授与の方針」や卒業時に求める学修成果を踏まえ、以下の5点を重視し編成する。幅広い教養、思考的枠組み・汎用的応用能力及び専門性の育成には講義形式を中心に、外国語能力及び問題発見解決能力の育成には演習形式を中心に採用し、特に問題発見解決能力の育成についてはアクティブ・ラーニングを取り入れる。さらに、警察官、消防官、自衛官、地方公務員や、国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業で活躍できる人材育成につながる順次性のある体系的な教育課程を編成する。

(1) 幅広い教養の育成（CP1）

全学共通教養科目の系列を「国際性を高める」「専門性の幅を広げる」「人間性を高める」「キャリア形成を行う」「データ活用能力を養う」の5系列とし、これら系列をバランスよく理解させ、幅広い教養を育成する。

(2) 思考的枠組み・汎用的応用能力の育成（CP2）

「入門科目」、1年次配当の専門科目を順次性をもって学ぶことにより修得した法律学・政治学の思考的枠組みを、実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を育成する。

(3) 外国語能力の育成（CP3）

「外国語科目」を学ぶことにより、外国語とそれを使用する国・地域を理解させ、多様な民族・文化への高度な対応ができるように育成する。

(4) 専門性の育成（CP4）

「専門科目」の「基礎科目」区分や「学科専門科目」区分に設置された科目を順次性をもって学ぶことにより、現実の法律・政治現象を理解し、それを防犯や防災など社会安全上の諸問題の解決に活用できるように育成する。

(5) 問題発見解決能力の育成 (CP5)

「専門科目」の「学科専門科目」区分の「社会安全」分野と「演習科目」区分に設置された科目を順次性をもって学ぶことにより、法律学・政治学の視点から取り組むべき社会安全分野の課題を発見し、他者と協働の上、解決できるように育成する。

なお、外国人留学生は、以上の育成に加え、日本の社会と文化、ビジネス日本語及びキャリアデザイン関係などの科目において、日本の文化や就職に対応できる専門的な日本語能力を向上させ、国内外の企業等で就職できるように育成する。

2. 学修成果の評価

学修成果の評価は、あらかじめ、学生に各授業科目の到達目標、授業計画、予習・復習及び成績評価の方法等を明示したうえで、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修過程を重視し、「成績評価基準」に基づき厳格に行う。

(3) 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

本学科では、「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」及び「教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)」を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した「入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」を次のとおり定めて、これに基づき、入学者を選抜する。

政経学部 社会安全学科

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

1. 入学前に求められる能力、水準等

政経学部社会安全学科は、本学科の「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ、法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力を修得し、海外雄飛のみならず、国内においても警察官、消防官、自衛官、地方公務員さらに国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業で活躍する有為の人材を輩出することを目的とする。このため、本学科に入学を希望する場合、本学科の目的及び研究分野に高い関心を持ち、さらに次の①学習歴を有するとともに、②学力水準及び③能力を身につけている学生を求める。

(1) 学習歴

高等学校等で国語、英語、地歴や公民等の社会科系科目を学習している (AP1)。

外国人留学生は、入学前に日本語を学習している。

(2) 学力水準

法律学や政治学の学問領域を学修するために必要となる基礎的な学力や技能を身につけている（AP2）。

外国人留学生は、本学科の授業を受けるために必要となる日本語能力を身につけている。

(3) 能力

- ①高等学校で修得すべき基本的知識を身につけている（AP3）。
- ②グローバル化への興味と論理的思考力を身につけている（AP4）。
- ③国内外の社会現象への強い関心と行動力を身につけている（AP5）。
- ④地域社会やグローバル社会を支える志を身につけている（AP6）。

2. 入学希望者に求められる能力、水準等の判定方法

入学選抜では、目的意識とそれを実現しうる学修意欲、学習歴及び能力を審査するための面接・プレゼンテーション等に重点をおく「総合型選抜」及び「学校推薦型選抜」と、学力水準の審査に重点をおく「一般選抜」の3つの方法により入学に求められる水準、能力等を判定する。前者においては、それまでに高等学校等で得た知識や体験、資格も審査の対象とする。

なお、外国人留学生の入学選抜も同様に大きく外国人留学生専用の「外国人留学生選抜（自己推薦）」「学校推薦型選抜」及び「一般選抜」の3つからなる。「外国人留学生選抜（自己推薦）」及び「学校推薦型選抜」では学修意欲、学習歴及び能力の審査に重点をおき、「一般選抜」では学力水準の審査に重点をおいて判定する。

(4) 本学科の目的と「3つのポリシー」との相関及び整合性

本学科の目的を達成するために、本学科の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、①幅広い教養、②思考的枠組み・汎用的应用能力、③外国語能力、④専門性、⑤問題発見解決能力の5つの能力修得を到達目標に掲げており、「入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」では、この到達目標に必要な学習歴、学力水準及び能力を求めている。

本学科の目的と3つのポリシーの各項目は、下表「本学科の目的と3つのポリシーの相関図」のとおり相関しており整合性を図っている。

○本学科の目的と3つのポリシーの相関図

本学科の目的	卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	入学受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)
法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につける	DP4 専門性の修得 現実の法律・政治現象を理解する能力を身につけるとともに、他者と協働の上、それを防犯や防災など社会安全上の諸問題の解決に活用する能力を身につけている。	CP4 専門性の育成 現実の法律・政治現象を理解し、それを防犯や防災など社会安全上の諸問題の解決に活用できるように育成する。	AP2 法律学や政治学の学問領域を学修するために必要となる基礎的な学力や技能を身につけている。
グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極める	DP3 外国語能力の修得 多様な民族・文化への高度な対応力を身につけている。	CP3 外国語能力の育成 多様な民族・文化への高度な対応ができるように育成する。	AP6 地域社会やグローバル社会を支える志を身につけている。
	DP1 幅広い教養の修得	CP1 幅広い教養の育成	AP1 高等学校等で国語、英語、地歴や公民等の社会科系科目

	豊かな教養の礎を築くとともに、社会人として必要な能力を身につけている。	幅広い教養を育成する。	を学習している。 AP3 高等学校で修得すべき基本的知識を身につけている。
解決できる能力と意欲を持った人材を育成する	DP2 思考的枠組み・汎用的応用能力の修得 思考的枠組みを実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を身につけている。	CP2 思考的枠組み・汎用的応用能力の育成 思考的枠組みを、実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を育成する。	AP4 グローバリゼーションへの興味と論理的思考力を身につけている。
	DP5 問題発見解決能力の修得 取り組むべき課題を発見し解決する能力を身につけている。	CP5 問題発見解決能力の育成 社会安全分野の課題を発見し、他者と協働の上、解決できるように育成する。	AP5 国内外の社会現象への強い関心と行動力を身につけている。

5. 組織として研究対象とする中心的な学問分野

社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探究し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力を身につけた人材を社会に送り出すという目的から、本学科における教育・研究の主要な学問対象は、安全・安心を脅かす要因の対策に係る学問分野、いわゆる「社会における『安全学』」である。本学科では、法律及び政治を基礎においた安全学に係る「行政学」の分野を重視していく。

「安全学」とは、平成 12（2000）年 2 月 28 日に「安全学の構築に向けて」（日本学術会議 安全に関する緊急特別委員会）【資料 37】の中で、「技術の巨大化、生活環境のグローバル化などの変化にともない、（中略）従来の安全工学の枠を超えたより広い立場から安全問題に対処する学、『安全学』の構築が必要となってきた」と提言された。

この提言に先立ち、平成 11（1999）年 12 月に安全学研究の体系化の確立や教育実践の手法の開発、発展に寄与することを目的として、「日本安全教育学会」【資料 38】が設立されている。また、多方面から安全について研究・考察し、全国的視野での安全学の啓発と普及に努めることを目的として「日本安全学教育研究会」【資料 39】が設置され、令和 4（2022）年 11 月で 16 回の開催を迎えている。現在、「安全学」を学べる高等教育機関としては、平成 22（2010）年 4 月に関西大学「社会安全学部」及び「大学院 社会安全研究科」【資料 40】が同時設置され、令和元（2019）年春に東北大学が海外大学との連携による「災害科学・安全学国際共同大学院プログラム（GP-RSS）」【資料 41】がスタートした。また、「安全学」の構築が提唱される約 15 年前の昭和 61（1986）年 12 月には、生活者の立場から地域社会の安全問題を考え、地域社会の安全性の向上に寄与することを目的として、「一般社団法人地域安全学会」【資料 42】が既に設立されており、地震等の自然災害のみならず、人為的災害を対象として地域の安全問題に関する研究が行われてきた。

これらの機関・団体では、研究発表会や国際会議・シンポジウム等が開催され、その研究成果が国際的にも発表されるなど、「安全学」の学問的な確立や国際的通用性の確保に向けた努力が続けられている。本学もまた、本学科設置により、これに貢献したいと考えている。

「安全学」の研究対象となる安全・安心を脅かす要因は、「安全・安心を脅かす要因の整理結果」（「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書 平成 16（2004）年 4 月）【資料 43】のとおり、大きく①犯罪、②事故、③自然災害、④戦争、⑤サイバー空間の問題、⑥健康問題、⑦食品問題、⑧社会生活上の問題、⑨経済問題、

⑩政治・行政の問題、⑪環境・エネルギー問題の11項目に分類されている。

本学科は、このうち本学科の目的を達成するため、①犯罪、②事故、③自然災害、④戦争、⑧社会生活上の問題、⑩政治・行政の問題、⑪環境・エネルギー問題の7つを「社会における『安全学』」の中心的な研究対象とし、これに「法律学」「政治学」「行政学」の観点から、アプローチし、安全・安心における課題を解決するといった「社会安全学」の学問的基盤を構築する。具体的には、防犯・防災・防衛の視点に立った「法律学」「政治学」「行政学」の基礎知識、防犯・防災・防衛上の課題を発見し、政策立案に寄与できる「安全学」の応用知識を学ぶ。この2つの知識は、警察官・消防官・自衛官さらに安全・安心に係る業務に携わる地方公共団体職員等にとって不可欠なものである。特に警察官志望者や消防官志望者に欠かせないのが、警察や消防が担う社会安全上の任務や今日的な課題についての十分な理解であり、これらについても深く学べるようにする。

6. 目標とする資格等

本学における学修成果については、学期試験による「成績評価」とその集大成である「GPA」「ゼミナール論文」ならびに本学実施の「学修行動調査」「卒業・修了時実態調査」を評価指標として用い、本学科の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に沿った学修成果がどの程度上がっているかを測定・検証する。

これに加え、4年次修了時まで、本学科の教育課程を履修することで取得可能な資格ではないが、本学科開設科目に関連し、防犯・防災に係る業務において必要とされる下表の資格取得を推奨し、それらを到達目標として設定することにより学修意欲の向上に結びつける。

これらの受験結果もまた、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探求し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力の到達度を測定する材料として活用する。

○本学科の目標とする資格等

区分	資格等	概要等	関連する科目
防犯	防犯設備士	防犯設備士は、防犯設備に関する専門的な知識・技能に基づき、防犯設備の設計、施工、維持管理及び防犯診断に関する業務を行い、警察や自治体などの関係機関・団体と連携しながら「防犯の専門家」として活躍し、地域の防犯対策や安全安心なまちづくりに大きな役割を担う。	・地域安全論
防災	防災検定1級	防災検定は、一般財団法人防災教育推進協会が防災を担う人材を幅広く育成することを目的とした検定。	・地域防災論
共通	ITパスポート	iパスは、ITを利活用するすべての社会人・これから社会人となる学生が備えておくべき、ITに関する基礎的な知識が証明できる国家試験。具体的には、新しい技術（AI、	・ITパスポート

		ビッグデータ、IoT など) や新しい手法 (アジャイルなど) の概要に関する知識をはじめ、経営全般 (経営戦略、マーケティング、財務、法務など) の知識、IT (セキュリティ、ネットワークなど) の知識、プロジェクトマネジメントの知識など幅広い分野の総合的知識を問う試験。	
	柔道二段	評定される形: 「投の形」 修行年限「可」: 4 年以上 等	・武道演習 I ～IV
	柔道初段	評定される形: 投の形のうち「手技」「腰技」「足技」 修行年限「可」: 3 年以上 等	

※概要等は、当該資格試験等のホームページより作成

なお、本学科の卒業後の進路とする「警察官」の採用では、資格経歴等の基準の目安（令和 5（2023）年度警視庁採用サイト）【資料 44】として、「柔道初段以上」及び「IT パスポート」が示されている。また、「消防官」の採用でも、評定対象となる資格・経歴一覧表（令和 5（2023）年度 東京消防庁 採用情報）【資料 45】において「IT パスポート」が示されている。また、「警察官」「消防官」とともに、本学科で開設する「英語」「中国語」「韓国語」などの外国語の資格を評定の対象としており、これら卒業後の進路につながる資格としても学生の取得を推奨していく。

7. 本学別科（日本語教育課程）と本学科との関係

本学には、本学の建学の理念を基にした国際的視野に立つ有為の人材を育成することを目的として、大学又は大学院等に進学を希望する外国人留学生等に、日本語、日本事情、日本文化等を教授する、入学定員 130 人（修業年限：1 年、1 年 6 ヶ月、2 年の 3 コース）の別科（日本語教育課程）を設置している。近年、我が国に限らず、世界的にも異常気象による自然災害が増加している。本学科で学べる防災や危機管理などの学問は、外国人留学生にとってもニーズがあると考えており、本学別科から相当数の進学者が見込まれる。

8. 本学科の特色

（1）政経学部における本学科の位置づけ

政経学部は、本学の建学の理念を達成すべく、法律政治学科と経済学科の 2 学科体制で国際性、専門性、人間性を基盤にした教育を実践し、これまでに中央、地方の政界や経済界をはじめ、海外雄飛など様々な領域に人材を輩出してきた。地域社会のリーダーすなわち学際的識見を有して社会全体を見通し現実の問題に対応できる人材の育成を政経学部の使命としている。政経学部は、これを踏まえ、「法律・政治・経済の 3 分野における基礎及び専門知識を身につけ、国際的視野に立ち公共と民間の多様な領域で社会に貢献できる人材を育成する」ことを人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的として掲げている。具体的には、①地域社会が抱える問題を発見する力、②その問題に対応・解決する

力、③地域社会が推進すべきトータル・プランを構想する力、④地域社会の国際化をリードできるグローバルな思考力、⑤人から信頼される豊かな人間性、という 5 つの要素を 4 年間の教育を通じて個々の学生の中から引き出し、それらを伸ばすことである。新設となる本学科も、この政経学部の基本的な到達目標を共有するものであり、本学科を設置することにより、大学全体、政経学部等の特色等に変更が生じるものではない。

なお、これらの政経学部の特色に加えて本学科は、以下を特色として持たせる。

(2) 本学科が担う教育的役割・機能

本学科は、中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）【概要】」（平成 30（2018）年 11 月 26 日）【資料 46】に示された予測不可能な時代を生きる人材像として示された「普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身につけていく」「時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材」の 2 点を重視した教育を行う。

①普遍的な知識・理解と思考的枠組み・汎用的応用能力技能を文理横断的に身につけさせていく

全学共通教養科目 A 系列「国際性を高める」、B 系列「専門性の幅を広げる」、C 系列「人間性を高める」、D 系列「キャリア形成を行う」、E 系列「データ活用能力を養う」に加え、学科専門科目も「社会安全」「法律」「政治」「行政」に区分して、それぞれに卒業所要単位数を定めることにより、普遍的な知識・理解と思考的枠組み・汎用的応用能力技能を文理横断的に修得できるよう配慮する。

②時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

既成の学問を通じた専門知識の修得だけではなく、「講座『SDGs』」を通して地球規模の今日的課題についての理解を深めたり、「講座『守る力』（防犯・防災・防衛）」を通してゲスト・スピーカーから現場の実状や課題を学んだりすることにより、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力をもって社会を改善していく資質を有する人材を育成する。

本学科は、以上の教育を重視することにより、社会に出た際に、いかなる場においても人々の協働の中心に位置し、敬愛される人材を育成する。

③本学科の教育についての発信

前述の教育上の機能は、次の 3 つの教育の特色として高校生をはじめ社会一般に向けて示していく。

ア．社会安全上の課題を発見し、解決へと導く実践力の育成

安全・安心な暮らしと社会を実現するためにはさまざまな視点からの考察や取り組みが必要不可欠である。地域コミュニティ、地方、国、地球規模などの多角的な視点から社会

安全上の課題を発見し、問題解決能力を修得する。

イ．法律学や政治学の幅広い知識と社会安全上の諸問題を分析する能力の育成

社会安全と深くかかわる警察法や消防法を含む法律学全般、社会を正しく見る目と力を養うための政治学や行政学など、幅広い知識を修得し、社会安全上の課題を理論的に分析する能力を養う。

ウ．社会安全分野の専門知識や技能の育成

必修科目の社会安全論をはじめ、キャリアデザイン科目の講座「守る力」（防犯・防災・防衛）、さらに自由科目の「武道演習」などの履修により、各自の卒業後の希望進路に対応した専門知識と技能を修得する。

9. 学科の名称及び学位の名称

本学科の教育研究対象である「社会における『安全学』」は、防犯・防災や被災地の復興支援等を目的として、安全・安心における課題を解決するために必要とする多様な教育研究分野が学際的に連携、融合し、安全・安心な社会の構築を目指す学問である。これに加え、社会や地域における防犯・防災対策を企画立案し、それを実行していくためには、災害や犯罪に対する的確に対処し得る法律、政治の知識を土台にした地方行政の「政策形成能力」が必要となる。本学科は、特に社会、地域における安全・安心を守る行政の役割に焦点を当て考えていく。また、行政学という視点を持つことにより、本学政経学部既存の2学科がそれぞれ、法律政治学、経済学をもって地域社会で活躍できる人材の育成を目指すのと同様に、本学科もまた、社会安全分野において地域社会で活躍できる人材の育成を目指すものである。このため本学科の名称は、教育研究対象としての社会における安全学に由来する「社会安全」を用いて、「社会安全学科」（英訳名称：Department of Social Safety）とする。

また、本学科の主たる教育・研究の学問分野は、法律と政治を基礎においた行政学を重視した「社会における『安全学』」である。同分野は、前述のとおり多様な教育研究分野が学際的に連携、融合し成り立つ。教育課程の専門科目において、社会安全、法律、政治、行政の科目区分を設け、法律学と政治学を基礎においてさらに社会安全分野に特化した「社会安全論」「警察学概論」「消防学概論」等もバランス良く学んでいく。これにより、専門性の高い「社会における『安全学』」を学修することが可能となる。このため本学科が授与する学位名は「学士（法律政治学）」（英訳名称：Bachelor of Arts in Law and Political Science）とする。

Ⅲ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

1. 教育課程の変更内容

(1) 教育課程の体系的編成

①教育課程の体系的編成

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に掲げる①幅広い教養、②思考的枠組み・汎用的応用能力、③外国語能力、④専門性、⑤問題発見解決能力の5つの能力に係る育成方法等を説明する形で構成しており、この5つの能力（到達目標）と授業科目との対応関係を可視化し、学生に体系的な履修を促す「カリキュラム・マップ」「科目ナンバリング」及び「カリキュラム・ツリー（履修系統図）」【資料47】を作成した。これにより、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の各項目と教育課程（各授業科目）との整合、到達目標を実現させるための科目の対応関係を明確に示した。

②履修順次の考え方

履修順序は、「カリキュラム・マップ」「科目ナンバリング」及び「カリキュラム・ツリー（履修系統図）」【資料47】のとおり、5つの能力の目標や内容に応じて、配当年次が高くなるほど、基礎から応用へと段階的に学べるように教育課程を構成している。同年次配当であっても「〇〇Ⅰ」「〇〇Ⅱ」とローマ数字を付す科目は、基礎となるⅠを履修した後にⅡの応用を履修させるものとする。

③科目の設定単位数の考え方

科目の単位数は、「単位時間数」及び「授業期間」の項目で後述のとおり、時間外学修を確保することを前提に設定している。本学科の開設科目は、「講義」「演習」のいずれかの形式とし、1時限あたりの授業時間を105分間、授業期間を13週をもって2単位を設定する。ただし、外国語科目は、授業内において、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能をバランス良く修得させるとともに、コミュニケーションツールとしての訓練に重点をおくこと、また、スポーツ関連科目の「スポーツ演習」「トレーニング演習」及び「武道演習Ⅰ～Ⅳ」は、演習形式に実技を取り入れることから、1時限あたりの授業時間を105分間、授業期間を13週をもって1単位を設定する。

(2) 科目区分及び科目構成

本学科の教育課程は、前述の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づき、①全学共通教養科目において幅広い教養を、②外国語科目において外国語能力を、③専門科目の基礎科目において思考的枠組み・汎用的応用能力を、④専門科目の演習科目において問題発見解決能力を、⑤専門科目の学科専門科目において専門性を育成するため、下表「科目区分、授業科目群及び主要授業科目」のとおり科目区分を設定する。

なお、自由科目の区分は、教養教育や専門教育を補うことを目的に設定する。

○政経学部 社会安全学科 科目区分、授業科目群及び主要授業科目

科目区分			授業科目群	主要授業科目		
全学共通教養科目			A ～ E 系列	—		
外国語科目			英 語	—		
			第二外国語	—		
専 門 科 目			基 礎 科 目	—		
			演 習 科 目		2 年ゼミナール 3 年ゼミナール 4 年ゼミナール	
			学科専門科目	社 会 安 全		社会安全論 地域安全論 環境政策
				法 律		憲法（日本国憲法の基本） 刑法（総論）Ⅰ 刑法（総論）Ⅱ
				政 治		政治学原論
				行 政		地方自治論 行政学 A 行政学 B 地域振興論
自 由 科 目			キャリアデザイン	—		
			SDGs プログラム			
			スポーツ関係科目			

なお、科目区分ごとの科目構成とその理由は、次のとおりである。

①全学共通教養科目

全学共通教養科目は、豊かな教養の礎を築くとともに、日本語のコミュニケーション能力やキャリア形成にかかわる諸技能など、社会人として必要な能力を身につけさせることを目的とする。

本学は建学の理念及び教育目標に基づき、「国際性」「専門性」「人間性」を備えた人材を育成することを目標に掲げている。この3つの資質・能力の涵養を目指して「全学共通教養科目」に3区分「国際性を高める」「専門性の幅を広げる」「人間性を高める」を設け、変革を続ける現代の情報社会に対応できる知識と能力を身につけるために「キャリア形成を行う」「データ活用能力を養う」の2区分を加えた。

A系列「国際性を高める」には、国際性、すなわち「多様な世界の人々や自分たちの社会をよく理解し、尊重する柔軟な姿勢を持ち、自国を含め世界の人々と協働して、課題を発見し、それを解決する」ことのできる資質・能力を育てる科目として、「SDGs基礎」「日本史」「東洋史」「西洋史」「西洋文化史」「宗教学」「人文地理学」「現代の国際関係」「防災と安全」「文化人類学」「生態学」「環境科学」の計12科目を配当する。

B系列「専門性の幅を広げる」は全学部全学科に共通する基礎的な教養を身につけるための分野である。各学部の専門分野に偏らない知識に接することで、専門性の視野を広げることにつながる科目として「日本国憲法」「政治学」「社会学」「経済学」「流通論」「近

代社会の思想史」「コミュニティ論」「健康科学」の計 8 科目を配当する。

C 系列「人間性を高める」には、「自らの目標を持ち、その実現のため積極的に行動すると共に他人の思いや考えを受け止め理解する」ことのできる人間を育成することに資する科目として「哲学」「倫理学」「論理学」「心理学」「外国文学」「美術」「音楽」「映像文化論」「武道論」「スポーツの心理学」「スポーツの歴史と社会」「スポーツ演習」「トレーニング演習」の計 13 科目を配当する。

D 系列「キャリア形成を行う」には、これからの社会に求められる発信型のコミュニケーション能力、具体的には「自分の思いや考えを的確に表現して意見を交わす」という能力を育てる科目を中心に「職業と人生」「文章表現の基礎」「レポートの書き方」「ビジネス文の書き方」「プレゼンテーションと交渉」「口頭表現の技法」「ボランティア論」「歴史の中の拓殖大学」の計 8 科目を配当する。

E 系列「データ活用能力を養う」には、日進月歩の情報社会に不可欠な知識・能力を養う科目として「AI・データサイエンス基礎」「IT パスポート」「情報リテラシー」「数学」「統計学」の計 5 科目を配当する。

②外国語科目

外国語科目は、修得した外国語とそれを使用する国・地域の基礎的な知識を修得し、多様な民族・文化への高度な対応力を身につけることを目的とし、英語及び第二外国語の文法や、関連する文化の概略を学び、併せて簡単なコミュニケーションのための運用力を修得する科目群である。英語は「1 年① I・II」「1 年② I・II」「2 年① I・II」「2 年② I・II」の 8 科目を、第二外国語は中国語、韓国語、スペイン語の 3 ヶ国語の中から 1 言語を選択し、それぞれ言語に「1 年 I・II」「2 年 I・II」の 4 科目を配当する。なお、外国人留学生の第二外国語には、日本の文化や就職に対応できる専門的な日本語能力を向上させるため「1 年日本語① I・II」「1 年日本語② I・II」4 科目、「2 年日本語① I・II」「2 年日本語② I・II」4 科目、「3 年ビジネス日本語 I・II」2 科目、「1 年専門日本語 I・II」2 科目、「2 年専門日本語 I・II」2 科目、「日本の社会と文化 I・II」2 科目を配当する。

③専門科目

専門科目は、現実の社会安全上の法律・政治現象を理解する能力を身につけるとともに、他者と協働の上、それを防犯や防災など社会安全上の諸問題の解決に活用する能力を身につけることを目的とし、大きく「基礎科目」「演習科目」「学科専門科目」の 3 つの科目区分に構成し、「学科専門科目」は、さらに「社会安全」「法律」「政治」及び「行政」の 4 つの分野の授業科目群に細分化する。

ア.「基礎科目」

「基礎科目」は、学科の専門科目への導入部となる初年次教育を目的に、社会安全・法律・政治・行政分野の専門的学修の基礎を修得するための科目群である。法律学の基礎を

学ぶ「法学入門」、政治学の基礎を学ぶ「政治学入門」、行政学の基礎を学ぶ「行政学入門」、国際関係論の基礎を学ぶ「国際関係入門」、統計学の基礎を学ぶ「統計入門」、哲学・思想の基礎を学ぶ「哲学・思想入門」を配置する。

これに、大学での学びの概要を理解したうえで、授業の受け方、資料の読み方、発表の仕方、レポートの書き方などの技能を実際に使いこなしていくなど、大学で最低限必要な勉強の仕方を指導する「アカデミック・スキル」を加え、計7科目を配置する。

イ.「演習科目」

「演習科目」は、法律学・政治学の視点から社会安全状況を相対化して、取り組むべき課題を発見し解決する能力を身につけさせることを目的に、「2年ゼミナール」「3年ゼミナール」「4年ゼミナール」及び「ゼミナール論文」の計4科目を配置する。

「2年ゼミナール」では、法律学・政治学の視点に基づき、社会安全分野の諸問題について、学生同士が協働しながら、文献やデータを調査・分析し、お互いに議論しながら、資料をまとめて発表することで、社会安全分野の現代的課題を発見する能力を獲得することを目指す。「3年ゼミナール」では、「2年ゼミナール」で培われた能力に基づき、社会安全分野の諸問題を自ら主体的に考察し、法律学・政治学の専門性を活かして、社会安全分野の現代的課題を解決するための道筋を論理的に考案する能力の形成を目指す。「4年ゼミナール」では、「2年ゼミナール」「3年ゼミナール」で培われた能力に基づき、法律学・政治学の視点から、社会安全分野において取り組むべき現代的課題を抽出して、それを現実的な制約と照らし合わせ、社会安全分野の現代的課題を解決する現実的な方策を論考し、それを他者にも共有できるように示す力を養うことで、社会安全分野において社会に貢献できる能力の修得を目指す。各学生がゼミナールで検討したテーマは最終的に「ゼミナール論文」へとつなげ、専門的・学術的な知識、主体的に学ぶ力、理論的・批判的に表現・批判する力を獲得させる。

ウ. 学科専門科目

(7)「社会安全」授業科目群

「社会安全」科目群は、社会の安全・安心を守る地域行政を重視した人材を養成することを目的に、社会安全分野における学問的な専門知識、能力を修得するための科目群である。安全・安心に対する社会的要請とそれに応えることの意義について学ぶ「社会安全論」、現代社会においてどのような手段で地域の安全を守ることができるかを学ぶ「地域安全論」、警察制度の理論と実務がどのように融合しているかを学ぶ「警察学概論」、現代社会における消防の役割を学ぶ「消防学概論」、情報セキュリティの脅威に正しく対処し対応できるようになるための「情報セキュリティ論」、捜査に関する法規制や法的ルールを学ぶ「捜査法」、犯罪及び犯罪者に関連する諸問題を学ぶ「犯罪学」、犯罪対策とその過程で生じる犯罪者の人権保障について学ぶ「刑事政策」、犯罪被害者の存在をどのように考え、どのような対応が必要なのかを学ぶ「被害者学」、防災リーダーとして活動できる能力を修得するための「地域防災論」、救急業務の現状や課題を学ぶ「救急論」、社会調査の基礎を理解するとともに、実際に調査を行う能力を修得するための「社会調査法」、都市政策を理解する「都市政策」、環境政策の手法を多面的に考察するための「環境政策」、

地方自治体が果たすべき危機管理についての知識を修得するための「地域危機管理論」の計 15 科目を配置する。

(イ)「法律」授業科目群

「法律」科目群は、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成することを目的に、法律学の専門的な知識、能力を修得するための科目群である。立憲的意味の憲法の意義を理解するための「憲法（日本国憲法の基本）」、基本的人権の原理と内容を学ぶ「憲法（基本的人権）」、民法の法規範を歴史的・体系的に学ぶ「民法（総則）」、物権法についてその法規範が示す内容と現実の問題解決の実務状況を学ぶ「民法（物権法）」、統治機構の原理と仕組みについて学ぶ「憲法（統治機構）」、多様な行政活動やそれを支える法的仕組みを学ぶ「行政法（総論）」、刑法各則の各犯罪類型の成立要件について学ぶ「刑法（各論）Ⅰ」、財産犯の各犯罪類型の成立要件とその内容について学ぶ「刑法（各論）Ⅱ」、処罰の意義について学ぶ「刑法（総論）Ⅰ」、犯罪の処罰の意義と根拠について学ぶ「刑法（総論）Ⅱ」、市民生活における刑事手続の意義と刑事手続の妥当な運用の在り方を学ぶ「刑事訴訟法Ⅰ」、刑事訴訟の構造と意義について学ぶ「刑事訴訟法Ⅱ」、少年法と家庭裁判所の機能等を学ぶ「少年法」、不法行為による被害者がいかに救済されるかを学ぶ「民法（不法行為法）」、商法第一編総則の各制度や論点を学ぶ「商法（総則）」、第 1 審における民事訴訟手続について学ぶ「民事訴訟法 A」、民事訴訟法の理念や解釈に関する知識を学ぶ「民事訴訟法 B」、労働生活上で起こりうる法律問題について学ぶ「労働法 A」、労働生活で巻き込まれうる法律問題について学ぶ「労働法 B」、行政救済制度について学ぶ「行政法（各論）」、地方自治をめぐる法制度や政策課題について学ぶ「地方自治法 A」、地方自治体の運営に関する制度の概要を学ぶ「地方自治法 B」、警察に関する独自の法体系の全容を学ぶ「警察法」、消防法及び関連法について学ぶ「消防法」の計 24 科目を配置する。

(ウ)「政治」授業科目群

「政治」科目群は、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成することを目的に、政治学の専門的な知識、能力を修得するための科目群である。政治学を発展的に学ぶための土台を作る「政治学原論」、日本の地方政治の実態と課題を学ぶ「地方政治論」、国際政治史に関する基礎知識を学ぶ「国際政治史 A」、今日につながる現代国際関係の生成過程を学ぶ「国際政治史 B」、日本近代化の足跡を学ぶ「日本政治史 A」、日本政治の問題点と現在に生きる歴史的教訓を学ぶ「日本政治史 B」、政策決定や政治決定のアクターについて学ぶ「政治過程論 A」、国内外の政策決定や政治決定についての基礎的知識を学ぶ「政治過程論 B」、国連を中心とした国際機構が安全保障において果たす機能と役割を学ぶ「国際機構論 A」、国際社会の平和が国家以外の機構によっていかに実現されるべきかを学ぶ「国際機構論 B」、現代のメディアをめぐる状況や課題を学ぶ「マスメディア論」、戦後日本政治の歴史を学ぶ「現代日本政治論 A」、現政権の諸問題について学ぶ「現代日本政治論 B」、日本及び国際社会が直面する安全保障問題について学ぶ「安全保障論」の計 14 科目を配置する。

(エ)「行政」授業科目群

「行政」科目群は、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成することを目的に、行政学の専門的な知識、能力を修得するための科目群である。地方自治の制度や課題を学ぶ「地方自治論」、我が国の行政制度のあり方と行政組織の機能について学ぶ「行政学 A」、我が国の官と民の関係の変化及びガバナンスの理論と実際について学ぶ「行政学 B」、現代社会における公共の問題について学ぶ「公共政策論 A」、現代日本社会における政策課題を学ぶ「公共政策論 B」、衰退する地域への対応策や再生戦略を学ぶ「地域振興論」、現代人の生活の多様性を踏まえた社会政策のあり方について学ぶ「社会政策論 A」、誰もが安心して暮らせる社会のあり方について学ぶ「社会政策論 B」、社会の安全・安心への警察行政が果たす役割について学ぶ「警察行政」、消防行政の仕組みや課題を学ぶ「消防行政」、社会保障全般や各分野の政策を学ぶ「社会保障論 A」、医療・福祉及び介護の各分野の政策課題について学ぶ「社会保障論 B」、地方財政制度全般の現状と課題を学ぶ「地方財政 A」、地方自治体の各地方公共サービスの課題と解決策を学ぶ「地方財政 B」、NPO に関する基礎的な知識とその役割を学ぶ「NPO 論」、公務員を取り巻く環境の変化とこれからの公務員制度のあり方について学ぶ「公務員論」の計 16 科目を配置する。

④自由科目

自由科目は、教養教育や専門教育を補う目的として、科目区分によらず進路や適性に合わせ、自由に選択できる科目である。ここでは、①キャリアデザイン科目区分に 3 科目を、② SDGs プログラム科目区分に 1 科目を、③スポーツ関係科目の科目区分に 12 科目を配置する。

全学共通教養科目は、他学部と共通科目となる。ただし、本学科における全学共通教養科目の卒業所要単位 16 単位に対し、46 科目（90 単位）となる十分な科目数を開講すること、同科目の配当年次を 1 年次から 4 年次までの選択科目としており履修登録が 1 年間に集中しないこと、定員変更に伴う履修者増を想定し、あらかじめ適正規模の教室を確保すること、さらに、46 科目の中から科目区分の系列のバランスや時間割の設定状況にも配慮したうえで比較的小規模クラスで行う下表「全学共通教養科目 本学科専用クラス科目一覧」の 7 科目（八王子国際キャンパスにおける総入学定員に占める本学科定員の割合に基づき算出した科目数）に本学科の専用クラスを設けることにより、他学部の教育課程に影響を与えず、定員変更前の教育課程と比較して同等以上の内容を担保する。

○全学共通教養科目 本学科専用クラス科目一覧

科目区分	授業科目の名称	期別	開講曜日	開講時限	教室
A 系列 国際性を高める	生態学	前期	月	3	E203
	環境科学	後期	水	1	E203
C 系列 人間性を高める	スポーツの歴史と社会	後期	月	3	E203
D 系列 キャリア形成を行う	文章表現の基礎	前期	木	3	E203
	レポートの書き方	前期	木	1	E203

E 系列 データ活用能力を 養う	IT パスポート	後期	火	1	E-PC1
	情報リテラシー	前期	火	3	E-PC1

(3) 主要授業科目設定の考え方

主要授業科目は、本学科の目的及び3つのポリシーで掲げる到達目標等を達成するうえで、社会安全の分野における基本・基盤となるものである。下表のとおり学科専門科目の各科目群ごとの基本・基盤となる「2年ゼミナール」「3年ゼミナール」「4年ゼミナール」「社会安全論」「地域安全論」「環境政策」「憲法（日本国憲法の基本）」「刑法（総論）Ⅰ」「刑法（総論）Ⅱ」「政治学原論」「地方自治論」「行政学A」「行政学B」「地域振興論」の計14科目を主要授業科目として定める。この内、「社会安全論」「憲法（日本国憲法の基本）」「政治学原論」の3科目は、特に目的達成に必要とする重要科目として位置づけ、必ず修得を求める必修科目とした。必修としない主要授業科目であっても、履修ガイダンスや履修要項において修得が望まれる科目として、学生に周知する。

選択科目は当該科目区分の中から進路や適性に合わせ選択できる科目、自由科目は教養教育や専門教育を補う科目として科目区分によらず自由に選択できる科目として位置づける。

(4) 単位時間数

単位の計算方法は、次のとおり本学学則で定めており、授業科目の種類によって単位時間数が異なる。

○単位の計算方法（本学学則抜粋）

第36条	授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間を標準とし、次の基準により計算するものとする。 (1)講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。 (2)実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
------	---

以上のとおり、各授業科目の1単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間で不足する学修時間分は「授業時間外に必要な学修等」として授業内容を深く理解するために、学生自ら準備、確認、予習、復習等の時間を授業時間外に設けることを求める。

なお、本学科における授業形式の定義は、次のとおり定める。

○本学科における授業形式の定義

授業形式	定 義
講 義	教員の解説を中心にして学ぶ授業の形式
演 習	教員の指導のもとに学生が研究・発表・討議などを行う授業の形式
実 技	体育科目などの身体的運動を行う授業の形式

(5) 授業期間

本学科は、本学学則第 21 条に基づき、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることとする。

なお、各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、教員による柔軟な授業展開を可能とし、アクティブ・ラーニングなどの手法を用いた多様で魅力的な授業を取り入れるなど、学生の興味関心と学びの主体性を高めるため、1 時限あたりの授業時間を 105 分間とし、授業回数を学期 13 回に定める。

2. 教育方法及び履修指導方法の変更内容

(1) 教育方法

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づき、本学科は、その教育目標を実現するために各科目を、基礎から応用へと順次性に配慮しながら配置する。

本学科の授業形式は、幅広い教養、思考的枠組み・汎用的応用能力及び専門性の育成には講義形式を中心に、外国語能力及び問題発見解決能力の育成には演習形式を中心に採用し、特に問題発見解決能力の育成についてはアクティブ・ラーニングを取り入れる。演習形式の科目では、最大でも 20 人程度までの規模とし、少人数かつ双方向型の能動的学修を展開する。

また、各科目の教育内容に応じて、クラス規模や教育方法を最適化する。クラス規模は、20 人程度までの小規模クラスと、50 人から 100 人程度までの中規模クラスとし、それぞれに適したサイズの教室を用意する。運用能力など技能向上を目的とする語学学修系クラスや知識創発を目指すゼミナールなど、学生の積極的な参加を前提とする科目は当然小規模クラスで行う。また、講義形式の科目であっても、能動的学修の機会を持つことが知識の修得、定着に有効であり、学修意欲を向上させると考えられていることから、クラス規模を問わず能動的学修の手法が取りやすいように教室環境にも配慮する。以下に、科目区分ごとに詳細を示す。

①全学共通教養科目

全学共通教養科目の授業は、1 クラス 50 人から 100 人程度までの規模で授業を展開する。さらに、同科目は、1 年次から 4 年次に配当し、「国際性を高める」「専門性の幅を広げる」「人間性を高める」「キャリア形成を行う」「データ活用能力を養う」の 5 系列で構成する。学生には、これら 5 系列をバランスよく履修することを求める。

②外国語科目

外国語科目の授業は、1 クラス 20 人程度までのクラスを編成し、演習形式で展開する。なお、基礎から応用へと段階的に学べるよう、英語は 1 年次に「1 年① I・II」「1 年② I・II」を、2 年次に「2 年① I・II」「2 年② I・II」を、第二外国語は 1 年次に「1 年 I・II」を、2 年次に「2 年 I・II」を履修するよう配当年次を定める。また、英語においては既修外国語として位置づけ、復習による知識定着の確認と、コミュニケーションツ-

ルとしての訓練に重点をおく。第二外国語においては初修外国語と位置づけ、基礎から丁寧に言語の4技能と文法を学ぶ。

なお、外国人留学生には、「英語」4科目に加え、1年次に「日本語」4科目、「専門日本語」2科目及び「日本の社会と文化」2科目を、2年次に「日本語」4科目及び「専門日本語」2科目を、3年次に「ビジネス日本語」2科目を配当し、基礎から応用へと段階的に学ぶ。これにより、日本の文化や就職に対応できる専門的な日本語能力を向上させ、国内外の企業等で就職できるように育成する。

③学部専門科目

ア.「基礎科目」群

「基礎」科目群の授業は、1クラス50人から100人程度までのクラスを編成し、講義形式で展開する。学科専門科目を本格的に学修するうえで必要とする、法学、政治学、行政学、国際関係、統計、哲学・思想の入門を学べるよう、配当年次を1年次に定める。

なお、アカデミック・スキルでは、大学で自ら学ぶための基礎知識を得るための初年次教育として位置づけている。同科目を効果的に行うには演習形式による少人数クラスがふさわしく、そのため1学年を13クラスに分け、1クラス12人程度までのクラス編成とする。

イ.「演習科目」群

ゼミナールは、演習形式により順次性をもって学ぶことにより、法律学・政治学の視点から取り組むべき社会安全分野の課題を発見し、他者と協働の上、解決できるように育成する。1ゼミナール当たりの人数は、15人程度までの小規模で行う。

「2年ゼミナール」では、指導教員が掲げるゼミのメインテーマについて、関連する先行研究の成果などを活用しながら、指導教員の指導のもと全員で協働しながら調査、考察、発表、討論を行う。指導教員の指導のもと関連する文献・資料の探し方、発表や議論への参加の方法等を学んだ後、全員で協働しながら調査、考察、報告、議論を行う。まず、基礎的な事項を教授したうえで、文献等から特定の題材を取り上げ、学生同士で協働しながら、レジュメをまとめる。そのうえで、レジュメの内容について報告を行い、その方向内容に基づいて、テーマについて全員で議論を行う。他者との協働作業の中で、関連する文献・資料の探し方、発表や議論への参加の方法を実際に行うことにより、自ら主体的に用いることができるようにする。

「3年ゼミナール」は、少人数の学生が、教員の指導の下に、専門的な相互に関心のある問題について深く研究する。指導教員が掲げるゼミのメインテーマや個人研究テーマについて、関連する先行研究の成果などを活用し、指導教員の指導のもと全員で協働しながら調査、考察、発表、討論する活動を行うと同時に、それぞれの学生が自ら主体的に調査、考察、発表、討論できるように、個々の学生の主体的な能力を高めるように活動を行う。全員での討議やグループ毎の討論を実施し、ゼミナール論文のための調査・研究手法の知識を深めると同時に、論文につながる個人研究のテーマの追求を行う。

「4年ゼミナール」は、これまで学修してきた成果を集大成する場である。個々の学生が設定した個人研究テーマを中心に、個人研究テーマに関連する先行研究成果や最新の情

報などを活用しながら、これまでの専門領域についての学修成果とゼミナールで培った調査・研究手法を活かし、個人研究テーマの解決に向けて研究を行う。各自が調査した成果を定期的にゼミナールで発表し、指導教員や学生と討論を行うことにより、研究テーマについての理解を深めていくと同時に、自らの研究成果を他者にも理解されるように努め、自らの研究成果を社会に還元するべき道筋を模索する力を養う。

これらの演習形式による少人数教育は、「ゼミナール論文」のための研究指導、さらには、社会安全上の現実の諸問題に直面したときに、専門性を活かして問題の所在を明らかにし、その解決を求めて絶えず学び続けることができる人材を育成する上で不可欠である。

ウ.「社会安全」科目群

「社会安全」科目群の授業は、1 クラス 50 人から 100 人程度で編成し、講義形式で展開する。なお、基礎から応用へと段階的に学べるよう、1 年次に「社会安全論」「地域安全論」「警察学概論」「消防学概論」「情報セキュリティ論」を、2 年次に「捜査法」「犯罪学」「刑事政策」「被害者学」「地域防災論」「救急論」「社会調査法」を、3・4 年次に「都市政策」「環境政策」「地域危機管理論」を履修するよう配当年次を定める。

また、「地域安全論」は、学外フィールドワークを含む学生参加型により、地域の安全と安心を図ることを探求するため、治安に関する実務家・研究者をゲスト・スピーカーとして招き議論するなどアクティブ・ラーニングを取り入れる。

なお、「社会安全論」の科目は本学科所属学生 1 年生が全員履修する必修科目であるため、2 クラスを編成し、1 クラス 80 人程度までのクラス規模とする。

エ.「法律」科目群

「法律」科目群の授業は、1 クラス 50 人から 100 人程度で編成し、講義形式で展開する。なお、基礎から応用へと段階的に学べるよう、1 年次に「憲法（日本国憲法の基本）」「憲法（基本的人権）」「民法（総則）」「民法（物権法）」を、2 年次に「憲法（統治機構）」「行政法（総論）」「刑法（各論）Ⅰ・Ⅱ」「刑法（総論）Ⅰ・Ⅱ」「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」「少年法」「民法（不法行為法）」「商法（総則）」「民事訴訟法 A・B」「労働法 A・B」を、3・4 年次に「行政法（各論）」「地方自治法 A・B」「警察法」「消防法」を履修するよう配当年次を定める。

なお、「憲法（日本国憲法の基本）」の科目は本学科所属学生 1 年生が全員履修する必修科目であるため、2 クラスを編成し、1 クラス 80 人程度までのクラス規模とする。

オ.「政治」科目群

「政治」科目群の授業は、1 クラス 50 人から 100 人程度で編成し、講義形式で展開する。なお、基礎から応用へと段階的に学べるよう、1 年次に「政治学原論」「地方政治論」「国際政治史 A・B」を、2 年次に「日本政治史 A・B」「政治過程論 A・B」「国際機構論 A・B」を、3・4 年次に「マスメディア論」「現代日本政治論 A・B」「安全保障論」を履修するよう配当年次を定める。

なお、「政治学原論」の科目は本学科所属学生 1 年生が全員履修する必修科目であるため、2 クラスを編成し、1 クラス 80 人程度までのクラス規模とする。

カ.「行政」科目群

「行政」科目群の授業は、1 クラス 50 人から 100 人程度で編成し、講義形式で展開する。なお、基礎から応用へと段階的に学べるよう、1 年次に「地方自治論」を、2 年次に「行政学 A・B」「公共政策論 A・B」「地域振興論」「社会政策論 A・B」「警察行政」「消防行政」を、3・4 年次に「社会保障論 A・B」「地方財政 A・B」「NPO 論」「公務員論」を履修するよう配当年次を定める。

以上の専門科目に配当する「社会安全論」「警察学概論」「捜査法」「警察法」「警察行政」「消防学概論」「救急論」「消防法」「消防行政」等の授業科目では、警察庁や消防庁などの職務経験において培ってきた高度な実務能力や優れた知識経験を有する実務家教員が担当し、現場で直面する防犯や防災に係る課題の解決能力を養うなど、実践的な授業を展開していく。また、「地域安全論」や「講座『守る力』(防犯・防災・防衛)」の授業科目においても、警視庁などの公共団体との連携により、安全・安心な地域社会の現場を支える実務者をゲスト・スピーカーとして招聘し、アクティブ・ラーニングを取り入れながら地域社会の安全を守る手段や警察官、消防官、自衛官における仕事の役割や意義を学ぶ。このように、実務家教員による実践的な授業を多く展開することにより、現場で活躍できる実務・実践能力の育成にも力を入れる。

④自由科目

自由科目は、授業形式に応じたクラス規模とする。演習形式の「武道演習 I～IV」「コーチング論 A・B」「スポーツ医学 A・B」は 1 クラス 20 人程度、その他講義形式の科目は 1 クラス 50 人から 100 人程度で展開する。また、各科目に配当年次を定め、基礎から応用へと段階的に学べるよう履修を指導する。

(2) 授業規模の適正化への対応

授業内容に即した受講者数となるよう、毎年度各科目の履修登録状況を確認する。前述した学科目別のクラス規模を大幅に超える又は下回る場合には、時間割の設定状況を確認したうえで、クラス数の増減を行うなどの対応を行い、適正な授業規模を維持する仕組みを整える。

(3) 履修指導方法

新入生に対しては、入学時にオリエンテーションを実施し、履修要項及び履修ガイダンス資料に基づき、4 年間の履修手続の流れや学修計画の立て方などについて、きめ細かな履修指導を行うとともに、年間を通して個別の履修相談体制を整える。また、2 年次以降においても新年度開始時に履修ガイダンスを行う。この際に、学生が科目履修選択時に参考にできるよう、学生の進路を想定した履修モデル【資料 48～52】を用意し、年次ごとに学生の希望する進路に見合った履修を手助けする。また、学生が気軽に教員の研究室を訪れ、履修方法をはじめ、学業などの質問や相談ができるよう、全ての基幹教員が「オフィス・アワー」を設定し、個別の対応を可能とする。さらに、各学年のゼミナール担当教

員は、GPA 等を活用しゼミナール所属学生の学修状況に留意し、計画的な履修の指導にあたるなど、修学指導体制を整える。

(4) 卒業要件

「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で定める到達目標を達成するために必要とする卒業所要単位は、下表のとおり科目区分ごとの必要単位を修得したうえで、合計 126 単位以上を修得するものとする。

なお、外国人留学生には、就職に対応できる専門的な日本語能力の向上を目的に、第二外国語（日本語、日本の文化）を重視し、全学共通教養科目及び英語の卒業所要単位数を減らし、日本語の卒業所要単位数を増やす。

また、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち 60 単位を限度とする。

○政経学部 社会安全学科 卒業所要単位数

科 目 区 分		授 業 科 目 群		卒 業 所 要 単 位 数	
				一般学生	外国人留学生
全学共通教養科目				16 単位	6 単位
外 国 語 科 目		英 語		12 単位	4 単位
		第二外国語			18 単位
専 門 科 目				必修科目 8 単位を含む 88 単位	
自 由 科 目				10 単位以上	
合 計				126 単位以上	

科目区分ごとの必修、選択の科目数、単位数の考え方は、次のとおりである。

全学共通教養科目は、幅広い教養を身につけさせることを目的に、5 系列からバランスよく履修し一般学生に 16 単位を、外国人留学生に 6 単位の修得を求める。

外国語科目は、外国語能力を身につけさせることを目的に、12 単位（英語を重視し 8 科目 8 単位、第二外国語を 4 科目 4 単位）の修得を求める。なお、外国人留学生は、日本語能力を重視し、英語 4 科目 4 単位、第二外国語（日本語、日本の社会と文化）を 16 科目 18 単位の修得を求める。

専門科目は、思考的枠組み・汎用的応用能力を身につけさせることを目的とする「基礎科目」、問題発見解決能力を身につけさせることを目的とする「演習科目」、防犯・防災に係る専門性を身につけさせることを目的とする「学科専門科目」のそれぞれの科目区分及び授業科目群から、「履修モデル」【資料 48～52】に沿って履修し、必修科目 4 科目 8 単位、選択科目 40 科目 80 単位、合計で 88 単位の修得を求める。

自由科目は、教養教育や専門教育を補うことを目的に、キャリアデザイン科目、SDGs プログラム等の授業科目群の中から選択履修し 10 単位以上の修得を求める。

(5) 学修成果の評価

学修成果の評価は、本学学則第 39 条及び第 40 条に基づき、あらかじめ、講義要項（シラバス）で、学生に各授業科目の到達目標、授業計画、予習・復習及び成績評価の方法等を明示したうえで、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に沿った学

修過程を重視し、「成績評価基準」に基づき厳格に行う。

○本学学則抜粋

(単位の授与及び試験等)

第 39 条 履修した授業科目は、試験その他の適切な方法等（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し、合格した者に単位を与える。

2 学費等を納付していない者、休学又は停学の期間中の者等には、単位を与えることができない。

3 試験等の実施については、別に定める。

(成績等)

第 40 条 学生に対して、授業の方法及び内容並びに授業の計画をあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

3 授業科目の成績評価は、S、A、B、C 及び F をもって表わし、S、A、B 及び C を合格とする。

(6) 履修モデル

本学科が想定する「卒業後の進路」を学生が実現できるよう、以下の 5 つの履修モデルを学生に提示する。

①犯罪を防ぎ、地域社会の安全・安心を守る「警察官」を目指す「防犯・警察分野を中心とした履修モデル」【資料 48】

②災害から生命と財産を守る「消防官」を目指す「防災・消防分野を中心とした履修モデル」【資料 49】

③災害発生時において迅速に国民の生命と財産を守る「自衛官」を目指す「防衛・安全保障分野を中心とした履修モデル」【資料 50】

④地域の防災計画の立案、災害対応、復興支援業務に従事する「地方公務員」を目指す「行政・危機管理分野を中心とした履修モデル」【資料 51】

⑤社会の安全・安心に係る事業を展開する「公益団体、民間企業」を目指す「共助・社会貢献分野を中心とした履修モデル」【資料 52】

(7) ゼミナール論文

ゼミナール論文は、3 年・4 年ゼミナールで各自が行ってきた個人研究を論文の形式にまとめる学修である。この授業では演習形式により、個々の学生が設定した個人研究の取りまとめを中心に、3 年・4 年ゼミナールで収集した先行研究成果や最新情報を踏まえながら、個人研究で実施した研究成果をゼミナール論文として執筆する。なお、ここでは、学生自らが設定した個人研究を対象とする。指導教員との面談を定期的に行い、論文執筆を着実に進めると同時に、4 年ゼミナールでの発表、討論を通して考察を深め、最終的に論旨に一貫性のあるゼミナール論文を完成させる。以上の授業を通して、専門的・学術的な知識、主体的に学ぶ力、理論的・批判的に表現・批判する力を獲得することを到達目標

とする。

このような過程を経て完成したゼミナール論文について、指導教員がその過程と完成した内容が単位を授与するに妥当であると認めた場合には、論文作成に必要な学修時間を考慮して、4単位を認定する。

(8) 履修科目の年間登録上限（CAP 制）

一定期間内に可能な学修量には自ら限界がある。従って、個々の授業科目の学修量を実質的に確保するためには、履修登録できる授業科目数に一定の制限を設ける必要がある。このことから、学生の予習復習時間を考慮し、全学年において年間 44 単位以下、各学期 23 単位を超えないこととする履修科目登録の上限を設ける。

(9) 他大学における授業科目の履修等

本学が定める他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、本学学則第 47 条（単位認定等）において、次のとおり定めている。本学科においても、これに該当する場合には、本学学則に基づき、他大学等で修得した単位を認定する。

○単位認定等（本学学則抜粋）

第 47 条 学長は、本学が教育上有益と認めるときは、次の各号の一に該当する単位等は、教授会の議を経て、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(1) 本学が定める他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位

(2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位

(3) 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（いずれも外国の大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位及びその他文部科学大臣が別に定める学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位

2 前項により認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、60 単位を限度とする。

(10) 外国人留学生の在籍管理、履修指導及び生活指導等

本学科では、10 人の外国人留学生を受け入れることを計画しており、外国人留学生の在籍管理、履修指導及び生活指導等の体制を次のとおり整える。

本学では、本学の教育理念に基づき、国際交流事業並びに外国人留学生の教育及び支援に関する総合的な戦略を立案し推進することを目的として「国際交流留学生センター」を設置している。外国人留学生教育支援の全学的事務は、主に国際部が担当し、本学科を設置計画している八王子国際キャンパスでは、同部の下、八王子国際課を設置するとともに、学生生活全般の相談を学生部八王子学生支援室が、履修相談を学務部八王子学務課が、それぞれ担当し、同キャンパス全体として外国人留学生の相談体制を整えている。

このような組織体制のもと、本学科は、外国人留学生が充実した学生生活を送れるよう

支援するため、入学条件となる「留学」の在留資格を有する全ての外国人留学生を対象に、授業の出席状況や学業成績を適時確認するとともに個別面談により資格外活動（アルバイト）の状況等も把握する。長期欠席者や成績不振者に対しては、改善のための生活指導・助言を行う。しかし、改善されず留学目的を達成する見込みがなくなるなど退学する者や授業料未納で除籍となる者に対しては、速やかに帰国するよう指導するとともに帰国の確認を行う。

履修指導は、外国人留学生に対する履修ガイダンスを入学時はもとより、2 年次以降も年度はじめに行う。さらに、年間を通して、個別の履修相談体制を整える。

また、拓殖大学就職キャリアセンターの就職部では、就職、進学を希望する外国人留学生に対して、その活動等状況を確認するため、適時、面談し指導・助言に当たり、内定就職先や進学先の確認を行う。日本で就職する場合は、現在の在留資格「留学」を就労可能な在留資格に変更する必要があることから、日本での就職内定が決定した外国人留学生には、4 年次に在留資格変更認可申請に係る説明会の開催や手続書類の準備などの相談に当たる。国内での就職や進学を希望しない外国人留学生に対しては、卒業後、速やかに帰国するよう指導するとともに帰国の確認を行う。

(11) メディアを利用して授業を教室外で履修させる場合の計画

①学則における規定

メディアを利用して行う授業に関しては、本学学則第 34 条（メディアを利用して行う授業）において、次のとおり定めている。

○メディアを利用して行う授業（本学学則抜粋）

第 34 条 学長は、本学が教育上有益と認めるときは、前条の授業科目を、教授会の議を経て、多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち 60 単位を限度とする。

②実施場所、実施方法

本学科のメディア授業は、下表「本学科メディア授業科目」のとおり、11 科目（22 単位）についてハイフレックス型授業を展開する。具体的には、文京キャンパス（発信元）の対面授業を同時かつ双方向により八王子国際キャンパス（教室）受講生に配信する。

○本学科メディア授業科目

科目区分	科目名	単位数	授業の類型
専門科目／学科専門科目／法律	民法（総則）	2	同時双方向型
	民法（物権法）	2	
	民法（不法行為法）	2	
専門科目／学科専門科目／政治	日本政治史 A	2	
	日本政治史 B	2	
	政治過程論 A	2	
	政治過程論 B	2	

	マスメディア論	2
専門科目／学科専門科目／行政	地方財政 A	2
	地方財政 B	2
自由科目／SDGs プログラム	講座「SDGs」	2
合 計		22

③実施上の留意点

本学科のメディア授業の実施に当たっては、「平成十三年文部科学省告示第五十一号」に従い、次の点に留意して実施する。

- ア．授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- イ．学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ウ．メディアを利用して行う授業の受信側の教室（八王子国際キャンパス）に、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

本学科の教育方法は、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づき、本学科が主体的に実施する。また、履修指導方法についても、学部全体と調整を図りながら、本学科が責任主体となり実施する。従って、定員変更後も本学科の教育方法及び履修指導の方法が他学部等に影響を与えることはなく、定員変更前の教育方法及び履修指導方法と比較して同等以上の内容を担保する。

3. 教員組織の変更内容

(1) 教員・教員組織編制の方針

本学政経学部は、教員に求められる能力・資質及び教員構成等を記した政経学部の「教員・教員組織編制の方針」を次のとおり定めている。

政経学部 教員・教員組織編制の方針

政経学部の教員組織は、「法律・政治・経済の 3 分野における基礎及び専門知識を身につけ、国際的視野に立ち公共と民間の多様な領域で社会に貢献できる人材を育成する」学部の目的に則して、教育・研究を展開していくための組織であり、本学部の教育・研究の分野及び学生数等の規模を基本として編成する。

本学部における基幹教員の配置については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、複合学部としての特色を十全に活用することを目的に、少人数制の初年次教育科目、学部共通基礎科目、学科別専門性追求のための中核科目間のバランスを重視して行う。

本学部教員については、本学部の目的に基づく教育・研究指導や人材育成を実現するため、研究者としての資質はもちろんであるが、教育者として学生の人間性の向上に寄与しうる人材を確保する。

(2) 教員組織の編制方法

本学科は、前述の「教員・教員組織編制の方針」に基づき、文化や社会に関する幅広い知識と教養を身につけたうえで、外国語能力や思考的枠組み・汎用的応用能力を養い、専門性を高めることによって、問題発見解決能力を修得させるために、学科の学生数に応じた基幹教員を配置するとともに、社会安全、法律、政治、行政に係る専門性に重点をおきながら、学部全体として教養教育分野、外国語分野のバランスにも配慮した適切な教員組織を編制する。

本学科の基幹教員数は、大学設置基準によって定められた必要教員数を充足させるとともに、本学科の主要授業科目には、当該分野に関わる十分な教育研究業績（教育上の能力、著書、学術論文等）を有する者、又は同業績に加え、防犯、防災など実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者を教授又は准教授の基幹教員として配置する。

なお、本学科における教員 1 人当たりの学生数（ST 比）は、下表のとおり、私立大学の法・政治学部系統の ST 比（『ひらく日本の大学』平成 29（2017）年度調査結果報告」（朝日新聞社、河合塾教育イノベーション本部共同調査）【資料 53】と比較すると、その数を下回り、概ね適正な範囲の基幹教員数と考えている。

私立大学の法・政治学部系統の ST 比（表）：省略

※出典：『ひらく日本の大学』平成 29（2017）年度調査結果報告
（朝日新聞社、河合塾教育イノベーション本部共同調査）

本学科の基幹教員は、新規任用者 10 人、政経学部既設学科からの移籍者 2 人、国際学部からの移籍者 1 人、計 13 人で構成する。この移籍者 3 人の後任には、基幹教員を任用する。後任者には、前任者の内容と比較し、同等以上の水準を確保するうえで、優れた教育研究業績を有する人材を任用する。これにより、他学部や他学科の教育に影響を与えることはなく、定員変更前の教員組織と比較して同等以上の内容を担保する。

(3) 中心となる研究分野と研究体制

本学科の中心となる研究分野は「社会における『安全学』」であるが、『安全学』自体が複合的かつ学際的な学問であること、また本学科は法律学と政治学を基礎に置いた『安全学』における行政分野の人材育成を重視していることから、基幹教員は社会安全、行政、法律、政治の各分野にまたがる。従って、基幹教員は各自の専門領域に基づいて本学既設の研究所やセンターに所属する研究体制となる。具体的には、社会安全分野の基幹教員は主として地方政治行政研究所や防災教育研究センターや地域連携センター、行政学・法律学・政治学の基幹教員は地方政治行政研究所や政治経済研究所、国際開発研究所あるいは海外事情研究所等に所属し、個人研究や他の教員との共同研究を実施する。また、得られた研究成果は、学術雑誌や紀要等への投稿、講演会等での発表を通じて、社会貢献に資す

る。

(4) 基幹教員の年齢構成

本学科が完成年度となる令和 11（2029）年 3 月 31 日現在の基幹教員の年齢構成の状況は、下表のとおりである。

○政経学部 社会安全学科 基幹教員 年齢構成

年 齢	29 以下	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 以上	合 計
人 数	0 人	1 人	2 人	4 人	3 人	3 人	0 人	13 人
比 率	0 %	7.69 %	15.38 %	30.77 %	23.08 %	23.08 %	0 %	100.00 %

※年齢は、令和 11（2029）年 3 月 31 日現在

このとおり、年齢構成は、概ねバランスが取れているといえる。年齢構成の適切性にあたっては、完成年度以降も定年退職者を視野に入れ、年次計画により適宜優れた研究業績を有する若手教員を確保するなど、年齢構成のバランスに配慮していく。

(5) 専任教員の定年

本学の専任教員の定年齢は、「満 65 歳をもって定年とする。ただし、平成 15（2003）年度以前に採用された教育職員（主として体育の実技を教授する教員、学生主事等、助手並びに高等学校の教員を除く）は、満 67 歳をもって定年とする」【資料 54「定年規程」】と規定している。本学科の完成年度である令和 10（2028）年度を迎えるまでに、同規程に規定する定年齢を超える基幹教員は 2 人存在するが、令和 5（2023）年 11 月 16 日開催の令和 5（2023）年度第 8 回理事会において、「定年規程」及び「教育職員の再雇用制度に関する内規」【資料 55】に基づき、当該教員に対して再雇用を適用し、完成年度（令和 11（2029）年 3 月 31 日）までの在職を決定している。なお、この後任者には、前任者の内容と比較し、同等以上の水準を確保するうえで、優れた教育研究業績を有する人材を令和 11（2029）年 4 月 1 日から任用することとしている。

(6) 教員と事務職員等の連携及び協働体制

本学では、教育研究活動等の運営や厚生補導等を組織的かつ効果的に行うためには、教員・職員の垣根を越えて協働して業務に取り組むことが重要であると考えており、教学組織の 5 つのセンター（学生支援センター、入学支援センター、総合情報センター、就職キャリアセンター、国際交流留学生センター）は、事務組織と一体化した運営を行っている。

また、各種会議・委員会等においては、教員・事務職員が構成員として、お互いの能力や特性を活かしつつ溶け合うような関係性を持って審議に当たり、企画・立案、意思決定に携わっている。

さらに、教職員における相互理解や大学の目標・方針の共有化を図ることで、教職協働により大学全体としての総合力を発揮し、教育研究活動の適切かつ効果的な運用を推進することを目的として、「教職協働ワークショップ」を恒常的に開催している。

以上の教員と事務職員等の連携及び協働体制は、本学科設置後も恒常的に実施していく

ものである。

4. 大学全体の施設・設備の変更内容

(1) 教育・研究等環境整備の方針

本学では、「教育・研究等環境整備の方針」を次のとおり定め、これに基づき、校地、運動場及び校舎等施設の整備計画を策定し実施する。

拓殖大学 教育・研究等環境整備の方針

本学の教育目標の実現に向けて、学生の学修の質向上を促進すること、教育・研究活動および社会貢献の充実を図ること、さらに学生生活、課外活動を支援することを目的に、次のとおり「教育・研究等環境整備の方針」を定め、推進する。

- ①教育・研究活動・社会貢献の進展に伴う環境整備の充実
- ②学生の大学生生活満足度（学生本位の視点）を踏まえた環境整備の充実
- ③地球温暖化対策に十分配慮した環境整備の充実

(2) 校地、運動場の整備計画

本学科の教育は八王子国際キャンパス（以下「同キャンパス」という。）で展開する。本学の校地面積は同キャンパスと文京キャンパスを合わせると 371,333.79 m²を有しており、本学科の完成年度に当たる令和 10（2028）年度における大学設置基準上の必要校地面積 98,920.00 m²を十分に満たし、同基準の 3.75 倍に当たる充足状況となる。

○校地面積

区 分	①	②	充足状況
	本学の校地面積	大学設置基準上 必要校地面積	(①÷②)
令和 10 年度	371,333.79 m ²	98,920.00 m ²	3.75 倍

※ 大学設置基準上の面積：定員変更後の令和 10（2028）年度時点で算出

(3) 校舎等施設の現状

前述の方針を踏まえ、同キャンパスでは、外国語学部（英米語学科、中国語学科、スペイン語学科、国際日本語学科）、工学部（機械システム工学科、電子システム工学科、情報工学科、デザイン学科）、国際学部（国際学科）及び大学院（工学研究科）を設置しており、知の拠点としてふさわしいものとなるよう総合的視点から学部・研究科における学生の学修及び教員の教育研究活動に即した、①研究室 137 室、②教室 168 室（講義室 96 室、演習室 19 室、実験・実習室 53 室）、③図書館（書庫、閲覧室、事務室）、④管理関係施設（学長室、会議室、事務室等）、⑤医務室、学生自習室 6 室（PC 自習室 3 室、CALL 自習室 2 室、自習室 1 室）、⑥情報処理学習施設（PC 教室）8 室、語学学習施設（CALL

教室) 8 室を整備している。

なお、既設学部における教室の稼働率は、下表「同キャンパス 学期別 教室稼働率」のとおり、令和 5 (2023) 年度時点で、約 43 %以下で十分に余裕のある教室を有している。

○同キャンパス 学期別 教室稼働率 (令和 5 (2023) 年度)

学 期	延べ教室数	使用室数	稼働率 (%)	備 考
前 期	3,000 室	1,283 室	42.8 %	
後 期	3,000 室	1,251 室	41.7 %	

※延べ教室数：月・火・水・木・金曜日の同キャンパス 1～5 時限の延べ教室数。

※使用室数・稼働率は、月・火・水・木・金曜日の同キャンパス 1～5 時限の条件で平均値を算出。

※対象施設は、他学部専用棟・教室を除き、同キャンパス A・C・D 館及び麗澤会館としている。

学生間の交流、学生と教職員の交流及び学生の休息その他の利用のための施設は、第 1 学生ホールを A 館 1 階に、第 2 学生ホールを学生交流会館 1 階に、食堂と学生ホールとの兼用となる第 1・2 学生食堂及びオレンジカフェを A 館 2 階に、テラスやオープンスペース (ロビー) を麗澤会館に設けている。また、学生寮「カレッジハウス扶桑」の食堂も一般学生に開放している。屋外においても広大な敷地を利用し、緑豊かな木々と芝生が広がるスペースを確保しており、そこには数十ヵ所にベンチを設けている。このように、適切な空地の整備にも配慮している。

同キャンパスには、運動場 (陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、ゴルフ練習場、アーチェリー場、テニスコート) 及び体育館 (第 1、第 2) など、充実した運動施設・設備を有し、学生のスポーツに関わる授業や課外活動等に利用している。この他、講堂、課外活動施設、厚生補導施設、学生寮についても整備している。その詳細は、「校地校舎等の図面」のとおりである。

これらの施設は、十分な広さや設備を有し、学生が必要な時に適切に使用できるよう、教育研究活動では学務部が、課外活動や学生寮では学生部が、それぞれが管理体制を整え適切に運営している。また、学生の移動のための経済的な負担 (交通費) や移動時間が生じないように利便性にも配慮し、これら全ての施設を同キャンパス内に整備している。

(4) 校舎等施設の整備計画

本学科の目的を実現するための教育課程の編成及び実施に必要とする教育研究環境を次のとおり整備する。

①教室・研究室等の整備

本学科の専門科目の授業形式は、外国語能力、問題発見解決能力を修得する授業などに「演習形式」を、幅広い教養、思考的枠組み・汎用的应用能力、及び専門性の修得に関する授業などに「講義形式」を採用する。演習形式の科目では、最大でも 20 人程度までの

規模とし、少人数かつ双方向型の能動的学修の展開が可能な教室が必要となる。

これらの授業展開に対応するため、平成 27(2015)年 4 月より、商学部、政経学部 1・2 年生が文京キャンパスに移転し、使用しなくなった教室・研究室棟 E 館 (6,668.37 m²) を活用する。本学科の授業等に必要となる①教室、②自習室、③研究室、④その他の施設は、下表「E 館に整備する主な本学科専用施設」及び「政経学部社会安全学科 時間割」【資料 56】のとおり、新たに E 館に整備することから、授業科目の授業形式、クラス規模に応じた教室を余裕をもって配置することができる。

○ E 館に整備する主な本学科専用施設

区 分	クラス 規模	室 名 称 (部屋数)	座席数等	用 途
教 室	100 人	E101 教室～ E104 教室 (4 室)	155 ～ 210 席	【講義科目教室】 ※メディア授業対応教室（遠隔授業システム 設置）2 教室を含む ※ AV 機器（プロジェクター、PC 等）常設
	50 人	E202 教室～ E205 教室 (4 室)	77 席	【講義・演習科目兼用教室】 ※ AV 機器（プロジェクター、PC 等）常設
		E-PC1 教室 (1 室)	58 席	【PC 教室】
	20 人	E105 教室～ E109 教室、 E201 教室・E206 教室、 E209 教室～ E211 教室 (10 室)	51 ～ 53 席	【演習科目（外国語科目等）教室】 ※ AV 機器（プロジェクター、PC 等）常設 ※アクティブ・ラーニング対応教室 5 室を含む
	15 人	E301 教室～ E306 教室 (6 室)	18 席	【ゼミ教室】 アカデミック・スキル、2～4 年ゼミナール教室
自習室	—	自習室 (1 室)	54 席	学生の自主的・自発的な学習活動の部屋
研究室	—	101 研究室～ 105 研究室、 301 研究室～ 310 研究室 (15 室)	1 人	【研究室】 基幹教員の個室による研究室（予備 2 室）
会議室	—	第 1・2・3 会議室 (3 室)	10 ～ 20 席	【会議室】 遠隔会議システム設置会議室 1 室を含む

この他、E 館内には、学生間の交流、学生と教職員の交流及び学生の休息の場として使用する他学部と共有の第 3 学生ホール（168 席）等を設けるとともに、学内無線（Wi-Fi）を整備する。

また、基幹教員の研究室は、オフィスアワーなど学生の教育上の情報管理等の機密性の観点から、プライバシーを確保するため個室とする。

②校舎面積

本学の校舎面積は、次のとおり、本学科の完成年度に当たる令和 10（2028）年度では、大学設置基準上の必要校舎面積 51,665.00 m²を十分に満たし、同基準の 2.02 倍に当たる充足状況となる。

○校舎面積

区 分	①	②	充足状況
	本学の校舎面積	大学設置基準上	(①÷②)

		必要校舎面積	
令和 10 年度	104,460.53 m ²	51,665.00 m ²	2.02 倍

※ 大学設置基準上の面積：定員変更後の令和 10（2028）年度時点で算出

（5）図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館・学術情報サービスについては、各学部及び大学院等の教育方針に柔軟に対応し、学修・教育及び研究を支援するための環境整備、デジタル化への対応、知的創造力の成長と情報発信の中心的場と位置づけ、学修・教育、研究支援の機能を高めることを目標としている。具体的な図書等の資料整備、図書館の整備等の詳細は、次のとおりである。

①図書等の資料整備

令和 6(2024)年 3 月現在、本学図書館全体で所蔵している図書は 710,920 冊（和書 527,360 冊、洋書 183,560 冊）である。うち、社会安全等の本学科カリキュラムに関連する図書は 35,261 冊（和書 29,414 冊、洋書 5,847 冊）である。

また、本学科カリキュラムに関連する学術雑誌は、「政経学部社会安全学科 学術雑誌一覧」【資料 57】のとおり、405 タイトル（冊子／国内 93 タイトル、冊子／国外 152 タイトル、電子ジャーナル／国外 160 タイトル）である。

このように、本学科の教育研究活動に必要とする図書、学術雑誌は、十分に備えている。今後も本学科のカリキュラムに沿った図書、学術雑誌等の充実に努める。

さらに、蔵書検索システム（opac）の充実、学部横断的に利用できるデータベースのコンテンツを充実するとともに学外からアクセスできるようサービス拡充を図っている。

その他、両キャンパス図書館間での図書等の相互取り寄せや自宅への郵送貸出など、同キャンパス所属であっても文京キャンパス図書館所蔵資料が容易に利用できるサービスを提供している。

②図書館の整備

八王子図書館の座席数は、令和 5(2023)年 5 月現在 516 席となっており、学生・教員に対して十分な座席を確保している。

また、個人単位での図書館利用はもとより、グループでの協働学習に適したスペース（アクティブ・ラーニングエリア）、及び 20 人程度まで利用できる個室型のグループ学習室を 2 部屋設置し、多様な学修スタイルに応じた場を設けている。

その他にも、館内固定 PC に加えてノート PC の館内貸出を行い、図書館内での長時間滞在型利用者を意識した環境を整備している。また、図書館内では学内無線 LAN（Wi-Fi）を整備し、利用者自身の PC やタブレット等も自由に利用できる環境を整えている。

開館時間については、八王子図書館では、平日 9 時から 20 時まで、土曜日は 9 時から 17 時までとしており、授業以外の学習環境の確保にも努めている。

③他大学との協力

国立情報学研究所 NACSIS-ILL による相互協力に参加しており、また八王子図書館では東京西地区大学図書館協議会に加盟し、加盟図書館間での情報交換、講演会等に参加する

といった相互利用等の積極的な連携を図っている。

このように、本学図書館は、本学科をはじめ、大学全体、各学部・学科の目的、種類・規模に照らして、教育研究を促進できる機能を適切に有している。

以上のとおり、本学は、完成年度の令和 10（2028）年度時点で、大学設置基準上の必要校舎面積の 2.02 倍、必要校地面積の 3.75 倍を有する。さらに、同キャンパスにおける既設の施設・設備等は、図書館座席数 516 席、既設教室数 168 室（教室稼働率：約 43 % 以下）などを整備しており十分に余裕がある状況である。これに加え、本学科における教育研究活動の施設・設備は、新たに E 館に整備することから、他学部の施設・設備に影響を与えることはなく、定員変更前の施設・設備と比較して、同等以上の内容を担保する。

今後も、学部、学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保することにより、教育研究にふさわしい環境の整備に努める。

以 上

学則（収容定員）の変更の趣旨等を記載した書類 添付資料

- 資料1 教育課程等の概要
- 資料2 学校法人拓殖大学と産官学・大学間・地域における各種連携・協定等一覧（拓殖大学）
- 資料3 東京消防庁八王子消防署から「防火管理者業務適切功労賞」（平成27（2015）年11月 拓殖大学）
- 資料4 警視庁大塚警察署から「感謝状」（平成28（2016）年2月 拓殖大学）
- 資料5 東京消防庁小石川消防署から「感謝状」（令和2（2020）年11月、令和3（2021）年11月 拓殖大学）
- 資料6 警視庁大塚警察署から「感謝状」（令和4（2022）年7月14日 拓殖大学）
- 資料7 地震体験車での大地震に対処する方法等を学ぶ防災体験学習（令和4（2022）年10月 拓殖大学）
- 資料8 高尾警察署による災害時の通信訓練（拓殖大学 令和5（2023）年9月）
- 資料9 新しい時代における教養教育の在り方について（答申）（平成14（2002）年2月 中央教育審議会）
- 資料10 提言 21世紀の教養と教養教育（平成22（2010）年4月 日本学術会議）
- 資料11 提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進－主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて－」（令和4（2022）年1月18日 一般社団法人日本経済団体連合会）
- 資料12 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成30（2018）年11月26日 中央教育審議会）
- 資料13 今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～（平成26（2014）年9月26日 文部科学省）
- 資料14 「上場企業における英語活用実態調査」報告書（平成25（2013）年実施 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）
- 資料15 「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書（平成16（2004）年4月）
- 資料16 令和5年版警察白書（警察庁）
- 資料17 令和4年版情報通信白書（総務省）
- 資料18 令和4年度版警察白書（警察庁）
- 資料19 警察官採用、あの手この手 6年間で志望者5分の1に激減で 栃木（令和5（2023）年9月4日 毎日新聞）
- 資料20 警察官志願者求む！ 千葉県警、競争倍率アップに本腰（令和5（2023）年2月6日 朝日新聞デジタル）
- 資料21 警官採用 門戸広く34歳までOK 身長、体重関係なく埼玉県警（令和3（2021）年4月6日 東京新聞）
- 資料22 未来のおまわりさん集まれ！新潟県警が志願者増加へイメチェン作戦 職場体験やブログで仕事の魅力発信（令和5（2023）年7月31日 新潟日報）
- 資料23 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書（平成28（2016）年2月）
- 資料24 防衛省防災業務計画（令和5（2023）年3月24日 防衛省）
- 資料25 防災対策推進検討会議 最終報告（平成24（2012）年7月 内閣府 中央防災会議）
- 資料26 防災スペシャリスト養成研修（内閣府 防災情報のページ）
- 資料27 令和4年地方公共団体定員管理調査結果の概要（令和4（2022）年12月26日 総務省）
- 資料28 公益財団法人全国防犯協会連合会
- 資料29 一般社団法人防災安全協会
- 資料30 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）（平成27（2015）年5月14日 教育再生実行会議）

- 資料31 これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待（平成27（2015）年4月2日 公益社団法人経済同友会）
- 資料32 都民安全推進部 大東京防犯ネットワーク
- 資料33 東京防災プラン2021 令和3（2021）～5（2023）年度（東京都）
- 資料34 八王子市基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」
- 資料35 「留学生30万人計画」骨子検証結果報告（令和3（2021）年3月31日「留学生30万人計画」関係省庁会議）
- 資料36 高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～（令和4（2022）年7月26日 文部科学省）
- 資料37 安全学の構築に向けて（平成12（2000）年2月28日 日本学術会議 安全に関する緊急特別委員会）
- 資料38 日本安全教育学会設立の趣旨（平成11（1999）年12月13日）
- 資料39 日本安全学教育研究会
- 資料40 関西大学 社会安全学部・研究科
- 資料41 東北大学 災害科学・安全学国際共同大学院プログラム（GP-RSS）
- 資料42 地域安全学会 学会案内
- 資料43 「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書 平成16（2004）年4月）
- 資料44 警察官 資格経歴等の基準の目安（令和5（2023）年度警視庁採用サイト）
- 資料45 令和5（2023）年度 東京消防庁 採用情報「資格・経歴一覧表」
- 資料46 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）【概要】（平成30（2018）年11月26日）
- 資料47 政経学部社会安全学科「カリキュラム・マップ」「科目ナンバリング」及び「カリキュラム・ツリー（履修系統図）」
- 資料48 防犯・警察分野を中心とした履修モデル
- 資料49 防災・消防分野を中心とした履修モデル
- 資料50 防衛・安全保障分野を中心とした履修モデル
- 資料51 行政・危機管理分野を中心とした履修モデル
- 資料52 共助・社会貢献分野を中心とした履修モデル
- 資料53 「『ひらく日本の大学』平成29（2017）年度調査結果報告」（朝日新聞社、河合塾教育イノベーション本部共同調査）
- 資料54 定年規程
- 資料55 教育職員の再雇用制度に関する内規
- 資料56 政経学部社会安全学科 時間割
- 資料57 社会安全学科 学術雑誌一覧

学生確保の見通し等を記載した書類

令和 6（2024）年 3 月 19 日

学校法人 拓 殖 大 学

目 次

I 新設組織の概要	4
1. 新設組織の概要	4
2. 拓殖大学政経学部社会安全学科（以下、「本学科」という。）の特色	4
(1) 養成する人材像、学位の分野を踏まえた本学科の特色	4
(2) 本学科と近接する学問分野を持つ既設組織の概要	5
II 人材需要の社会的な動向等	6
1. 本学科で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	6
(1) 「幅広い教養」を有する人材需要	6
(2) 「思考的枠組み・汎用的応用能力」を有する人材需要	6
(3) 「外国語能力」を有する人材需要	7
(4) 防犯・防災に係る「専門性」を有する人材需要	7
(5) 「問題発見解決能力」を有する人材需要	8
(6) 地域的な人材需要	9
(7) 外国人留学生の需要	9
2. 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	10
(1) 18 歳人口の推移予測	10
(2) 首都圏の大学等進学状況	10
(3) 首都圏における高等学校（全日制）及び中学校の在籍者数	10
(4) 外国人留学生数の動向	11
3. 本学科の主な学生募集地域	12
(1) 出身高校所在地県別 東京都私立大学入学者数	12
(2) 都道府県別 在留資格「留学」在留外国人数	13
(3) 日本語教育機関に在籍する外国人留学生数	13
(4) 本学八王子国際キャンパスにおける出身都道府県別在学学生数	14
(5) 本学八王子国際キャンパスの出身学校等別外国人留学生入学者数	14
(6) 同系統等他大学の実績	15
4. 既設組織の定員充足状況	16
(1) 本学における入学定員・収容定員の充足状況	16
(2) 外国人留学生の入学定員・収容定員の充足状況	23
III 学生確保の見通し	27
1. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	27
(1) 既設組織における取組とその目標	27
(2) 本学科における取組とその目標	30
(3) 当該取組の実績の分析結果に基づく、本学科での入学者の見込み数	32
2. 競合校の状況分析	32

(1) 競合校の選定理由と本学科との比較分析、優位性	32
(2) 競合校の入学志願動向等	51
(3) 本学科における外国人留学生の募集人数（10 人）を充足できる根拠等	54
(4) 学生納付金等の金額設定の理由	57
3. 先行事例分析	58
4. 学生確保に関するアンケート調査	58
(1) 高校生対象アンケート調査	58
(2) 外国人留学生対象アンケート調査	59
5. 人材需要に関するアンケート調査等	59
(1) 政経学部法律政治学科の就職等実績	59
(2) 各種統計調査等	60
(3) 人材需要に関するアンケート調査	63
IV 本学科の定員設定の理由	65
1. 本学の現状と課題	65
2. 社会の安全・安心に係る取組実績	66
3. 本学科の特色	67
4. 本学科の定員設定の理由	67

I 新設組織の概要

1. 新設組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）

新 設 組 織	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	所 在 地 (教育研究を行うキャンパス)
拓殖大学政経学部社会安全学科	150	—	600	東京都八王子市館町 815-1

2. 拓殖大学政経学部社会安全学科（以下、「本学科」という。）の特色

(1) 養成する人材像、学位の分野を踏まえた本学科の特色

①養成する人材像

近年の社会情勢では、災害や事故・事件の多発、感染症の流行、治安の悪化など、社会、地域の安全・安心を脅かす懸念が増大し、防犯、防災において、より効果的な未然防止対策が求められるようになってきている。政経学部では、地域社会のリーダー、すなわち、学際的識見を有して社会全体を見通し現実の問題に対応できる人材の育成に取り組んでいる。本学科は、そのノウハウを活かし、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探究し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力を養成する。社会や地域における防犯・防災対策を企画立案し、それを実行していくためには、犯罪や災害に対して的確に対処し得る法律、政治の知識を土台にした地域行政の「政策形成能力」が必要となる。本学科では、社会や地域の安全・安心を守る地域行政を重視した人材を養成する。従って、本学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（以下「本学科の目的」という。）は、「法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する」ことにある。これにより、安全・安心を脅かす要因を分析、考察し、その対策を提案するなど、社会安全に係る分野における理論的・実践的知識を身につけさせ、警察官、消防官、自衛官、地方公務員さらに国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業の多様な領域で社会に貢献できる人材の育成を目指す。

②学位の分野を踏まえた本学科の特色

本学科の教育研究対象である「社会における『安全学』」は、防犯・防災や被災地の復興支援等を目的として、安全・安心における課題を解決するために必要とする多様な教育研究分野が学際的に連携、融合し、安全・安心な社会の構築を目指す学問である。これに加え、社会や地域における防犯・防災対策を企画立案し、それを実行していくためには、災害や犯罪に対して的確に対処し得る法律、政治の知識を土台にした地方行政の「政策形成能力」が必要となる。本学科は、特に社会、地域における安全・安心を守る行政の役割に焦点を当て考えていく。また、行政学という視点を持つことにより、本学政経学部既存の2学科がそれぞれ、法律政治学、経済学をもって地域社会で活躍できる人材の育成を目指すのと同様に、本学科もまた、社会安全分野において地域社会で活躍できる人材の育成を目指すものである。このため本学科の名称は、教育研究対象としての社会における安全学に由来する「社会安全」を用いて、「社会安全学科」（英訳名称：Department of Social Safety）とする。

さらに、本学科の主たる教育・研究の学問分野は、法律と政治を基礎においた行政学を重視した「社会における『安全学』」である。同分野は、多様な教育研究分野が学際的に連携、融合し成り立つ。教育課程の専門科目において、社会安全、法律、政治、行政の科目区分を設け、法律学と政治学を基礎においてさらに社会安全分野に特化した「社会安全論」「警察学概論」「消防学概論」等もバランス良く学んでいく。これにより、専門性の高い「社会における『安全学』」を学修することが可能となる。このため本学科が授与する学位名は「学士（法律政治学）」（英訳名称：Bachelor of Arts in Law and Political Science）とし、学位の分野は、法学関係となる。

従って、本学科の特色は、法学関係の学位分野となる法律、政治の知識を土台として、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探究し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力を養成することにある。

(2) 本学科と近接する学問分野を持つ既設組織の概要

本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科は、「法律学・政治学分野における理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する」ことを人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的とし、入学定員 230 人（編入学定員は設けていない）、収容定員 920 人の規模により、文京キャンパス（東京都文京区小日向 3-4-14）を所在地としている。本学科開設後、政経学部法律政治学科において、学生募集停止、収容定員変更、改組などの予定はない。

Ⅱ 人材需要の社会的な動向等

1. 本学科で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

本学科で養成する人材は、全国的、地域的、社会的動向を踏まえたものであることを、本学科「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で掲げる学修成果の目標（到達目標）である①幅広い教養、②思考的枠組み・汎用的応用能力、③外国語能力、④専門性、⑤問題発見解決能力、それぞれの能力に係る人材需要に⑥地域的な人材需要及び⑦外国人留学生の需要を加えて、以下7点の人材需要の観点から述べる。

(1) 「幅広い教養」を有する人材需要

教養教育の目的は、大学設置基準第19条、教育課程の編成方針第2項で「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」と定められている。さらに、中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」（平成14（2002）年2月21日）の「第2章 新しい時代に求められる教養とは何か」【資料1】の中で、「教養は、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念としてとらえるべきものである」とする教養教育の概念が述べられている。

また、日本学術会議の「提言 21世紀の教養と教養教育」（平成22（2010）年4月）【資料2】の中で、「教養の形成とその形成を主目的とする教養教育は、一般教育に限定されるものでなく、専門教育も含めて、四年間の大学教育を通じて、（中略）行われるものであり、一般教育・専門教育の両方を含めて総合的に充実を図っていくことが重要である」とし、一般教育・専門教育の両方を総合的に充実させることの重要性が提言されている。

さらに、同提言では、「一般教育は、教養教育の中核的な部分として、学生がどの専門分野を専攻することになるか／専攻しているかに関わりなく、すべての学生が共通に学修する『共通基礎教養』として位置づけられると同時に、一定の広がりや総合性を持つものであることが重要である。（中略）内容的には、人文・社会・自然の三系列をカバーするものであることが重要である」と提言されている。

この教養教育の概念を踏まえ、本学では、全学共通教養科目において、学問分野のバランスにも配慮したうえで、「国際性を高める」「専門性の幅を広げる」「人間性を高める」「キャリア形成を行う」「データ活用能力を養う」の5系列の科目区分により編成した。

このように、幅広い教養を身につけている人材が全国的、社会的に求められている。

(2) 「思考的枠組み・汎用的応用能力」を有する人材需要

本学科は、論理・実証双方にわたる法律学・政治学的思考枠組みを基礎として、それらの思考的枠組みを実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を身につけていることが重要と考えている。一般社団法人日本経済団体連合会の提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進 - 主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて -」（令和4（2022）年1月18日）【資料3】では、「幅広い知識に基づく俯瞰力や論理的思考力、数理的推論力、構想力等を涵養する（中略）実際に社会で活躍するための素養や能力、課題発見・解決力を身につけさせるよう、大学に期待する声大きい」と提言している。さら

に、中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30(2018)年11月26日)【資料4】では、「読解力や数学的思考力を含む基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、技術革新と価値創造の源となる飛躍知の発見・創造など新たな社会を牽引する能力が求められる」と述べられている。

このように、思考的枠組みを実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を身につけた人材が全国的、社会的に求められている。

(3)「外国語能力」を有する人材需要

文部科学省の「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」(平成26(2014)年9月26日)【資料5】では、「我が国では、人々が英語をはじめとする外国語を日常的に使用する機会に限られている。(中略)現在、学校で学ぶ児童生徒が卒業後に社会で活躍するであろう令和32(2050)年頃には、我が国は、多文化・多言語・多民族の人たちが、協調と競争する国際的な環境の中にあることが予想され、そうした中で、国民一人一人が、様々な社会的・職業的な場面において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが想定される」と外国語を用いたコミュニケーション能力の必要性について提言されている。

また、日本学術会議の「提言 21世紀の教養と教養教育」(平成22(2010)年4月)【資料2】では、「グローバル化が急速に進展している現代世界では、国際共通語としての地位を確立しつつある英語の教育の充実を図ることも重要である。(中略)国際化が進展する現代社会では、英語以外の外国語の教育も重要である。それは、世界の多様性の認識と異文化理解を促進するためにも、また、自国の言語文化を反省し、その特質を自覚し、それをより豊かなものにしていくうえでも重要である」とする英語教育及び外国語教育の重要性について提言されている。

さらに、一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会の「上場企業における英語活用実態調査」報告書(平成25(2013)年実施)【資料6】では、国内上場企業304社のうち75.0%が「英語を使用する部署・部門がある」あるいは「特定部署・部門はないが、英語使用はある」と回答している。

このように、外国語能力を身につけている人材が全国的、社会的に求められている。

(4) 防犯・防災に係る「専門性」を有する人材需要

「近年、大災害や事故の多発、世界的な感染症の流行、テロの頻発や国内の治安の悪化など、社会の安全・安心を脅かす危険や脅威が顕在化してきている。(中略)これらの危険や脅威に対処し社会の安全・安心を確保することが重要であり、最近の世論調査に示されているように、国民からの期待も高まっている」【資料7「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書(平成16(2004)年4月)】。

特に、「我が国の犯罪情勢は、令和3(2021)年までの19年間にわたって刑法犯認知件数が減少するなど、統計的な面においては着実に改善してきたが、国民の体感治安の改善は限定的なものにとどまっている。その背景には、統計だけでは現れない社会の変容に伴う治安課題の複雑化や治安改善への期待があると考えられる。複雑化する治安課題に対し、警察が的確に対処するためには、多彩な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成する

とともに、こうした人材が活躍することができる環境を整備することが必要である」【資料 8「令和 5 年版警察白書」（警察庁）】。

他方、「近年、豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加しており、それに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向にある。また、地震調査研究推進本部地震調査委員会の予測によると、今後 30 年以内の南海トラフ地震（マグニチュード 8 ～ 9 クラス）の発生確率は 70 ～ 80 %、相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うマグニチュード 7 程度の地震の発生確率は 70 % 程度（2022 年 1 月 1 日基準）とされている。今後も、このような自然災害の頻発化・激甚化の傾向が続くことが懸念される」【資料 9「令和 4 年版情報通信白書」（総務省）】。

このような状況の中、「安全・安心の確保のためには（中略）新たな課題に対応するための研究開発が必要であるが、その際、安全・安心に関わる公的機関や企業等の現場との連携や大学や基礎研究機関からの新技術シーズを継続的に提案していくための体制を整備するとともに、社会システム全体の俯瞰的な分析や国際的な協調などを進める」【資料 7「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会 報告書」（平成 16（2004）年 4 月）】ことが重要となっている。

このように、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探求し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力がこれまで以上に求められている。

(5)「問題発見解決能力」を有する人材需要

教育再生実行会議による第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（平成 27（2015）年 5 月 14 日）【資料 10】では、「課題解決に当たっては、他者と協力して対応しなければならない場合もあり、リーダーシップや責任感、さらには、相手に説明し、納得してもらう論理性や、人の心を動かすプレゼンテーション能力を養うことも不可欠」。さらに「職場やコミュニティの中で、他者と目標を共有し、協働して課題解決に取り組むことは、いつの時代にあっても不可欠である。また、グローバル化した社会では、異なる価値観や文化的・宗教的背景を持つ人たちと互いに理解し合い、共存していくことも必要である。社会の中での協調性と、その基盤となる倫理観を養うためには、他者に共感できる感性、思いやり、他者との意思疎通を図るコミュニケーション能力、多様性を受容する力を育てることが必要」と他者との協働による課題解決や他者との意思疎通を図るためのコミュニケーション能力の必要性について提言されている。

公益社団法人経済同友会の「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」（平成 27（2015）年 4 月 2 日）【資料 11】では、企業が求める人材像と必要な資質能力として、「変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力（課題設定力・解決力）」などが挙げられている。この課題設定力・解決力には、「他者に何が課題か説明し、理解を得て『協働』していくための双方向での対話力（コミュニケーション能力）、課題解決に向けた企画力、実行力」を求めている。

このように、取り組むべき課題を発見し、他者と協働の上、解決する能力を身につけている人材が全国的、社会的に求められている。

(6) 地域的な人材需要

本学科は、八王子国際キャンパスに設置することを計画しており、その所在地は、東京都八王子市である。

東京都は、「東京都安全安心まちづくり条例」（平成 15 年東京都条例第 114 号）に基づき、都、区市町村、地域団体、都民等が一体となり、都民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、犯罪が起こりにくいまちづくりに関する取組として、①地域の安全安心の向上のための諸施策の推進、②犯罪が起こりにくいまちづくりのための防犯設備の整備、③実践型防犯リーダー・オブ・リーダーの養成講座の開催などが行われている【資料 12 「都民安全推進部 大東京防犯ネットワーク」】。さらに、防災面では、地震、風水害、火山等の自然災害に対する防災対策を迅速かつ計画的に推進していくために、「東京防災プラン 2021 令和 3（2021）～5（2023）年度」【資料 13】を策定している。これに基づき、「防災分野における DX の推進や、感染症と自然災害との複合災害、近年の災害の教訓等を踏まえた新たな対策を取り入れ、地震や風水害・火山噴火等の防災対策の充実・強化」に取り組んでいる。

また、八王子市は、「八王子市基本構想・基本計画『八王子未来デザイン 2040』」【資料 14】の中で、防犯・防災に係る指針が打ち出されている。防災に係る指針では、①防災・減災機能の強化、②災害予防・対策の強化、③災害情報収集・伝達の強化、④復旧・復興体制の整備の 4 つの施策が打ち出され、延焼を防ぐ災害に強い都市基盤整備の推進や災害予防や災害応急対策等における一連の防災活動の実施などの対策が示されている。防犯に係る指針では、①生活安全対策の充実、②連携体制の強化、③地域防犯力の強化の 3 つの施策が打ち出され、ここでは、警察等関連団体との連携強化や特殊詐欺被害防止対策の啓発などの対策が示されている。

このように、本学科で養成する社会安全の分野における理論的・実践的知識を有する人材が地域的にも求められている。

(7) 外国人留学生の需要

令和 2（2020）年度を目途に外国人留学生受入を 30 万人とすることを目指す「留学生 30 万人計画」が平成 20（2008）年に策定され、12 年が経過した令和 3（2021）年 3 月 31 日に「留学生 30 万人計画」骨子検証結果報告（「留学生 30 万人計画」関係省庁会議）【資料 15】がまとめられた。ここでは、『留学生 30 万人計画』は目標年度を迎えることとなるが、本検証結果を踏まえながら、今後も関係省庁が引き続き連携・協力して施策の推進に取り組んでいくことが重要である」と述べられている。さらに、令和 4（2022）年 7 月 26 日に文部科学省において「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」【資料 16】が取りまとめられ、目標・施策の方向性として「戦略的な外国人留学生の確保」などが示された。本学科での外国人留学生の受入人数は 1 学年当たり 10 人と少数であるが、これらの施策等に貢献したいと考えている。

本学は、このような全国的、地域的、社会的な要請を踏まえ、令和 7（2025）年 4 月 1 日に本学科の設置を計画するものである。

2. 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

(1) 18 歳人口の推移予測

18 歳人口の推移予測【資料 17「首都圏 18 歳人口の指数推移」(令和 5 (2023) 9 月 20 日 株式会社進研アド)】では、令和 4 (2022) 年度の 18 歳人口を 100 とした指数を用いた場合、令和 16 (2034) 年度の全国の 18 歳人口指数は 89 となる。これに対して、東京都の 18 歳人口指数は 102 で減少しない。首都圏 3 県の 18 歳人口指数も、神奈川県 94、埼玉県 93、千葉県 92 で 92 以上を維持しており、その減少は全国と比較して緩やかなものである。

従って、本学科入学者の主な出身都道府県からは、長期的に入学定員を確保できるものと見込まれる。

(2) 首都圏の大学等進学状況

平成 26 (2014) 年度から令和 5 (2023) 年度の 10 年間の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (以下、「首都圏」という。)における高等学校等卒業者の大学等進学状況は、下表のとおり平成 26 (2014) 年度から令和 2 (2020) 年度まで 60 %程度の安定的な進学率を維持している。令和 3 (2021) 年度から上昇傾向となり、令和 5 (2023) 年度で 68 %に達し過去 10 年間で最も高い。

従って、首都圏の大学等進学状況等に鑑みれば中長期的に受験者数及び入学定員の確保ができるものと見込まれる。

○首都圏の高等学校等卒業者の大学等進学状況

区 分		卒業者数	進学者数	進学率
1	平成 26 (2014) 年度	265,566 人	161,335 人	60.75%
2	平成 27 (2015) 年度	272,945 人	168,087 人	61.58%
3	平成 28 (2016) 年度	273,689 人	168,274 人	61.48%
4	平成 29 (2017) 年度	277,147 人	169,908 人	61.31%
5	平成 30 (2018) 年度	275,934 人	167,448 人	60.68%
6	令和元 (2019) 年度	276,073 人	167,529 人	60.68%
7	令和 2 (2020) 年度	272,506 人	168,080 人	61.68%
8	令和 3 (2021) 年度	269,276 人	172,154 人	63.93%
9	令和 4 (2022) 年度	266,090 人	177,480 人	66.70%
10	令和 5 (2023) 年度	259,418 人	176,831 人	68.16%

※「各年度 学校基本調査」(文部科学省)より作成

※大学等には、短期大学を含む(大学・短期大学の通信教育部への進学者を除く)

※高等学校卒業者数には中等教育学校後期課程を含む

(3) 首都圏における高等学校(全日制)及び中学校の在籍者数

文部科学省の「令和 5 (2023) 年度学校基本調査」によれば、令和 5 (2023) 年度から令和 8 (2026) 年度までの首都圏における高等学校(全日制)及び中学校の生徒数は、下

表のとおり、25 万人以上を維持し減少しない。

従って、学科定員増の完成年度までの 4 年間を通じて、首都圏の大学受験対象者は、短中期的に入学定員を確保できるものと見込まれる。

○受験対象者となる首都圏の高等学校・中学校の生徒数

年度（受験対象年度）	学校種類	学年	埼 玉 県	千 葉 県	東 京 都	神奈川県	合 計
令和 5（2025）年度 （令和 7 年度受験対象者）	高等学校	2 年	52,239 人	45,192 人	96,386 人	62,722 人	256,539 人
令和 6（2026）年度 （令和 8 年度受験対象者）	〃	1 年	54,069 人	45,970 人	100,962 人	64,403 人	265,404 人
令和 7（2027）年度 （令和 9 年度受験対象者）	中 学 校	3 年	62,050 人	52,902 人	104,516 人	75,227 人	294,695 人
令和 8（2028）年度 （令和 10 年度受験対象者）	〃	2 年	61,777 人	51,814 人	104,883 人	74,281 人	292,755 人

※「令和 5（2023）年度学校基本調査」（文部科学省）より作成

※高等学校の生徒数には、定時制高等学校及び中等教育学校の生徒数を含まない

（4）外国人留学生数の動向

①在留資格「留学」の在留外国人数の推移（全国）

出入国在留管理庁による「各年末現在における在留外国人数」で示される過去 10 年間の在留資格「留学」の在留外国人数の推移では、下表のとおり、令和 2（2020）年、令和 3（2021）年のコロナ禍を経て減少したものの、令和 4（2022）年末から増加に転じ、令和 5（2023）年 6 月末現在では、半年間で昨年末より全国で約 5 千人、東京都で約 4 千人も増え、コロナ禍前に回復しつつある。

○在留資格「留学」の在留外国人数の推移（全国）（単位：人）

各年末	H26 年 2014 年	H27 年 2015 年	H28 年 2016 年	H29 年 2017 年	H30 年 2018 年	H 元年 2019 年	R2 年 2020 年	R3 年 2021 年	R4 年 2022 年	R5 年 2023 年 6 月末
人 数	214,525	246,679	277,331	311,505	337,000	345,791	280,901	207,830	300,638	305,916

※「各年末現在における在留外国人数」（出入国在留管理庁）より作成

○在留資格「留学」の在留外国人数の推移（東京都）（単位：人）

各年末	H26 年 2014 年	H27 年 2015 年	H28 年 2016 年	H29 年 2017 年	H30 年 2018 年	R 元年 2019 年	R2 年 2020 年	R3 年 2021 年	R4 年 2022 年	R5 年 2023 年 6 月末
人 数	74,332	87,425	100,135	111,529	118,465	116,175	87,032	63,855	94,583	98,556

※「各年末現在における在留外国人数」（出入国在留管理庁）より作成

③関係学科別 外国人留学生数（私立大学）の推移

文部科学省の「学校基本調査」関係学科別の外国人学生数（私立大学）によると、本学科の学問分野である「社会科学」を専攻する外国人留学生数は、下表「関係学科別の外国人留学生数（私立大学）」のとおり過去 5 年間を通して 1 位で 2 万 8 千人以上となる。なお、コロナ禍の影響により、全体的に外国人留学生数が減少しているものの、前述の「在留資格『留学』の在留外国人数の推移」とおり、今後、回復する見込みである。

○関係学科別の外国人留学生数（私立大学）

区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
人 文 科 学	8,284	8,271	6,799	6,963	7,495
社 会 科 学	32,481	33,194	32,227	30,682	28,656
理 学	600	719	803	877	852
工 学	6,193	6,630	6,433	6,091	5,927
農 学	358	443	482	466	458
保健（医・歯学）	519	597	653	642	634
保健（医・歯学を除く）	391	502	582	586	576
商 船	—	—	—	—	—
家 政	703	788	702	622	594
教 育	550	656	747	734	714
芸 術	3,628	4,358	4,789	4,854	5,254
そ の 他	6,128	6,243	5,810	6,263	5,998
計	59,835	62,401	60,027	58,780	57,158

※「各年度 学校基本調査 関係学科別の外国人学生数（私立大学）」（文部科学省）より作成

以上のとおり、①在留資格「留学」の在留外国人数（全国・東京都）は増加傾向となっていること、②本学科の学問分野である「社会科学」を専攻する外国人留学生数は過去 5 年間を通して 1 位で 2 万 8 千人以上となることを鑑みれば、中長期的に募集人数 10 人の外国人留学生を確保できるものと見込まれる。

3. 本学科の主な学生募集地域

（1）出身高校所在地県別 東京都私立大学入学者数

学校基本調査「出身高校の所在地県別 入学者数」によると東京都所在の私立大学における入学者出身高校の所在地は、【別紙 1「新設組織が置かれる都道府県への入学状況」】及び下表「出身高校所在地県別 東京都私立大学入学者数（上位 5 都道府県）」のとおり、首都圏が約 7 割を占める。

○出身高校所在地県別 東京都私立大学入学者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
----	------	--------------------	--------------------	--------------------

		入学者数	比 率	入学者数	比 率	入学者数	比 率
1	東 京 都	48,884 人	34.62 %	50,303 人	34.79 %	50,346 人	34.64 %
2	神奈川県	21,610 人	15.31 %	22,064 人	15.26 %	21,933 人	15.09 %
3	埼 玉 県	16,946 人	12.00 %	17,207 人	11.90 %	17,501 人	12.04 %
4	千 葉 県	13,204 人	9.35 %	13,523 人	9.35 %	13,464 人	9.26 %
5	茨 城 県	4,481 人	3.17 %	4,769 人	3.30 %	5,106 人	3.51 %
合 計		141,193 人	100.00 %	144,587 人	100.00 %	145,350 人	100.00 %

※「各年度 学校基本調査 出身学校の所在地県別入学者数」（文部科学省）より作成

(2) 都道府県別 在留資格「留学」在留外国人数

出入国在留管理庁による「各年末現在における在留外国人数について」で示される「都道府県別 在留資格「留学」の在留外国人数（上位 5 都道府県）では、東京都が 3 年連続して最も多い。

○都道府県別 在留資格「留学」の在留外国人数（上位 5 都道府県）

都道府県	令和 2 年末 2020 年末		令和 3 年末 2021 年末		令和 4 年末 2022 年末	
	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率
東 京 都	87,032 人	30.98 %	63,855 人	30.72 %	94,583 人	31.46 %
大 阪 府	27,871 人	9.92 %	21,968 人	10.57 %	33,108 人	11.01 %
埼 玉 県	17,629 人	6.28 %	13,157 人	6.33 %	14,774 人	4.91 %
福 岡 県	17,517 人	6.24 %	13,141 人	6.32 %	19,188 人	6.38 %
神奈川県	15,103 人	5.38 %	11,461 人	5.51 %	14,727 人	4.90 %
合 計	280,901 人	100.00 %	207,830 人	100.00 %	300,638 人	100.00 %

※「各年末現在における在留外国人数について」（出入国在留管理庁 各年度 3 月末公表）

(3) 日本語教育機関に在籍する外国人留学生数

独立行政法人 日本学生支援機構によると、日本語教育機関に在籍する外国人留学生は、下表「日本語教育機関に在籍する外国人留学生数（上位 5 都道府県）」のとおり、東京都所在の日本語教育機関に在籍する者が全体の約半数を占める。

○日本語教育機関に在籍する外国人留学生数（上位 5 都道府県）

都道府県	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率
東 京 都	30,628 人	50.36 %	21,331 人	52.58 %	21,479 人	43.48 %
大 阪 府	6,129 人	10.08 %	3,923 人	9.67 %	5,109 人	10.34 %
福 岡 県	3,874 人	6.37 %	2,498 人	6.16 %	3,651 人	7.39 %
愛 知 県	2,619 人	4.31 %	1,802 人	4.44 %	2,774 人	5.61 %
埼 玉 県	2,229 人	3.67 %	1,672 人	4.12 %	1,796 人	3.64 %

合 計	60,814 人	100.00 %	40,567 人	100.00 %	49,405 人	100.00 %
-----	----------	----------	----------	----------	----------	----------

※「各年度日本語教育機関に在籍する留学生数」（独立行政法人日本学生支援機構 各年度 3 月公表）より作成

(4) 本学八王子国際キャンパスにおける出身都道府県別在学学生数

本学科の所在地となる八王子国際キャンパスにおける過去 3 年間の出身都道府県別在学学生数は、下表のとおり、首都圏が約 6 割 5 分を占め、学校基本調査のデータ「出身高校の所在地県別 東京都 私立大学入学者数（上位 5 都道府県）」の状況と同様の傾向となる。なお、同キャンパスには、外国語学部、工学部及び国際学部を設置している。

○八王子国際キャンパス 出身都道府県別 在学学生数（上位 7 都道府県）

順位	都道府県	令和 3 年度 2021 年度		令和 4 年度 2022 年度		令和 5 年度 2023 年度		過去 3 年間平均	
		在学学生数	比率 (%)	在学学生数	比率 (%)	在学学生数	比率 (%)	在学学生数	比率 (%)
1	東京都	832 人	27.73 %	859 人	28.66 %	893 人	29.88 %	861.33 人	28.76 %
2	埼玉県	562 人	18.73 %	575 人	19.19 %	541 人	18.10 %	559.33 人	18.67 %
3	神奈川県	393 人	13.10 %	402 人	13.41 %	416 人	13.92 %	403.67 人	13.48 %
4	千葉県	160 人	5.33 %	170 人	5.67 %	162 人	5.42 %	164.00 人	5.48 %
5	茨城県	116 人	3.87 %	101 人	3.37 %	95 人	3.18 %	104.00 人	3.47 %
6	福島県	93 人	3.10 %	91 人	3.04 %	99 人	3.31 %	94.33 人	3.15 %
7	長野県	82 人	2.73 %	83 人	2.77 %	79 人	2.64 %	81.33 人	2.72 %
合 計		3,000 人	100.00 %	2,997 人	100.00 %	2,989 人	100.00 %	2995.33 人	100.00 %

※各年度 5 月 1 日現在

(5) 本学八王子国際キャンパスの出身学校等別外国人留学生入学者数

外国人留学生入学者の出身学校等は、①国内の日本語教育機関（日本語学校、別科等）、②国内の高等学校、③海外の高等学校等から進学する場合の 3 つに分類することができる。八王子国際キャンパスにおける外国人留学生入学者数は、下表のとおり 9 割を超える者が国内の日本語教育機関（日本語学校、別科等）からの進学者である。その国内の日本語教育機関（日本語学校、別科等）の所在地は、東京都が約 9 割を占める。

○八王子国際キャンパス 出身学校等別 外国人留学生 入学者数

順位	区 分	令和 3 年度 2021 年度		令和 4 年度 2022 年度		令和 5 年度 2023 年度	
		入学者数	比 率	入学者数	比 率	入学者数	比 率
1	国内 日本語教育機関	88 人	95.65 %	115 人	98.29 %	117 人	90.70 %
2	国内 高等学校	2 人	2.17 %	1 人	0.85 %	8 人	6.20 %
3	海外 高等学校等	2 人	2.17 %	1 人	0.85 %	4 人	3.10 %
合 計		92 人	100.00 %	117 人	100.00 %	129 人	100.00 %

※各年度 4 月 1 日現在

○八王子国際キャンパス 外国人留学生 入学者数
日本語教育機関（日本語学校、別科等）出身校所在地 上位 5 都道府県

順位	都道府県	令和 3 年度 2021 年度		令和 4 年度 2022 年度		令和 5 年度 2023 年度	
		入学者数	比 率	入学者数	比 率	入学者数	比 率
1	東 京 都	78 人	88.64 %	102 人	88.70 %	104 人	88.89 %
2	神奈川県	3 人	3.41 %	7 人	6.09 %	4 人	3.42 %
3	埼 玉 県	2 人	2.27 %	1 人	0.87 %	3 人	2.56 %
4	千 葉 県	2 人	2.27 %	1 人	0.87 %	2 人	1.71 %
5	京 都 府	1 人	1.14 %	1 人	0.87 %	2 人	1.71 %
合 計		88 人	100.00 %	115 人	100.00 %	117 人	100.00 %

※各年度 4 月 1 日現在

(6) 同系統等他大学の実績

①本学科の所在地となる東京都に所在する私立大学、②本学科の系統となる社会科学系の私立大学（全国）、③本学科の同一の学位分野となる私立大学の法学部（全国）、③本学科の同一の学位分野となる私立大学の法学系統（首都圏）における同系統他大学志願及び定員充足状況は、【別紙 1「新設組織が置かれる都道府県への入学状況」】及び下表「同系統他大学志願及び定員充足状況」のとおり、入学定員を大きく上回る志願者数を得て高い倍率を維持し、定員を充足している。

○同系統他大学志願及び定員充足状況

区 分		令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
①本学科所在地 (都道府県) 東 京 都	学 部 数	409 学部	414 学部	419 学部
	入 学 定 員	154,577 人	155,555 人	156,483 人
	志 願 者 数	1,429,349 人	1,402,850 人	1,386,596 人
	志 願 倍 率	9.25 倍	9.02 倍	8.86 倍
	入 学 者 数	155,887 人	161,225 人	162,075 人
	定員充足率	100.85 %	103.65 %	103.57 %
②系統区分 社会科学系 (全 国)	学 部 数	526 学部	528 学部	541 学部
	入 学 定 員	171,506 人	171,944 人	174,614 人
	志 願 者 数	1,379,159 人	1,379,719 人	1,355,137 人
	志 願 倍 率	8.04 倍	8.02 倍	7.76 倍
	入 学 者 数	174,183 人	176,636 人	179,337 人
	定員充足率	101.56 %	102.73 %	102.70 %
③社会科学系区分 法 学 部 (全 国)	学 部 数	79 学部	79 学部	80 学部
	入学定員数	30,870 人	30,800 人	31,087 人
	志 願 者 数	243,558 人	258,672 人	236,821 人

	志願者倍率	7.89 倍	8.40 倍	7.62 倍
	入 学 者 数	31,638 人	32,380 人	32,066 人
	定員充足率	102.49 %	105.13 %	103.15 %
④法学系統 (首都圏)	募 集 人 数			
	志 願 者 数		【省略】	
	志願者倍率			

※①本学科所在地（都道府県）東京都：日本私立学校振興・共済事業団調査 各年度「地域別の動向（大学・学部別）」より作成

※②系統区分 社会科学系（全国）：日本私立学校振興・共済事業団調査 各年度「私立大学・短期大学等入学志願動向 学部系統別の動向（大学）」より作成

※③社会科学系区分 法学部（全国）：日本私立学校振興・共済事業団調査 各年度「私立大学・短期大学等入学志願動向 主な学部別の志願者・入学者動向（大学）」より作成

※④法学系統（首都圏）：株式会社進研アドよりデータ提供

以上のとおり、①東京都所在私立大学における入学者出身高校の所在地は首都圏が 7 割を占めること、②本学科の所在地となる八王子国際キャンパスにおける過去 3 年間の出身都道府県別在学生数は首都圏が約 6 割 5 分を占めこと、さらに、③同系統他大学における志願及び定員充足状況は入学定員を大きく上回る志願者数を得て高い倍率を維持し定員を充足していることを鑑みれば、中長期的に入学定員を確保できるものと見込まれる。

外国人留学生においても、①在留資格「留学」を有する在留外国人数は東京都に在住する者が 3 年連続して最も多いこと、②日本語教育機関の外国人留学生は東京都所在の同機関に在籍する者が全体の約半数を占めること、③本学八王子国際キャンパスにおける外国人留学生の約 9 割が東京都に所在する日本語教育機関からの進学者であることを鑑みれば、中長期的に外国人留学生 10 人を確保できるものと見込まれる。

本学科の主な学生募集地域は、前述のとおり首都圏が中心となり、全国と比較し地域的に需要がある。これらの集計結果を踏まえ、本学科の主な学生募集地域及び学生確保に関するアンケート調査は、一般学生の場合、首都圏と茨城県、福島県及び長野県に所在する高等学校の生徒（2 年生）を、外国人留学生の場合、東京都に所在する日本語教育機関（本学別科、日本語学校等）の在学者（令和 7（2025）年度受験対象者）を主な対象とした。

4. 既設組織の定員充足状況

(1) 本学における入学定員・収容定員の充足状況

①入学定員の充足状況

本学における過去 5 年間の入学定員の充足状況は、下表「本学過去 5 年間入学者数の推移」及び【別紙 2-1 ～ 14「既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）」】のとおり、一部の年度で定員未充足となっている学科があるものの、入学定員を大きく上回る受験者数を確保し、大学全体で約 95 %以上の充足率となっている。

また、本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科における、過去５年間の入学定員の充足状況は、太枠のとおり、令和元（2019）年度と令和３（2021）年度に若干充足率を下げたものの、依然として入学定員を大きく上回る受験者数を確保している。令和４（2022）年度からは、充足率が上昇し、概ね良好な状況となっている。

○本学過去５年間入学者数の推移【省略】

学部	学科	区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
商	経 営	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
	国際ビジネス	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
	会 計	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
	学部計	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
政 経	法律政治	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
	経 済	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
	学部計	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
外国語	英米語	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
	中国語	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
	スペイン語	入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					

	国際日本語	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
		入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
工	機械システム工	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
	電子システム工	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
	情報工	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
	デザイン	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
	学部計	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
国 際	国 際	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					
	合 計	入学者数					
		定員充足率					
		入学定員数					
		受験者数					
		受験者倍率					

※外国語学部国際日本語学科は、令和2（2020）年度から開設

なお、本学では、入学試験における合否判定に際して、過年度の予測から結果に至る状況を厳密に精査して入学手続率を予測し、合格者を決定するよう努めている。その結果として、定員未充足となった年度があるが、この要因は歩留まりの予測を見誤ったためで、「定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱」における入学定員超過率の厳格化とする措置を受けて、入学定員を超過しないようにすることに重点を置いているからである。

②外国語学部及び国際学部における定員未充足の要因分析

外国語学部及び国際学部では、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度の間、下表のとおり入学定員を安定的に充足していたが、コロナ禍となった令和 2（2020）年度から入学定員が、令和 3（2021）年度から収容定員が、それぞれ未充足となる。特に中国語学科及びスペイン語学科では、その状況が顕著に現れている。

○外国語学部及び国際学部における各学科の入学定員充足率の推移【省略】

学科／年度	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023
英米語学科								
中国語学科								
スペイン語学科								
国際日本語学科								
国際学科								

外国語学部中国語学科及びスペイン語学科入学定員充足率（グラフ）【省略】

この状況は、本学に限らず全国的なものとなっている。その要因は、産経ニュース「コロナ禍で就職見すえ学部選択」（2022 年 1 月 12 日）【資料 18】によると「特に減少が大きく目立ったのは外国語や地域・国際といった学部で、減少幅が大きかった。いずれもこれまでは人気の高かった学部だが、コロナ禍で特色である海外留学の制限や、インバウンド（訪日外国人客）の縮小による就職活動の先行き不安などがある」としている。これを裏付けるように、下表「私立大学 外国語学部及び国際学部における志願者数、入学者数の推移」によると、私立大学における外国語学部及び国際学部の志願者数は、令和 3（2021）年度から減少傾向となり入学定員を充足できていない。

○私立大学 外国語学部及び国際学部における志願者数、入学者数の推移【省略】

区 分		令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
外国語学部	学 部 数					
	入 学 定 員 数					
	志 願 者 数					
	志 願 者 倍 率					

	入 学 者 数					
	定 員 充 足 率					
国 際 学 部	学 部 数					
	入 学 定 員 数					
	志 願 者 数					
	志 願 者 倍 率					
	入 学 者 数					
	定 員 充 足 率					

※日本私立学校振興・共済事業団調査 各年度私立大学・短期大学等入学志願動向主な学部別の志願者・入学者動向
(大学)」より作成

また、日本人学生の海外留学者数も、コロナ禍の影響における海外留学制限などにより、
下表「日本人学生留学状況の推移」のとおり、令和 2（2020）年度に 1 千人台までに激減
した。令和 3（2021）年度に 1 万人台に回復したもののその数は、コロナ禍前の 10 分の 1
程度となる。

○日本人学生留学状況の推移

区 分	平成 30 年度 2017 年度	平成 31 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度
留学者数	105,301 人	115,146 人	107,346 人	1,487 人	10,999 人

※独立行政法人日本学生支援機構「令和 3（2021）年度日本人学生留学状況調査結果」（2023
年 3 月）より作成

しかしながら、産業界が求めるニーズにおいて、特に期待する能力として異文化理解力
や外国語能力なども挙げられていることから、外国語学部及び国際学部における人材養成
の必要性は高いことがうかがえる。なお、外国語学部及び国際学部における各学科の就職
率においても、下表のとおり、年度により若干バラツキが見られるものの、概ね良好な就
職率を維持しており、今後ともに社会的な需要は依然として高いと考えている。

○外国語学部及び国際学部における各学科の就職率の推移

学 科	区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
英 米 語	就職希望者数	86 人	85 人	80 人	76 人
	就 職 者 数	86 人	83 人	78 人	72 人
	就 職 率	100.00%	97.65%	97.50%	94.74%
中 国 語	就職希望者数	29 人	44 人	41 人	40 人
	就 職 者 数	28 人	42 人	38 人	40 人
	就 職 率	96.55%	95.45%	92.68%	100.00%
スペイン語	就職希望者数	32 人	38 人	41 人	29 人
	就 職 者 数	30 人	36 人	39 人	27 人
	就 職 率	93.75%	94.74%	95.12%	93.10%
国 際	就職希望者数	239 人	243 人	232 人	219 人
	就 職 者 数	236 人	235 人	223 人	212 人
	就 職 率	98.74%	96.71%	96.12%	96.80%

また、日本政府観光局は、令和 6（2024）年 1 月に「令和 5（2023）年 12 月の訪日外客

数は、令和元（2019）年同月比 108.2%となる 2,734,000 人と新型コロナウイルス感染症拡大後で単月過去最多となるとともに、12 月として過去最高を記録した」【資料 19】と報道。志願者減少の一要因とされる訪日外国人客数もコロナ禍前の水準に回復しつつある。

このように、コロナ禍により、外国語学部及び国際学部の志願者数は減少したが、日本への入国、海外渡航状況の安定化や海外留学のチャンスが増えることにより、コロナ禍前の状況に回復するものと考えている。

③ 本学における外国語学部及び国際学部における学生確保に向けた取組

ア. 海外留学制度

本学は、現在 22 カ国・地域の 52 大学・機関と交流・提携し、①長期、②短期、③交換、④第二外国語対象の個人研修奨学金の大きく 4 つで構成する海外留学プログラムを設けている。令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、コロナ禍の影響により、海外提携校の受入体制が整わず派遣を断念。令和 4（2022）年度から、海外提携校の受入が段階的に再開し、4 つのプログラムの合計で 69 人が海外留学を実現。令和 5（2023）年度からプログラム再開が顕著となり、4 つのプログラムの合計で 132 人が海外留学を経験。この傾向が令和 6（2024）年度から、さらに顕著となり、プログラム応募状況は昨年比 130 %程度までに上昇した。今後さらに海外提携校に受入再開・拡大の働きかけや新たな提携校を増やすなど、コロナ禍前の水準以上の実績を上げるように取り組んでいる。これらの回復傾向や取組状況を受験生、高等学校等への各種募集活動の際に積極的に情報提供することで志願者確保につなげる。

○ 本学海外留学プログラム 海外留学者数

区 分	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2・3 年度 2020・2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
①長 期	53 人	58 人	—	38 人	27 人
②短 期	199 人	209 人	—	27 人	88 人
③交 換	7 人	9 人	—	4 人	7 人
④個人研修奨学金	25 人	20 人	—	0 人	10 人
合 計	284 人	296 人	—	69 人	132 人

※④：第二外国語対象の個人研修奨学金

イ. 外国人留学生支援事業

本学では戦後いち早く外国人留学生を受け入れており、現在では、約 41 カ国、1,000 人を越える外国人留学生が在籍しており、そのうちの 10 %の学生が両学部 に在籍している。上記の海外提携校の拡大とともに、日本での生活をサポートするための留学生寮の提供、奨学金制度や日本での就労を支援する就職セミナーなど日本での勉学から生活、さらには日本での就職までをサポートする体制を整え、外国人留学生の受入に力を注いでいる。

ウ. 学生募集活動

外国語学部及び国際学部は、令和 4（2022）年度から、大学全体の学生募集活動に加え「外国語学部 体験授業」「外国語学部入試相談会」「外国語学部及び国際学部 模擬授業」「八王子国際キャンパスツアー（ミニオープンキャンパス）」「国際学部 一般入試合格者

対象 入学前来校イベント（在學生との交流会、入学予定者同士の交流等）」を学部独自に実施するとともに、外部機関が実施する「多摩地区高等学校進路指導協議会主催イベント」「入試説明会」「系統別説明会」にも学部として積極的に参加し、学生確保に努めている。

エ. 入試制度

今後さらに受験者増加を図り、優秀で意欲のある学生を確保すること、学科ごとの入学定員を確実に充足させることを目的として、令和 6（2024）年度入学試験より、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に掲げる人材を募る総合型選抜（自己推薦型）や教育提携校、指定校との教育等連携強化による学校推薦型選抜を充実させた。

オ. 教育課程

令和 7（2025）年度より、全学的に学修者本位の質の高い教育の実現を目指し、主要授業科目を中心とした順次性のある体系的なカリキュラムを編成すること、さらに、ゼミナール教育の強化や外国語教育、教養教育を充実するなど、特色・魅力ある教育課程の実現に向けて取り組んでいる。外国語学部では、これらの改善に加え IT とキャリア教育を重視した、カリキュラム改革を実施する。

以上の取組を継続、充実させることにより、外国語学部及び国際学部における受験者数を増加させ定員を持続的に充足できるものと考えている。

④収容定員の充足状況

本学における過去 5 年間の収容定員の充足状況は、下表「本学過去 5 年間在学者数の推移」のとおり、一部の年度で定員未充足となっている学部があるものの、その比率は最も低い外国語学部で約 80 %、大学全体で約 98 %以上を確保し、概ね良好であると考えている。

また、本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科における、過去 5 年間の収容定員の充足状況では、太枠のとおり、令和 3（2021）年度で若干充足率を下げたものの、それ以外の年度では約 99 %以上の充足率で良好である。

○本学過去 5 年間在学者数の推移【省略】

学 部	学 科	区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
商	経 営	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	国 際 ビジネス	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	会 計	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	学部計	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
政 経	法律政治	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					

外国語	経 済	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	学部計	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	英米語	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
外国語	中国語	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	スペイン語	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	国際日本語	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
工	学部計	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	機 械 システム工	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	電 子 システム工	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
工	情報工学科	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	デザイン	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
	学部計	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
国 際	国 際	収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					
合 計		収容定員					
		在学者数					
		充 足 率					

※各年度 5 月 1 日現在

※外国語学部国際日本語学科は、令和 2（2020）年度から開設

（2）外国人留学生の入学定員・収容定員の充足状況

①留学生等枠に係る特定地域内学部収容定員等の状況

令和 3（2021）年度から商学部経営学科及び国際ビジネス学科、政経学部経済学科に「留学生等枠に係る特定地域内学部収容定員」（以下「留学生特別枠」という。）を設けている。その入学定員及び収容定員の充足状況は、下表「留学生等枠に係る特定地域内学部の入学定員・収容定員等の充足状況」のとおり、定員充足率が 100 %を満たさない学科があるが、その未充足者数は入学定員 3 人以下、収容定員 9 人以下で極端に多いものでなく、概ね良好であると考えている。

○留学生特別枠の入学定員・収容定員等の充足状況【省略】

学 部	学 科	区 分	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
商	経 営	受 験 者 数			
		合 格 者 数			
		入 学 定 員			
		入 学 者 数			
		入学定員充足率			
		収 容 定 員			
		在 学 者 数			
		収容定員充足率			
	国際ビジネス	受 験 者 数			
		合 格 者 数			
		入 学 定 員			
		入 学 者 数			
		入学定員充足率			
		収 容 定 員			
		在 学 者 数			
		収容定員充足率			
政 経	経 済	受 験 者 数			
		合 格 者 数			
		入 学 定 員			
		入 学 者 数			
		入学定員充足率			
		収 容 定 員			
		在 学 者 数			
		収容定員充足率			

※各年度5月1日現在

②本学過去5年間外国人留学生入学者数の推移

本学における過去5年間の外国人留学生の入学者数（留学生特別枠を除く）の状況は、下表「本学過去5年間外国人留学生入学者数の推移」のとおり、各学科及び大学全体の入学者数の推移は、コロナ禍となった令和3（2021）年度から令和4（2022）年度でもその影響を受けずに、大学全体の過去5年間における受験者数、入学者数共に上昇傾向となっている。令和5（2023）年度の受験者数を平成31（2019）年度と比較すると約300人の増加となる。

また、本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科における、過去5年間の外国人留学生入学者数の推移では、太枠のとおり、令和2（2020）年度と令和3（2021）年度に入学者数を下げたものの、令和4（2022）年度から12人以上の入学者を確保し、本学科における外国人留学生の募集人数10人を上回る。

なお、留学生特別枠以外に学科ごとの外国人留学生の入学定員は、設定していない。

○本学過去5年間外国人留学生入学者数の推移（留学生特別枠を除く）【省略】

学部	学科	区分	平成31年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
商	経 営	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	国 際	受験者数					

	ビジネス	合格者数					
		入学者数					
	会計	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	学部計	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
政経	法律政治	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	経済	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	学部計	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
外国語	英米語	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	中国語	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	スペイン語	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	国際日本語	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	学部計	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
工	機械システム工	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	電子システム工	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	情報工学科	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	デザイン	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
	学部計	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
国際	国際	受験者数					
		合格者数					
		入学者数					
合 計		受験者数					
		合格者数					
		入学者数					

※各年度４月１日現在

※外国語学部国際日本語学科は、令和２（2020）年度から開設

以上のとおり、本学における過去５年間の入学定員の充足状況は、一部の年度で定員未

充足となっている学科があるものの、入学定員を大きく上回る受験者数を確保し、大学全体で約 95 %以上の充足率となっている。また、本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科においても令和 4（2022）年度からは、充足率が上昇し、概ね良好な状況となっている。

なお、外国語学部及び国際学部における定員未充足への対応は、海外留学制度、外国人留学生支援事業、学生募集活動、入試制度及び教育課程等の改善を継続的に進め、制度の充実を図ることにより、当該学部における受験者数を増加させ定員を持続的に充足できるものと考えている。

収容定員においても、一部の年度で定員未充足となっている学部があるものの、その比率は最も低い外国語学部で約 80 %、大学全体で約 98 %以上を確保し、概ね良好であると考えている。また、政経学部法律政治学科における、過去 5 年間の収容定員の充足状況は、令和 3（2021）年度で若干充足率を下げたものの、それ以外の年度では約 99 %以上の充足率で良好である。

さらに、外国人留学生の大学全体における受験者数及び入学者数は、上昇傾向にある。

また、政経学部法律政治学科における、過去 5 年間の外国人留学生入学者数の推移は、令和 4（2022）年度から 12 人以上の入学者を確保し、本学科の外国人留学生の募集人数 10 人を上回る。

このことから、今後も安定的に入学者を確保し入学定員、収容定員共に充足できるものと見込まれる。

なお、本学は、本学科の完成年度までの間に、本学の収容定員変更を予定していない。

Ⅲ 学生確保の見通し

1. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

(1) 既設組織における取組とその目標

本学における学生確保に向けた取組は、①広報媒体、②オープンキャンパス、③高等学校及び日本語教育機関への訪問、④入試説明会、⑤業者主催進学相談会、⑥高校内ガイダンスの大きく6つの事業を展開している。

このうち、①広報媒体(大学案内・学生募集要項請求者)及び②オープンキャンパスについては、受験者・入学者の追跡調査を実施・分析し、また、追跡調査が困難な高等学校及び日本語教育機関への訪問等については、これまでの実績等(入学定員増加率と歩留まりを考慮し、実績の1.1倍で設定)を踏まえて、それぞれの目標を設定する。

なお、本学における学生募集のためのPR活動は、効率的かつ効果的に実施するため原則として大学全体で実施しており、学部、学科単位で行っていないことから、既設組織におけるPR活動の過去の実績は、大学全体でまとめ、分析している。

①広報媒体

広報媒体は、大きく紙媒体と電子媒体に分けることができる。紙媒体では、大学案内とオープンキャンパス・チラシの配付、進学情報誌への掲載で、電子媒体では、ホームページと外部進学情報サイトへの掲載。なお、それぞれの広報時期・方法等は、以下のとおりである。

○広報媒体の計画内容

区 分	内 容	広報時期・方法等
紙 媒 体	大学案内	令和6(2024)年4月より令和7(2025)年度入学者向け大学案内を配付
	進学情報誌	令和6(2024)年4月以前に発行される令和7(2025)年度入学者向けの各業者作成の進学情報誌に大学基本情報について掲載
	オープンキャンパス・チラシ	資料請求者や高等学校等へ訪問し配付
電子媒体	ホームページ	学科設置の専用サイトを開設し、随時最新情報を更新
	外部進学情報サイト	リクルート、進研アド、マイナビ等の進学情報サイトへ情報を掲載

以上の内、入学者の追跡調査が行えるのは、大学案内・学生募集要項請求者及びオープンキャンパス参加者である。その取組概要と入学者に関する分析は、【別紙3「既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績」】及び下表のとおりである。

○大学全体「大学案内及び学生募集要項請求者数」

区 分	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者に関する分析
-----	--------	--------	----------------

請求者総数 (a)	41,367 人	41,324 人	①取組概要 大学案内及び学生募集要項を作成し、全国の高等学校や請求があった受験生、保護者に配付。
うち受験対象者数 (b)	15,688 人	14,187 人	
うち受験者数 (c)	2,185 人	1,907 人	②過去の取組実績を踏まえた本学科の入学者の見込みに関する分析 ：大学全体で資料請求者のうち受験対象者数の約 13 %の者が受験し、約 7 %の者が入学している。
うち入学者数 (d)	1,219 人	937 人	
(受験率 c/b)	13.93 %	13.44 %	従って、受験対象者数 (b) における過去 2 年間の平均 (約 15,000 人) に加え、本学科志望学生 (資料請求者) 2,200 人以上を確保する。
(入学率 d/b)	7.77 %	6.60 %	

②大学全体「オープンキャンパス」

オープンキャンパスの取組概要と入学者に関する分析は、下表のとおりである。

○大学全体「オープンキャンパス参加者数」

区 分	R4 年度入試	R5 年度入試	取組概要と入学者に関する分析
参加者総数 (a)	3,092 人	3,912 人	①取組概要 受験対象者を対象としてキャンパスを開放し、大学説明、体験授業、入試相談・キャンパスツアーを実施。 ・ R4 年度入試対象者：計 6 回開催 (6/19,8/6,8/7,8/27,8/28,3/19) ・ R5 年度入試対象者：計 6 回開催 (6/18,8/5,8/6,8/26,8/27,3/16)
うち受験対象者数 (b)	2,121 人	2,503 人	
うち受験者数 (c)	675 人	793 人	②過去の取組実績を踏まえた本学科の入学者の見込みに関する分析 ：大学全体で参加者のうち受験対象者の約 31 %の者が受験し、約 19 %の者が入学している。
うち入学者数 (d)	492 人	484 人	
(受験率 c/b)	31.82 %	31.68 %	従って、受験対象者数 (b) における過去 2 年間の平均 (約 2,300 人) に加え、本学科志望学生の参加者 790 人以上を確保する。
(入学率 d/b)	23.20 %	19.34 %	

③高等学校及び日本語教育機関への訪問

高等学校等への訪問については、令和 4 年度 (2022) 以降の実績は下表のとおりである。

令和 6 (2024) 年度においては、4 月より首都圏及び近郊の高等学校及び日本語教育機関を対象に、学内外の進学アドバイザー、本学の教員・入学課職員が訪問を実施する。訪問時において令和 6 (2024) 年度入試結果、本学の教育目標、教育課程、卒業後の主な進路及び令和 7 (2025) 年度入試制度等について説明を行い、学生確保に努める。

なお、令和 6 (2024) 年度の訪問校数は、令和 4 (2022) 年度実績の 1.1 倍にあたる 2,334 校以上を目標とする。

○高等学校及び日本語教育機関への訪問校数

区 分	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2023 年度【目標】
高 等 学 校	1,920 校	1,653 校	2,112 校以上
日本語教育機関	201 校	98 校	222 校以上
計	2,121 校	1,751 校	2,334 校以上

※令和 3（2021）年度以前は、訪問校数を未集計のため、令和 4（2022）年度以降とする
 ※【目標】：過去 2 年間の実績を踏まえ、令和 4（2022）年度実績を基準とし、その 1.1 倍（小数点以下切り上げ）を目標数として設定

④入試説明会

入試説明会は、高校教員を対象として毎年 5 月に開催している。令和 6（2024）年度は、下表のとおり本学文京キャンパスの他に、都心で交通の便が良い外部会場を使用し開催する。いずれの会場も、本学の教育目標と入試に関する説明を行うとともに、個別相談の時間を設け、よりきめ細やかな対応ができるような体制を整える。また、本学文京キャンパスにおいて日本語教育機関対象の説明会を開催する。

○入試説明会開催日程

日 程	場 所	対 象	対象学部
令和 6（2024）年 5 月 14 日（火）	東京国際フォーラム	高 校 教 員	大学全体
令和 6（2024）年 5 月 31 日（金）	文京キャンパス	教育提携校高校教員	大学全体
令和 6（2024）年 7 月 5 日（金）	文京キャンパス	日本語教育機関教員	大学全体

なお、入試説明会の参加者数は下表のとおり、例年 300 から 400 人程度を維持している。令和 2（2020）年度では、コロナ禍の状況を鑑み、Web による開催とし、令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度では、来場型と Web 型との併用による開催とした。令和 5（2023）年度では、来場型のみとしたことから、参加数を減らしたが、令和 6（2024）年度では、来場型と Web 型との併用に戻すなど、開催方法や内容を工夫することにより参加者数 490 人以上を目標とする。

○入試説明会参加者数（Web 型参加者も含む）※教育提携校入試説明会参加者も含む

区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度 【目標】
高 校 教 員	233 人	230 人	289 人	273 人	200 人	320 人以上
日本語教育機関教員	113 人	125 人	151 人	144 人	99 人	170 人以上
計	346 人	355 人	440 人	417 人	299 人	490 人以上

※【目標】：過去 5 年間の実績で最も参加者が多かった令和 3（2021）年度実績を基準とし、その 1.1 倍（10 人未満は切り上げ）を目標数として設定

⑤業者主催進学相談会

全国で開催される業者主催の進学相談会に参加し、多くの高校生に本学における教育の特色や魅力について理解を得ることで、学生確保に努める。

業者主催進学相談会の開催数及び相談者数は、下表のとおり、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度では、コロナ禍の影響により、開催数が減少したが、令和 4（2022）年度から開催数は増加し、令和 5（2023）年度では、令和元（2019）年度の約 5.54 倍となっ

た。令和 6（2024）年度では、首都圏をはじめ、北海道から沖縄まで日本各地で開催される進学相談会 147 カ所以上に足を運び、延べ 1,357 人以上の相談を受けることを目標とする。

○業者主催進学相談会の開催数及び相談者数

区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度 【目標】
業者主催進学相談会	24 カ所	7 カ所	16 カ所	49 カ所	133 カ所	147 カ所以上
相談者（延べ人数）	322 人	98 人	229 人	504 人	1,233 人	1,357 人以上

※【目標】：過去 5 年間の実績で最も相談者が多かった令和 5（2023）年度実績を基準とし、その 1.1 倍（小数点以下切り上げ）を目標数として設定

⑥校内ガイダンス

高等学校主催又は業者主催による高等学校で実施される校内ガイダンスへ参加し、大学の説明を行う。

校内ガイダンスの開催数及び参加人数は、下表のとおり、業者主催進学相談会の状況と同様に、コロナ禍の影響により、一時期開催数が減少したが、令和 4（2022）年度から開催数が増加している。令和 6（2024）年度では、首都圏の高等学校を中心に 442 校以上に足を運び、延べ 7,264 人以上の参加人数を得ることを目標とする。

○校内ガイダンスの開催数及び参加人数

区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度 【目標】
校内ガイダンス	199 校	107 校	227 校	341 校	401 校	442 校以上
参 加 人 数	4,090 人	2,392 人	4,539 人	6,537 人	6,603 人	7,264 人以上

【目標】：過去 5 年間の実績で最も参加者が多かった令和 5（2023）年度実績を基準とし、その 1.1 倍（小数点以下切り上げ）を目標数として設定

(2) 本学科における取組とその目標

①本学科における学生募集のための PR 活動の方針及び戦略

本学科における PR 活動の方針及び戦略については、既存組織における方針及び戦略の中に位置づけ、これまでに実施してきた前述の学生確保に向けた主要な 6 事業をさらに充実し、本学科の特色や魅力を入学対象者に届け、入学への動機付けとなるような取組を実施する。

ア. 広報媒体（大学案内・ホームページ等）による PR 活動の充実

「大学案内」に本学科の特集ページを設け、設置認可申請中であることを明示した上で、本学科の求める人材像、教育の特色、卒業後の進路などの情報をわかりやすく掲載し、広く受験生、保護者や全国の高等学校に配付する。また、本学ホームページやマスメディア

を通して、本学科に関する情報を積極的に発信する。

特に、設置認可後においては、「本学科設置告知リーフレット」「本学科募集要項」を本学への入学実績がある高等学校及び日本語教育機関や潜在志願者（オープンキャンパス参加者及び資料請求者）に配付し周知するとともに、本学ホームページをはじめマスメディアを通して、本学科の設置意義、グローバル時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材育成の取り組みなどを随時発信する。

イ. オープンキャンパス、高等学校等への訪問などの行事による PR 活動の充実

これまで実施してきたオープンキャンパス、高等学校及び日本語教育機関への訪問、本学独自の入試説明会、業者主催の進学相談会、高等学校で実施される校内ガイダンスなど多様な機会を活用し、本学科設置（認可申請中）に係る広報活動を展開し、本学科における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」をはじめ、本学科の求める人材像、教育の特色、卒業後の進路など様々な教育情報を周知する。特に、これまで入学者が多い首都圏を中心に、高校生、日本語教育機関の外国人留学生、保護者、高等学校教諭、日本語教育機関教員に対して積極的な広報活動を展開していく。

②本学科における学生募集のための PR 活動の実施計画・目標

本学科における学生募集のための PR 活動は、下表のとおり目標を設定し、前述の大学全体の年間学生募集の広報計画に組み込んで実施する。

○令和 6（2024）年度 本学科学生募集 PR 活動の取組計画・目標

取組事項	実施時期	PR 方法等
①広 報 媒 体	4 月～	・「大学案内」に本学科（設置申請中）のページを設け、受験生・保護者（目標：85,000 人）に配付 ※前述の大学全体「大学案内及び学生募集要項請求者数」の過去 の取組実績（入学率 7%）を踏まえた分析結果では、本学科入学 定員 150 人に対して本学科志望学生（資料請求者）2,200 人以上の確保が必要
	7 月～ （認可後）	・「ホームページ」に本学科専用サイトを開設し、随時最新情報を更新（目標：アクセス数 100,000 件） ※令和 4（2022）年度受験生サイトビュー数実績参考：トップページからバナーリンク張り、受験生サイト来訪者数目標値とした
		・「本学科設置告知リーフレット」を入学希望者（目標：20,000 人）、本学への入学実績がある高等学校等（目標：5,000 校※同梱企画等）に郵送又は配付
		・リクルート、進研アド、マイナビ等の進学情報サイトへの情報に本学科開設の情報を掲載

②オープン キャンパス 等	6・8・ 3月	・本学科専用相談ブース（窓口）を設置 （目標：相談数 840 人） ※相談員 12 人× 10 人相談× 7 日程＝合計 840 人 ※前述の大学全体「オープンキャンパス参加者数」の過去の取組 実績（入学率約 19 %）を踏まえた分析結果では、本学科入 学定員 150 人に対して、本学科志望学生の参加者 790 人以上 の確保が必要	
③高等学校 及び日本語 教育機関 への訪問	4月～	・本学科（設置申請中） の PR	（目標：訪問校数 2,334 校以上） ※令和 4（2022）年度実績× 1.1 倍
	7月～ （認可後）	・学校推薦型選抜（指定校） の依頼	
④入試説明会	5月	・本学科（設置申請中）の PR（目標：説明人数 490 人以上） ※令和 3（2021）年度実績× 1.1 倍	
⑤業者主催 進学相談会	4月～	・本学科（設置申請中）の PR（目標：相談数 1,357 人以上） ※令和 5（2023）年度実績× 1.1 倍	
⑥高校内 ガイダンス	4月～	・本学科（設置申請中）の PR（目標：説明校数 442 校以上） ※令和 5（2023）年度実績× 1.1 倍	

※③～⑥の目標は、学部学科ごとの設定が困難なため、本学全体での数値を示す。

（3）当該取組の実績の分析結果に基づく、本学科での入学者の見込み数

上記のとおり、①大学案内及び学生募集要項請求者数、②オープンキャンパス参加者については、受験者・入学者の追跡調査結果を分析し、①大学案内及び学生募集要項請求者数については、入学率 7 %であることを踏まえ、本学科志望学生約 2,200 人以上に資料を配付し、②オープンキャンパス参加者数については、入学率 19 %であることを踏まえ、本学科志望学生約 790 人以上の参加者を確保する。③高等学校及び日本語教育機関への訪問、入試説明会、業者主催進学相談会及び高校内ガイダンスについては、本学科設置に伴う入学定員増加率（1.065 倍）に、歩留まりをも考慮し、それぞれ過去の実績の 1.1 倍を目標数として実施するとともに、事業内容の充実や受験生に寄り添ったきめ細かなフォローアップを行い、確実な定員確保を目指す。

また、本学では、受験生の出願手続きの利便性を考慮し、インターネットによる入学試験要項・出願書類のダウンロードサービスやインターネット出願を実施しており、毎年十分な受験者数を得て、入学定員を確保している。

本学の学生確保に向けた各種取組は、入学定員を上回る効果を上げている。本学科においても、様々な学生募集活動を積極的に実施することにより、本学科の特色や魅力などを十分に発信し、受験生の興味関心を高めることが可能であり、さらに、本学の立地条件（東京都）の優位性も加味すると、多くの入学希望者からの出願が予想でき、本学科の入学定員 150 人を確保することは十分に可能である。

2. 競合校の状況分析

（1）競合校の選定理由と本学科との比較分析、優位性

①競合校の選定理由

下表「本学科の競合校」として選定した理由は、本学と同じ私立大学であること、本学科と同規模（入学定員 100 ～ 300 人）であること、学問分野（法学・政治学関係）及び養成する人材像や卒業後の進路（コース、履修モデル）に類似性があること、本学科の学生募集地域（首都圏）に所在すること、学力層（偏差値：40 ～ 50 程度）が本学と同程度であることなどを条件としている。

なお、〇〇大学〇〇学部〇〇学科は、学問分野や学力層が異なり、学生募集地域に所在する大学ではないが、本学科名称と同一の社会安全学を学部名称に用いる唯一の大学で卒業後の進路に類似性があることから本学科の競合校として加えた。

○本学科の競合校（以下、「競合校」という。）【省略】

大学・学部・学科 コース・履修モデル等	入学 定員	学問分野、 学位名	所在地	偏 差 値				
				Benesse	河合塾	東進	旺文社	早稲田

※入学定員：学科の定員数

※学問分野：学校基本調査の学科系統分類表の中分類

※偏差値： Benesse 上段「2024 年度対応マナビジョン 大学の偏差値一覧」より作成
下段「進研ゼミ高校講座 偏差値から探せる志望大」より作成
河 合 塾 「Kei-Net 2024 年度入試難易予想ランキング表」より作成
東 進 「2024 年度対応東進の大学入試偏差値ランキング」より作成
旺 文 社 「旺文社 大学受験 パスナビ」より作成
早 稲 田 「早稲田予備校 大学偏差値検索」より作成

②競合校との比較分析及び本学科の優位性

本学科と競合校との比較分析及び本学科の優位性について、ア．教育内容及び方法、イ．入試（競合校の受験時期、入学手続時期との関係）、ウ．学生納付金、奨学制度などの修

学支援の内容、エ. 就職支援の内容、オ. 取得できる資格の 5 項目から述べる。

ア. 教育内容と方法

(ア) 競合校

競合校における「カリキュラム・ポリシー」で示される教育内容と方法は、当該学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を達成するため、幅広い教養や社会人基礎力の育成に教養教育科目（7 大学全て）を、国際性やコミュニケーション能力の育成に外国語科目（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）を、専門的知識・技能や課題発見・解決能力の育成にゼミナールを含む専門科目（7 大学全て）を、それぞれ配置し、体系的な教育課程を編成（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）することとされている。少人数教育を行うゼミナール科目や初年次教育、入門・基礎的な科目等では、演習の授業形式を採用（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）し、一部の科目ではアクティブ・ラーニング（〇〇大学、〇〇大学）を導入するなど、学生の学修を活性化し効果的に教育を行う工夫がみられる。なお、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法（〇〇大学、〇〇大学）を導入している。

○競合校における教育内容と方法（カリキュラム・ポリシー）【省略】

大学・学部名等	教育内容と方法

--	--

※当該大学ホームページより作成

(イ) 本学科

教育内容と方法については、本学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」で示しているとおり、教育課程では、幅広い教養、思考的枠組み・汎用的応用能力、外国語能力、専門性及び問題発見解決能力の5つの能力の育成を重視し、かつ、順次性のある体系的な編成としている。教育方法は、各能力の育成に適した授業形式（講義、演習、実習・実技等）をバランス良く組み入れ実施する。また、1 時限あたりの授業時間を 105 分間とし、教員による柔軟な授業展開を可能とし、アクティブ・ラーニングなどの手法を用いた多様で魅力的な授業を実施し、学生の興味関心と学びの主体性を高めることとしている。

政経学部 社会安全学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 教育課程の編成

政経学部社会安全学科の教育課程は、本学科の「卒業認定・学位授与の方針」や卒業時に求める学修成果を踏まえ、以下の5点を重視し編成する。幅広い教養、思考的枠組み・汎用的応用能力及び専門性の育成には講義形式を

中心に、外国語能力及び問題発見解決能力の育成には演習形式を中心に採用し、特に問題発見解決能力の育成についてはアクティブ・ラーニングを取り入れる。さらに、警察官、消防官、自衛官、地方公務員や、国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業で活躍できる人材育成につながる順次性のある体系的な教育課程を編成する。

(1) 幅広い教養の育成

全学共通教養科目の系列を「国際性を高める」「専門性の幅を広げる」「人間性を高める」「キャリア形成を行う」「データ活用能力を養う」の5系列とし、これら系列をバランスよく理解させ、幅広い教養を育成する。

(2) 思考的枠組み・汎用的応用能力の育成

「入門科目」、1 年次配当の専門科目を順次性をもって学ぶことにより修得した法律学・政治学の思考的枠組みを、実社会の問題に汎用し、問題解決のために応用する能力を育成する。

(3) 外国語能力の育成

「外国語科目」を学ぶことにより、外国語とそれを使用する国・地域を理解させ、多様な民族・文化への高度な対応ができるように育成する。

(4) 専門性の育成

「専門科目」の「基礎科目」区分や「学科専門科目」区分に設置された科目を順次性をもって学ぶことにより、現実の法律・政治現象を理解し、それを防犯や防災など社会安全上の諸問題の解決に活用できるように育成する。

(5) 問題発見解決能力の育成

「専門科目」の「学科専門科目」区分の「社会安全」分野と「演習科目」区分に設置された科目を順次性をもって学ぶことにより、法律学・政治学の視点から取り組むべき社会安全分野の課題を発見し、他者と協働の上、解決できるように育成する。

なお、外国人留学生は、以上の育成に加え、日本の社会と文化、ビジネス日本語及びキャリアデザイン関係などの科目において、日本の文化や就職に対応できる専門的な日本語能力を向上させ、国内外の企業等で就職できるように育成する。

2. 学修成果の評価

学修成果の評価は、あらかじめ、学生に各授業科目の到達目標、授業計画、予習・復習及び成績評価の方法等を明示したうえで、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修過程を重視し、「成績評価基準」に基づき厳格に行う。

なお、各科目の教育内容に応じて、クラス規模や教育方法を最適化する。クラス規模は、20 人程度までの小規模クラスと、50 人から 100 人程度までの中規模クラスとし、それぞれに適したサイズの教室を用意する。運用能力など技能向上を目的とする語学学修系クラスや知識創発を目指すゼミナールなど、学生の積極的な参加を前提とする科目は当然小規模クラスで行う。また、講義形式の科目であっても、能動的学修の機会を持つことが知識の修得、定着に有効であり、学修意欲を向上させると考えられていることから、クラス規模を問わず能動的学修の手法が取りやすいように教室環境にも配慮する。

さらに、専門科目に配当する「社会安全論」「警察学概論」「捜査法」「警察法」「警察行政」「消防学概論」「救急論」「消防法」「消防行政」等の授業科目では、警察庁や消防庁などの職務経験において培ってきた高度な実務能力や優れた知識経験を有する実務家教員が担当し、現場で直面する防犯や防災に係る課題の解決能力を養うなど、実践的な授業を展開していく。また、「地域安全論」や「講座『守る力』(防犯・防災・防衛)」の授業科目においても、警視庁などの公共団体との連携により、安全・安心な地域社会の現場を支える実務者をゲスト・スピーカーとして招聘し、アクティブ・ラーニングを取り入れながら地域社会の安全を守る手段や警察官、消防官、自衛官における仕事の役割や意義を学ぶ。このように、実務家教員による実践的な授業を多く展開し、現場で活躍できる実務・

実践能力の育成にも力を入れることにより、競合校との差別化を図り、競争優位性を確保する。

イ．入試（競合校の受験時期、入学手続時期との関係）

（ア）競合校

競合校における令和 6（2024）年度一般選抜の受験時期の状況は、下表のとおり、2 月上旬に複数日を設定している大学（〇〇大学、〇〇大学）、1 月下旬と 2 月中旬に複数日を設定している大学（〇〇大学、〇〇大学）、2 月上旬と 2 月中旬に 1 日ずつ設定している大学（〇〇大学）、2 月上旬と 2 月中旬に複数日を設定している大学（〇〇大学）、2 月上旬と 2 月下旬に複数日を設定している大学（〇〇大学）に分けることができる。これに加えて、6 大学（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）では、3 月に 1 日又は 2 日間の入試選抜が設定されている。

○競合校における令和 6（2024）年度入試（一般選抜）【省略】

大学・学部名等	受 験 時 期	合格発表・入学手続時期

※当該大学ホームページより作成

※大学入学共通テスト利用選抜を除く

(イ) 本学科

○受験時期

本学科における令和 7（2025）年度一般選抜の受験時期は、文部科学省の令和 6 年度大学入学者選抜実施要項（令和 5 年 6 月 23 日付け 5 文科高第 369 号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、2 月上旬に 4 日間、2 月下旬に 1 日及び 3 月上旬に 1 日、計 6 回を計画している。

○本学政経学部社会安全学科の令和 7（2025）年度入試（一般選抜）

受 験 時 期	入 学 手 続 時 期
・ 2 月 1 日（土）：全学部統一全国選抜 ・ 2 月 3 日（月）：2 月前期選抜 A 日程 ・ 2 月 4 日（火）：2 月前期選抜 B 日程 ・ 2 月 5 日（水）：2 月前期選抜 C 日程	・ 合格発表：2 月 12 日（水） ・ 入学手続：2 月 19 日（水）
・ 2 月 22 日（土）：全学部統一 2 月後期選抜	・ 合格発表：2 月 28 日（金） ・ 入学手続：3 月 5 日（水）
・ 3 月 5 日（水）：3 月選抜	・ 合格発表：3 月 9 日（日） ・ 入学手続：3 月 13 日（木）

※大学入学共通テスト利用選抜を除く

○競合校の受験時期との関係

本学科における 2 月上旬の一般選抜の時期は、競合校と重複を完全に避けられないものの、連続して複数日を設定することで、本学と競合校との併願を可能とする。2 月下旬及び 3 月の一般選抜日程では、競合校との重複を極力避ける。このように受験生が複数の選択肢を得られるよう受験機会の確保に配慮する。

○競合校の入学手続時期との関係

入学手続時期は、本学科の入学試験と同時期に実施される競合校の合格発表より、極力早い時期に行い、受験生が併願校の合否判定を待たずに本学科の入学手続を行えるよう設定する。また、不合格者に対し次回の入学試験への準備期間を与えることにも配慮する。さらに、競合校における同時期の入学試験の合格発表日以降に本学科の入学手続締切日を極力設定し、入学辞退者を防ぐことを考慮することにより、本学科における優位性を確保する。

ウ．学生納付金、奨学制度などの修学支援の内容

(ア) 競合校

競合校における学生納付金、奨学制度等の支援目的は、修学・経済支援と諸活動支援の大きく2つに分類することができる。修学・経済支援では、新入生への特待生制度（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）、成績優秀者及び経済的理由による修学困難者への奨学制度（7大学全て）、外国人留学生への奨学制度（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）の3つの制度からなる。諸活動支援では、海外留学（〇〇大学、〇〇大学）、スポーツ活動（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）、文化・学術、部活動、ボランティア・地域等活動（〇〇大学、〇〇大学）、資格取得（〇〇大学、〇〇大学）など、当該大学の特色に沿った制度が設けられている。

また、修学・経済支援を目的として、競合7大学全てで学費分納制度を設けている。分納方法は、前期、後期の2分離分納としている場合が多いが、〇〇大学では3分離分納、〇〇大学では4分離分納にも対応している。

○競合校における学生納付金、奨学制度等の支援（学部）【省略】

大学名	目 的	対 象	奨 学 制 度 等 名 称	給付人数・額等

※当該大学ホームページより作成

※外部機関（団体・企業等）及び当該学部対象外の奨学制度を除く

（イ）本学

本学は、建学の理念及び教育目標を実現するため、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援及び経済支援等を積極的に実施している。その一環として、下表「本学における学生納付金、奨学制度等の支援（学部）」のとおり奨学制度を設けており、その目的は、競合校と同様に、大きく修学・経済支援と諸活動支援の2つに分類することができる。

修学・経済支援では、「拓殖大学特別奨学生奨学金」「拓殖大学学習奨励金・学友会学習奨励金」「奨学論文奨学金」及び「政経学部奨学生」の4制度を、外国人留学生を対象とした「私費外国人留学生授業料減免奨学金」「小林末男外国人留学生賞」「拓殖大学後援会外国人留学生奨学金」「拓殖大学外国人留学生奨学生」及び「西郷隆秀顕彰記念外国人留学生奨学金」の5制度を設けている。これらの奨学制度における令和5（2023）年度の支給人数は1,300人以上に上る。

諸活動支援では、①スポーツ活動の取組に「拓殖大学 体育奨学生 第 1・2 種奨学生」及び「外国人留学生体育特別奨学生 第 1・2・3 種奨学生」の 2 制度を、②社会・地域貢献、国際交流、ボランティア等活動への取組に「学生チャレンジ企画」（活動資金の一部を支給）制度を、③資格取得への取組に「資格取得表彰（学長・学部長賞）」制度を、④海外留学への取組に、「拓殖大学海外留学プログラム個人研修奨学金」「拓殖大学海外留学プログラム交換留学生（派遣）生活補助（奨学金）」の大きく 4 つの制度を設けている。以上の①から④の 4 種類の制度を全て設けている大学は本学以外、競合校では確認できない。

さらに、これに加えて、本学では、時代の要請に応える形で、震災時において、被災地学生への支援制度や「拓殖大学緊急学生支援積立資産制度」を、また、「学費 4 分割分納制度」を設けるなど、修学・経済支援の充実に向け取り組んできた。

このように、学生納付金、奨学制度などの修学支援の内容からみた本学における修学・経済支援は、競合校と比較した場合、量・質ともに充実し適切なものとなっていると言える。

これらの取組は、本学科設置後も恒常的に実施していくものである。

○本学における学生納付金、奨学制度等の支援（学部）

区 分	対 象	奨 学 制 度 等 名 称	給付人数・額等
修学・経済 支 援	新 入 生	拓殖大学特別奨学生奨学金	70 人、79.2 ～ 100 万円
	1 年～ 4 年	拓殖大学学習奨励金・学友会学習奨励金	400 人、10 万円
		奨学論文奨学金	政経学部 7 人、上限 5 万円
	2 年～ 4 年	政経学部奨学生	34 人、20 万円
	外国人留学生 1 年～ 4 年	私費外国人留学生授業料減免奨学金	授業料の割合又は全額免除 令和 5 年度実績：832 人
		小林末男外国人留学生賞	若干名、10 万円
	外国人留学生 2 年生以上	拓殖大学後援会外国人留学生奨学金	50 人、20 万円
		拓殖大学外国人留学生奨学生	2 人、20 万円
		西郷隆秀顕彰記念外国人留学生奨学金	1 人、20 万円
諸活動支援	1 年～ 4 年	学費分納制度	4 分割分納
		拓殖大学体育奨学生 第 1 種奨学生	10 人、学費免除
	外国人留学生 1 年～ 4 年	拓殖大学体育奨学生 第 2 種奨学生	20 人、授業料免除
		外国人留学生体育特別奨学生 第 1 種奨学生	3 人以内、学費・学生寮費免除
		外国人留学生体育特別奨学生 第 2 種奨学生	5 人以内、学費免除
		外国人留学生体育特別奨学生 第 3 種奨学生	6 人以内、授業料免除
	在 学 生	「学生チャレンジ企画」	5 件程度採択
		社会・地域貢献、国際交流、ボランティア等活動	活動資金上限 30 万円
	指定資格取得者	資格取得表彰制度 学長賞	取得者全員 10 万円
		資格取得表彰制度 学部長賞（優秀賞）	取得者全員 3 万円
		資格取得表彰制度 学部長賞（努力賞）	取得者全員 1 万円
----- (留学支援)	2 年～ 4 年	拓殖大学海外留学プログラム個人研修奨学金	国・地域により 10 ～ 30 万円
	1 年～ 3 年	海外留学プログラム交換留学生（派遣）生活補助（奨学金）	派遣先学費免除、月 4 万円支給

※外部機関（団体・企業等）及び本学科対象外の奨学制度を除く

エ. 就職支援の内容

(ア) 競合校

競合校における就職支援は、下表「競合校における就職支援」のとおり、正課教育にお

いてキャリア教育を目的とする授業科目を設ける（7 大学全て）とともに、学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）を整備（7 大学全て）し、その下で、進路選択に関わる支援（相談、求人等情報提供等）や卒業後の進路を見据えたキャリア支援プログラム（公務員講座、資格取得講座等）（7 大学全て）を実施している。

○競合校における就職支援【省略】

大学名等	就 職 支 援 内 容

※当該大学ホームページより作成

(イ) 本学及び本学科

○本学科におけるキャリア教育（正課教育）

教育課程を通じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を、下表「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う主な授業科目」のとおり、①キャリア形成、②社会人としての基礎的な資質向上、③卒業後の希望進路に対応した教育、④キャリア支援の大きく4構成の授業科目群により育成する。

具体的には、全学共通教養科目の「キャリア形成を行う」の科目区分では、現実社会に即した視点・観点で自身のキャリアをデザインし、具体的な行動計画を立案することを目的とした「職業と人生」の他、文章表現能力やコミュニケーション能力など、社会人としての基礎的な資質向上を目的とした「文章表現の基礎」「レポートの書き方」「ビジネス文の書き方」「プレゼンテーションと交渉」「口頭表現の技法」等を配当する。

専門科目では、卒業後の希望進路に対応して、警察官希望者向けには「警察学概論」「捜査法」「警察行政」などを、消防官希望者向けには「消防学概論」「救急論」「消防行政」などを、その他の公務員等で社会の安全・安心に携わる仕事を希望する人向けには「公務員論」「地域振興論」「社会調査法」等を、さらに必修科目として「社会安全論」、自由科目として「講座『守る力』(防犯・防災・防衛)」及び「武道演習」などを配当し、各自の希望進路に対応した専門知識と技能を育成する。その他、キャリア支援の科目として、東京消防庁等でも採用試験に導入している「職業能力基礎 (SPI) 非言語」と「職業能力基礎 (SPI) 言語」を配当する。

○社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う主な授業科目

区 分	科目区分	授業科目の名称	到 達 目 標
キャリア形成	全学共通 教養科目 (キャリア 形成を行う)	職業と人生	キャリアデザインの必要性を確認し、現実社会に即した視点・観点で自身のキャリアをデザインし、具体的な行動計画を立案することを到達目標とする。
社会人としての 基礎的な資質向上		文章表現の基礎	今後の大学・社会人生活に通用する実用的なアカデミック・ライティングの基礎を身につけることを到達目標とする。
		レポートの書き方	大学生にふさわしいアカデミック・ライティングに基づいたレポートを作成することを目指すことを到達

				目標とする。
			ビジネス文の書き方	ビジネス文の実践的な作法を修得し、状況に応じて適切な文書作成ができるようにすることを到達目標とする。
			プレゼンテーションと交渉	プレゼンテーションと交渉を活用して、自らと相手のチャンスを共に切り拓いてゆこうとする態度の醸成と能力の獲得を到達目標とする。
			口頭表現の技法	人前で堂々と自分の考えを発表できる、正しい敬語や様々な言葉の表現を身につけ、コミュニケーションに役立てられる事を到達目標とする。
卒業後の希望進路に対応した教育	警察官、消防官、自衛官等	専門科目	社会安全論	社会の安全・安心に対する社会的要請とそれに応えることの意義についての理解を深めることを目標とする。
	警察官		警察学概論	警察制度の理論と実務がどのように融合しているかを総合的に理解できることを到達目標とする。
			捜査法	実際の捜査がどのような手続で進められ、対象者に関して、どのような人権的配慮が行われているかを理解することを到達目標とする。
			警察行政	社会の安全・安心への警察行政が果たす役割に対する理解を到達目標とする。
	消防官	消防学概論	消防の組織や活動内容についての知識を修得し、現代社会における消防の役割を理解することを到達目標とする。	
		救急論	消防が取り組む救急業務の現状や課題を説明できることを到達目標とする。	
		消防行政	消火、火災予防、救急、防災、救助、国民保護など各部門における消防行政の仕組みや課題を説明できることが到達目標である。	
		公務員等	公務員論	公務員を取り巻く環境の変化を中心に、これからの公務員制度のあり方について深く理解できることを到達目標とする。
	地域振興論		衰退する地域への対応策、そして再生戦略を理解することを到達目標とする。	
	社会調査法		社会調査の基礎を理解するとともに、実際に調査を行う能力やその際の注意点などを身につけることを到達目標とする。	
	警察官、消防官、自衛官等	自由科目	講座『守る力』（防犯・防災・防衛）	安全・安心な地域社会の現場で支える仕事に従事するためのキャリア形成について、理解することを到達目標とする。
	警察官 消防官		武道演習Ⅰ～Ⅳ	武道の精神と技術を修得することを到達目標とする（Ⅰ：入門、Ⅱ：初級、Ⅲ：中級、Ⅳ：上級）。
	キャリア支援			職業能力基礎（SPI）非言語
			職業能力基礎（SPI）言語	言語の意味や話の要旨を的確に捉えて理解できる力を身につけることを到達目標とする。

○本学のキャリア支援体制

進路支援の体制は、本学の学生の就職活動及びキャリア形成に関する指導・支援について、総合的な計画を立案し推進することを目的として「就職キャリアセンター」を設置している。さらに、キャリア教育及び就職支援活動を組織的に推進するため、教職員の協働による総合的な支援体制を構築し、学生により高い就業力を身につけさせることを目的と

して、「就職キャリアセンター会議」を設置している。センター会議の関連機関として「インターンシップ実行委員会」「社会人基礎力育成会議」を設置し、初年次からのキャリア教育を推進するための体制を構築している。特に学部ごとのキャリア支援体制の整備を推進し、特徴あるプログラムの実施に向け力を注いでいる。このように、組織的に進路支援を進め、学生個人に対して教職員が情報を共有し相互連携することによって進路支援活動を結実している。

就職キャリアセンターの就職部就職課及び八王子就職課には、就職アドバイザー資格を有した職員や企業の人事・採用経験者等を含めた就職担当スタッフ（事務局職員）を配置している。

また、就職、進学を希望する外国人留学生に対して、その活動等状況を確認するため、適時、面談し指導・助言に当たり、内定就職先や進学先の確認を行っている。日本で就職する場合は、現在の在留資格「留学」を就労可能な在留資格に変更する必要があることから、日本での就職内定が決定した外国人留学生には、4年次に在留資格変更認可申請に係る説明会の開催や手続書類の準備などの相談に当たっている。国内での就職や進学を希望しない外国人留学生に対しては、卒業後、速やかに帰国するよう指導するとともに帰国の確認を行っている。

これらの取組は、本学科設置後も恒常的に実施していくものである。

○本学のキャリア支援プログラム

進路支援に関しては、在学生の約8割を占める民間企業・公務員等への就職希望者に対して、1年次から各学年を対象とした就職ガイダンス、資格取得講座、実践的な「就職支援プログラム」【資料20】など年間を通じて約70項目のプログラムを実施し、体系化した就職支援活動を推進しており、これらの取組は、本学科設置後も恒常的に実施していく。

なお、これらの取組では、本学科における卒業後の進路となる警察官、消防官、自衛官、地方公務員への就職支援を下表「令和5（2023）年度 公務員関連 就職支援内容一覧」のとおり行っている。具体的には、1・2年次に公務員の概要説明からはじまり、3年次に業種研究、4年次に面接対策と段階的に学ぶ。さらに、学年を問わず、個別相談に当たるとともに試験対策講座を開催している。本学科設置後、これらの公務員への就職支援は、さらに充実強化を図ることとしている。

○令和5（2023）年度 公務員関連 就職支援内容一覧

学 年	区 分	名 称	内 容	時期
1・2年	キャリア支援	公務員希望者のための説明会	公務員の種類や必要とされる資質、試験対策などについて解説。	4月
3年	業種研究	公安系公務員セミナー	警察、消防、自衛隊等の公安系機関の採用担当者が来校し、仕事内容、試験情報を説明。	11月
4年	面接対策	公務員希望者対象模擬面接	公務員希望者を対象に、集団面接・個人面接の模擬面接を実施（外部委託）。	前期
全学年	個別相談	公務員希望者対象の個別相談	公務員に関する個別相談コーナーを設置（外部委託）。	後期
	試験対策	公務員試験対策講座	公務員試験対策。	通年

なお、外国人留学生の就職支援については、「⑥外国人留学生の就職支援の充実」の項で後述する。

以上のとおり、本学及び本学科における就職支援の内容は、競合大学と比較した場合でも、十分に充実したものと言える。

オ. 取得できる資格

(ア) 競合校

競合校における取得できる資格は、「教員免許（中一種免許（社会）・高一種免許（公民等）」が7大学中5大学（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）と最も多く、次に「司書」関連の資格（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）と続く。また法学部を設置する大学では、「司法書士」「行政書士」「宅地建物取引士」等の法律系の資格取得を奨励している（〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学、〇〇大学）。なお、法学部以外の学部では、卒業後の進路に即した資格として、学部独自で認定する資格「社会安全士」（〇〇大学）や「防災士」（〇〇大学）の取得を奨励している。

○競合校における取得できる資格【省略】

大学・学部名	取得できる資格等

※当該大学ホームページより作成

(イ) 本学科

本学科では、4 年次修了時まで、教育課程を履修することで取得可能な資格ではないが、本学科開設科目に関連し、防犯・防災に係る業務に必要とされる下表の資格取得を推奨し、それらを到達目標として設定することにより学修意欲の向上に結びつける。これらの受験結果もまた、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探究し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力の到達度を測定する材料として活用する。

なお、本学科の卒業後の進路とする「警察官」の採用では、資格経歴等の基準の目安（令和 5（2023）年度警視庁採用サイト【資料 21】）として、「柔道初段以上」及び「IT パスポート」が示されている。また、「消防官」の採用でも、評定対象となる資格・経歴一覧表（令和 5（2023）年度東京消防庁採用情報【資料 22】）において「IT パスポート」が示されている。また、「警察官」「消防官」とともに、本学科で開設する「英語」「中国語」「韓国語」などの外国語の資格を評定の対象としており、これら卒業後の進路につながる資格としても学生の取得を推奨していく。

○本学科の目標とする資格等

区分	資格等	概要等	関連する科目
防犯	防 犯 設 備 士	防犯設備士は、防犯設備に関する専門的な知識・技能に基づき、防犯設備の設計、施工、維持管理及び防犯診断に関する業務を行い、警察や自治体などの関係機関・団体と連携しながら「防犯の専門家」として活躍し、地域の防犯対策や安全安心なまちづくりに大きな役割を担う。	・地域安全論
防災	防 災 検 定 1 級	防災検定は、一般財団法人防災教育推進協会が防災を担う人材を幅広く育成することを目的とした検定。	・地域防災論
共通	IT パスポート	i パスは、IT を利活用するすべての社会人・これから社会人となる学生が備えておくべき、IT に関する基礎的な知識が証明できる国家試験。具体的には、新しい技術（AI、ビッグデータ、IoT など）や新しい手法（アジャイルなど）の概要に関する知識をはじめ、経営全般（経営戦略、マーケティング、財務、法務など）の知識、IT（セキュリティ、ネットワークなど）の知識、プロジェクトマネジメントの知識など幅広い分野の総合的知識を問う試験。	・IT パスポート
	柔 道 二 段	評定される形：「投の形」 修行年限「可」：4 年以上 等	・武道演習Ⅰ～Ⅳ
	柔 道 初 段	評定される形：投の形のうち「手技」「腰技」「足技」 修行年限「可」：3 年以上 等	

※概要等は、当該資格試験等のホームページより作成

このように、防犯・防災に係る業務において必要とされる資格（防犯設備士、防災検定 1 級）の取得を特に推奨し、これらを達成目標として設定することにより学修意欲の向上と卒業後の進路選択での優位性に配慮する。

以上のア～オにおける競合校との比較分析では、十分に本学科の優位性を発揮でき競争性を有するものと考えている。

(2) 競合校の入学志願動向等

①一般学生

競合校における一般学生の過去3年間の入学志願（一般選抜）及び定員充足状況は、下表のとおり駿河台大学を除き、入学定員を大きく上回る志願者数を得て高い倍率を維持し、入学定員を充足している。なお、〇〇大学における令和5（2023）年度入試での志願者倍率は、1.00倍となっているが、総合型選抜及び特別入試選抜で56人の志願者を得ており、これを含めて算出すると、その倍率は1.25倍で入学定員を充足している。

○競合校 一般学生 過去3年間 入学志願（一般選抜）及び定員充足状況【省略】

大学・学部・学科等	区 分	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
	入学定員数			
	志 願 者 数			
	志願者倍率			
	受 験 者 数			
	合 格 者 数			
	入 学 者 数			
	定員充足率			
	入学定員数			
	志 願 者 数			
	志願者倍率			
	受 験 者 数			
	合 格 者 数			
	入 学 者 数			
	定員充足率			
	入学定員数			
	志 願 者 数			
	志願者倍率			
	受 験 者 数			
	合 格 者 数			
	入 学 者 数			
	定員充足率			
	入学定員数			
	志 願 者 数			
	志願者倍率			
	受 験 者 数			
	合 格 者 数			
	入 学 者 数			
	定員充足率			
	入学定員数			
	志 願 者 数			

	志願者倍率			
	受 験 者 数			
	合 格 者 数			
	入 学 者 数			
	定員充足率			
	入学定員数			
	志 願 者 数			
	志願者倍率			
	受 験 者 数			
	合 格 者 数			
	入 学 者 数			
	定員充足率			
	入学定員数			
	志 願 者 数			
	志願者倍率			
	受 験 者 数			
	合 格 者 数			
	入 学 者 数			
	定員充足率			

※当該大学ホームページ（情報公開等）により作成

※〇〇大学における入学者数が合格者数を、令和 5（2023）年度入試で志願者数及び受験者数を上回っているのは、総合型選抜及び特別入試選抜の入学者数が含まれているため

※〇〇大学は、一般選抜以外の人数も含む

※〇〇大学は、当該大学からの情報提供（一般選抜以外の人数も含む）

②外国人留学生

競合校における外国人留学生の入学志願状況は、当該大学ホームページで公開されていないことから、当該大学に直接、文書で情報提供を依頼し、7 大学中 5 大学から回答を得られた。その結果は、下表のとおり、一般学生とは別に外国人留学生の入試区分を設け、若干名又は数人の募集人数を設定している場合が多い。その受入状況は、若干名の募集人数に対し、数人の入学者となっている。なお、〇〇大学は、令和 4（2022）年度を除き、募集人数を大きく上回る志願者数を確保している。また、〇〇大学は、外国人留学生の受入を行っていない。

○競合校 外国人留学生 入学志願状況【省略】

大学・学部・学科等	区 分	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
	募 集 人 員			
	志 願 者 数			

	入学者数			
	募集人員			
	志願者数			
	入学者数			
	募集人員			
	志願者数			
	入学者数			
	募集人員			
	志願者数			
	入学者数			

※当該大学からの情報提供により作成（文書依頼）

（3）本学科における外国人留学生の募集人数（10 人）を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

本学は、「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為の人材の育成」という建学の理念のもと、「国際友愛と人間尊重の理念に基づき、日本及び世界の平和と文化の進展に寄与していくことを使命とする」（学則第2条）として、長年にわたり日本語教育に取り組むとともに、多くの外国人留学生を受け入れてきた。現在に続く本学の戦後の日本語教育は、昭和 36（1961）年 2 月、インドネシア賠償研修生の受け入れに始まる。昭和 38（1963）年 4 月、語学研修所と改称。昭和 44（1969）年に日本語教師養成講座を開講している。外国人留学生の受け入れ体制も整備が進んだ。昭和 43（1968）年 10 月には、他大学に先駆けて国際課を設置し、その事務規程の中に国際課の職務として「外国人留学生に関する事務」を明記し、同年に外国人留学生の研修旅行を企画、実施した。翌昭和 44（1969）年 1 月には拓殖大学留学生会が発足した。昭和 51（1976）年には「留学生諸制度に関する答申書」が出され、外国人留学生の受け入れは、制度的に確立した。昭和 61（1986）年 4 月のインドネシア政府派遣留学生（ハビビ留学生）の受け入れに当たっては、宿舍の提供を含む一年間の日本語研修を担当した。本学は、「留学生受け入れ 10 万人計画」（「二十一世紀への留学生政策の展開について 昭和 59（1984）年 6 月」）の目標が掲げられた当時、外国人留学生受入者数で、東京大学、早稲田大学に次ぐ第三位で、在学生数に対する受入者数の割合では断然の第一位であった。以後、外国人留学生の受入数では、常に日本の大学で上位にランク【資料 23「令和 4（2022）年度外国人留学生在籍状況調査結果」（令和 5（2023）年 3 月 独立行政法人日本学生支援機構）】し、現在では、約 41 カ国・地域、1,000 人を超える外国人留学生を受け入れ、キャンパス自体が国際理解・国際交流の場となっている。

これまで本学は、外国人留学生が魅力を感じる大学となるべく、様々な取り組みを行って

きた。これらの取組（一部計画を含む）の概要は以下のとおりである。

①外国人留学生の支援体制等

本学では、本学の教育理念に基づき、国際交流事業並びに外国人留学生の教育及び支援に関する総合的な戦略を立案し推進することを目的として「国際交流留学生センター」を設置している。外国人留学生教育支援の全学的事務は、主に国際部が担当し、本学科を設置計画している八王子国際キャンパスでは、同部の下、八王子国際課を設置するとともに、学生生活全般の相談を学生部八王子学生支援室が、履修相談を学務部八王子学務課が、それぞれ担当し、同キャンパス全体として外国人留学生の相談体制を整えている。

このような組織体制のもと、本学科は、外国人留学生が充実した学生生活を送れるよう支援するため、入学条件となる「留学」の在留資格を有する全ての外国人留学生を対象に、授業の出席状況や学業成績を適時確認するとともに個別面談により資格外活動（アルバイト）の状況等も把握する。長期欠席者や成績不振者に対しては、改善のための生活指導・助言を行う。しかし、改善されず留学目的を達成する見込みがなくなるなど退学する者や授業料未納で除籍となる者に対しては、速やかに帰国するよう指導するとともに帰国の確認を行う。

履修指導は、外国人留学生に対する履修ガイダンスを入学時はもとより、2 年次以降も年度はじめに行い、さらに、年間を通して、個別の履修相談体制を整える。

②外国人留学生の入学支援、提携先の充実（本学科認可後の取組）

本学には、進学予備教育を目途とする「別科（日本語教育課程）」を設置し、春・秋季入学者定員総数 130 人の外国人留学生が本学及び他の高等教育機関への進学を希望して日本語等学習に取り組んでおり、本学別科から相当数の進学者が見込まれる。また、政経学部では令和 6（2024）年度外国人留学生推薦試験の指定校として協力を得ている日本語教育機関（日本語学校等）が 72 校あり、本学科認可後も引き続き連携を図っていく。

③外国人留学生と日本人学生の交流強化

政経学部は、長年にわたり多くの外国人留学生を受け入れてきた。本学科では、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づき、外国人留学生には、日本企業への就職に対応できる専門的な日本語能力の修得やインターンシップの機会を提供するとともに、卒業後の進路を見据えた多様なコースで日本人学生と共に学び、交流する。このように、日本企業への就職につながる体系的な教育課程等を整備する。

④日本語教育等の充実

既設の別科日本語教育課程、外国語学部国際日本語学科、大学院言語教育研究科日本語教育学専攻及び日本語教育研究所との連携協力により、大学全体として外国人留学生に日本企業等での就職に対応できる専門的な日本語教育の充実に向け取り組んでいる。

さらに、令和 3（2021）年度に大学における教育研究の国際競争力の向上等を図るため外国人留学生に限定した「外国人留学生特別枠」を商学部経営学科（36 人）、商学部国際

ビジネス学科（9人）及び政経学部経済学科（23人）に設けている。

⑤外国人留学生の生活支援の充実

外国人留学生への奨学金は、学外の公的機関・民間団体の奨学金に加え、本学独自の奨学金として、前述の「本学における学生納付金、奨学制度等の支援（学部）」のとおり、「私費外国人留学生授業料減免奨学金」「小林末男外国人留学生賞」「拓殖大学後援会外国人留学生奨学金」「拓殖大学外国人留学生奨学生」及び「西郷隆秀顕彰記念外国人留学生奨学金」の5制度を設け、経済的援助を必要とする成績優秀な外国人留学生に対する奨学金支給制度を充実している。また、学費においても経済的負担を軽減するために年間を通して4分割納入できる制度を設けている。さらに、八王子国際キャンパス内には、日本人学生・外国人留学生の混成寮及び外国人留学生専用寮を完備している。

このように、本学では外国人留学生が、大学で安心して教育を受けるための生活支援を充実している。

⑥外国人留学生の就職支援の充実

本学では、41カ国・地域、1,000人を超える外国人留学生が学んでおり、令和5（2023）年3月には225人の外国人留学生が卒業し、そのうちの84人が日本の企業に就職している。外国人留学生を対象とした就職支援プログラムは、下表「令和5（2023）年度 外国人留学生 就職支援内容一覧」のとおり、3年次の4月に外国人留学生が日本で就職をするために必要な情報を伝える「外国人留学生対象就職ガイダンス」を、10月から12月に日本企業の研究方法や就職に必要なマナーを学ぶ「留学生キャリアアカデミー」を実施している。この他、「留学生ES作成セミナー」「外国人留学生内定者座談会」「留学生SPI対策講座」「留学生就職確認講座」「日本語能力試験N1対策講座」「ビジネス日本語能力テスト（BJT）対策講座」「留学生向け就職ガイドブック」等、多種多様な就職支援プログラムを実施しており、外国人留学生に対する就職支援についても充実している。

これらの取組は、本学科設置後も恒常的に実施していくものである。

○令和5（2023）年度 外国人留学生 就職支援内容一覧

学 年	区 分	名 称	内 容	時期
3 年	就職活動 の準備	外国人留学生対象 就職ガイダンス	外国人留学生が日本で就職活動をする際の心構えや準備すべきこと、在留資格の変更について解説。	4 月
		留学生ES作成 セミナー	書類選考で企業が見ているポイント、よく聞かれる質問、文書の構成、留学生が間違いやすいところなど、詳しく説明しながら、自己PRを講座の中で作成。	11 月
		外国人留学生内定者 座談会	留学生限定の4年生内定者座談会。日本人と異なる苦労した体験や必要な情報を得る。	後期
	業種研究	留学生キャリア アカデミー	日本での就職を希望する外国人留学生を対象とした、業界や日本企業の特質を理解したり、日本で働くことの意義やマナーを学ぶプログラム。	9 月 以降
	筆記試験対策	留学生SPI 対策講座	就職活動において留学生が一番の苦手とする筆記試験の中でも、多くの企業に採用されているSPI試験の対策講座を短期集中で実施。	1 月
全学年	セミナー	留学生 就職確認講座	留学生の就職準備の確認講座。	2 月

	資格支援講座	日本語能力試験 N1 対策講座	採用条件として、多くの企業が N1 取得必須としている。全学年 N1 未取得学生への対策講座。	5 月 ～ 7 月
		ビジネス日本語能力テスト (BJT) 対策講座	入社してから様々なビジネスシーンに役立つ日本語の修得を目的に、N1 取得者に向けた支援講座。	9 月 ～ 12 月
	その他	留学生向け就職ガイドブック	外国人留学生就活支援 日本での就職情報、留学生専用プログラムの紹介などを動画で配信。	4 月

これらの取組が評価され、日本語学校の教職員が選ぶ外国人留学生に勧めたい進学先に贈られる「日本留学 AWARDS」では、東日本私立大学文科系部門で 7 年連続入賞し、3 年連続の「大賞」を受賞（令和 2・3・5 年（令和 4（2022）年はコロナ禍で中止）「一般財団法人日本語教育振興協会日本語学校教育研究大会」主催）【資料 24】している。

本学における外国人留学生の志願者数及び入学者数は、前述の「②本学過去 5 年間外国人留学生入学者数の推移」のとおり過去 5 年間上昇傾向であること、さらに、これまでに長年培ってきた本学の外国人留学生の受入に係る豊富な経験と実績を活かすことにより、本学科における外国人留学生の募集人数 10 人は、十分に確保できると考えている。

（4）学生納付金等の金額設定の理由

学生納付金については、①前述の競合校との比較分析では、十分に本学科の優位性を発揮でき競争性を有すること、②本学科の目的を達成するために必要な人件費や教育研究及び管理運営に係る経費等を維持しつつ、収支バランスを考慮すること、③競合校 7 大学を対象に、初年度納付金を基に比較検証した結果、下表のとおり、それと同等の納付金額で適切な範囲であることを踏まえて、設定した。

○本学科及び競合校の初年度納付金額（初年度納付金額の高い順）【省略】

大学・学部・学科名	入 学 金	授 業 料	施設設備 資 金	諸会費等	初 年 度 納 付 金
拓殖大学 政経学部 社会安全学科	200,000 円	792,000 円	290,000 円	28,900 円	1,310,900 円

--	--	--	--	--	--

※当該大学ホームページ（情報公開等）より作成

3. 先行事例分析

本学科の設置は、既設組織の廃止を伴うものでなく、修業年限や学生納付金などの条件の変更が受験者層の変化や定員充足に影響を及ぼすものでないことから、先行事例分析の記載を省略する。

4. 学生確保に関するアンケート調査

入学者を確実に確保できることを確認するための「拓殖大学政経学部社会安全学科に関するアンケート調査」を独自に実施した（外部委託）。

(1) 高校生対象アンケート調査

同アンケート調査は、令和 7（2025）年度の大学入試を受験する可能性が最も高い、前述の「八王子国際キャンパスにおける出身都道府県別在学生数」における上位 7 地域（首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）、茨城県、福島県、長野県に所在する本学進学実績がある高等学校を中心に 2 年生の生徒（令和 7（2025）年度受験対象者）を対象にした。なお、学外の調査機関である株式会社高等教育総合研究所に委託してアンケートを依頼し、97 校から回答を得られた。

調査方法は、同調査機関から、アンケート実施の了承が得られた高等学校に本学科の概要をまとめたリーフレット、アンケート用紙及び WEB アンケート回答フォーム URL を送付した。各校の教職員から調査対象者（2 年生の生徒）にアンケートを配付の上、10 分程度の回答時間を設け、その場で回収いただいた。回答のアンケートは、高等学校から同調査機関に直送し回収している。その結果は、次のとおりとなっている。

高校生へ本学科の特色がどの程度魅力的かを尋ねたところ、すべての特色で「とても魅力を感じる」と「ある程度魅力を感じる」を合わせた回答が約 7 割と、多くの高校生にとってこれらの特色が魅力的であることが分かった。「とても魅力を感じる」との回答をもっとも集めたのは「②法律学や政治学の幅広い知識と社会安全上の諸問題を分析する能力の育成」の 2,868 人（全体の 22.6%）であり、「ある程度魅力を感じる」と合わせた回答数が最も多いのは「①社会安全上の課題を発見し、解決へと導く実践力の育成」の 9,107 人（同 71.8%）となった。

さらに、本学科への受験・入学意向を尋ねたところ、入学定員 150 人に対し、高校卒業後の進路に「大学」、進学する場合に希望する設置者への質問に「私立」、興味のある学問分野に関する質問に「社会安全学」を回答したうえで「第一志望で受験したい」「入学したい」と回答した、特に本学科への受験・入学意欲を強く示した回答者は 266 人であった。

従って、予定している入学定員数 150 人を上回る入学意向者を十分確保できるものと見込まれる【資料 25「拓殖大学『政経学部社会安全学科（仮称）』設置構想についてのニーズ調査」報告書】。

(2) 外国人留学生対象アンケート調査

八王子国際キャンパスにおける外国人留学生入学者数は、「Ⅱ－3 本学科の主な学生募集地域」で前述のとおり、9割を超える者が国内の日本語教育機関（日本語学校、別科等）からの進学者で、その所在地は、東京都が約9割を占めることから、同アンケート調査は、東京都に所在する日本語教育機関及び本学別科日本語教育課程における令和7（2025）年3月に卒業する外国人留学生（令和7（2025）年度受験対象者）を対象にした。なお、学外の調査機関である株式会社高等教育総合研究所に委託してアンケートを依頼し、10校から回答を得られた。

調査方法は、同調査機関から、アンケート実施の了承が得られた日本語学校等に本学科の概要をまとめたリーフレット、アンケート用紙及びWEBアンケート回答フォームURLを送付した。各校の教職員から調査対象者（外国人留学生）にアンケートを配付の上、10分程度の回答時間を設け、その場で回収いただいた。回答のアンケートは、日本語学校等から同調査機関に直送し回収している。その結果は、次のとおりとなっている。

外国人留学生へ本学科の特色がどの程度魅力的かを尋ねたところ、すべての特色で「とても魅力を感じる」と「ある程度魅力を感じる」を合わせた回答が約7割と、多くの外国人留学生にとってこれらの特色が魅力的であることが分かった。「とても魅力を感じる」との回答をもっとも集めたのは「②法律学や政治学の幅広い知識と社会安全上の諸問題を分析する能力の育成」の181人（全体の35.6%）であり、「ある程度魅力を感じる」と合わせた回答数が最も多いのは「①社会安全上の課題を発見し、解決へと導く実践力の育成」の385人（同75.6%）となった。

さらに、本学科への受験・入学意向を尋ねたところ、外国人留学生の募集人数10人に對し、「2025年3月」に卒業を予定しており、進路に「大学」、進学する場合に希望する設置者への質問に「私立」、興味のある学問分野に関する質問に「社会安全学」を回答したうえで「第一志望で受験したい」「入学したい」と回答した、特に本学科への受験・入学意欲を強く示した回答者は46人であった。

従って、予定している募集人数10人を上回る入学意向者を十分確保できるものと見込まれる【資料25「拓殖大学『政経学部社会安全学科（仮称）』設置構想についてのニーズ調査」報告書】。

5. 人材需要に関するアンケート調査等

(1) 政経学部法律政治学科の就職等実績

①求人企業数の状況

本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科の求人企業数は、下表のとおり、コロナ禍の影響により令和2（2020）年度、令和3（2021）年度に一時的に求人企業数が減少したものの、令和4（2022）年度から上昇傾向に転じた。求人企業数は、通常は企業1社につき、複数の求人となる場合が多い。仮に、過去3年間で求人企業数が最も少ない令和3（2021）年度で1社につき1人の求人数で就職希望者に対する求人倍率を算出した場合でも、66.30倍に上り政経学部法律政治学科が養成する人材数を大幅に上回る。

○法律政治学科求人企業数の推移

区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
就職希望者数	202 人	254 人	180 人	172 人	173 人
求 人 企 業 数	14,279 社	12,821 社	11,934 社	13,880 社	15,354 社
求 人 倍 率	70.69 倍	50.48 倍	66.30 倍	80.70 倍	88.75 倍

※求人企業数には団体数を含む。

※令和 5（2023）年度：令和 6（2024）年 3 月 11 日現在

②就職者数の状況

政経学部法律政治学科の就職率は、全国的な傾向と同様に、コロナ禍の影響により令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度に一時的に就職率が低下したものの、令和 4（2022）年度から上昇し、就職率約 95 %までに回復している。経済の回復に伴い、企業等の採用意欲が高まり、コロナ禍前の就職状況に回復する兆しが見えてきている。

○法律政治学科就職者数の推移

区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
就職希望者数	199 人	254 人	180 人	172 人	173 人
就 職 者 数	198 人	236 人	163 人	163 人	165 人
就 職 率	99.50%	92.91%	90.56%	94.77%	95.38%

※令和 5（2023）年度：令和 6（2024）年 3 月 11 日現在（進路調査中で暫定値）

③主な就職先

令和 5（2023）年 3 月の政経学部法律政治学科卒業生における主な就職先は、東京都庁、東京税関、警視庁、千葉県警察本部、埼玉県警察本部、埼玉県教育委員会、文京区役所、柏市役所、取手市役所、鹿嶋市役所、印西市役所、大洗町役場、中能登町役場、日本郵便株式会社、ミドリ安全株式会社、大成温調株式会社、渡辺パイプ株式会社、株式会社千葉興業銀行、東洋証券株式会社、東京信用金庫、青梅信用金庫、株式会社オリエントコーポレーション、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）などの企業・団体である。法律、政治分野で、優れた能力を発揮することができる就職先が目立っている。

以上の政経学部法律政治学科における就職等実績からも本学科定員分の就職先の確保は、十分に見込まれるものといえる。

(2) 各種統計調査等

本学科設置の必要性を、公的な立場で防犯・防災の担い手として中核的な役割を果たす「警察職員」「消防職員」「自衛官」「地方公共団体（一般行政部門）職員」さらに、「安全・安心に係る事業を展開する公益団体・民間企業」の人材需要の 5 点から示す。

①警察職員の人材需要

令和 4（2022）年版警察白書【資料 26】では、「少子高齢化の進展に伴い就職適齢人口が減少しているほか、現場における世代交代が進み、経験が豊富な警察官が減少するなど、警察としても、現有するマンパワーの中長期的な維持・向上に質的・量的な課題が生じている。その中で、サイバー事案等の新たな脅威はもちろん、依然として被害が深刻な特殊詐欺、後を絶たない人身安全関連事案、激甚化・頻発化する豪雨等の自然災害等、従来からの脅威にも的確に対応していくことが必要である」として、警察に携わる人材の質向上や活動内容の高度化への対応の必要性が提言されている。

このような状況下で、警察庁と都道府県警察を合わせた全国の警察職員定員は、下表「警察職員定員の推移」のとおり、人口減少社会の中であっても過去 7 年間、29 万 6 千人台を維持継続している。

○警察職員定員の推移

区 分	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
職員定員	296,667 人	296,702 人	296,225 人	296,412 人	296,203 人	296,194 人	296,302 人

※各年度「警察白書」より作成

一方、地方では、警察官志願者の減少が顕著で、その対応策がメディア等（「警察官採用、あの手この手 6 年間で志望者 5 分の 1 に激減で 栃木」（令和 5（2023）年 9 月 4 日、毎日新聞）【資料 27】、「警察官志願者求む！ 千葉県警、競争倍率アップに本腰」（令和 5（2023）年 2 月 6 日、朝日新聞デジタル）【資料 28】、「警官採用 門戸広く 34 歳まで OK 身長、体重関係なく 埼玉県警」（令和 3（2021）年 4 月 6 日、東京新聞）【資料 29】、「未来のおまわりさん集まれ！新潟県警が志願者増加へイメチェン作戦 職場体験やブログで仕事の魅力発信」（令和 5（2023）年 7 月 31 日、新潟日報）【資料 30】）で報じられるなど、深刻化している。従って、警察職員の需要は依然として高く、今後さらに、防犯に係る人材育成の一層の強化が求められている。

②消防職員の人材需要

「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」（平成 28（2016）年 2 月）【資料 31】では、「人口減少社会において人材の確保が難しくなっている中であっても、今後とも消防機関が高度な災害対応を実施したり、地域防災活動の底上げに向けた取組において役割を担ったりしていくためには、人材育成の充実による質の確保を図っていく必要がある」とし、「今後とも消防業務の高度化・専門化に対応することができる人材育成の充実を図る必要がある」と提言されている。

近年の全国の消防職員数の増加は、下表「消防職員出勤・出向回数及び消防職員数の推移」のとおり顕著で、令和 3（2021）年に 16 万 7 千人に上り、平成 28（2016）年と比較すると、約 4 千人も増えている。また、全国の消防職員の過去 6 年間の出勤・出向状況を見ると、その回数は令和 2（2020）年を除いて例年 900 万回を超える。最も少なかった令和 2（2020）年でも 870 万 5,150 回に及び、これを 1 日平均にすると 23,849 回の割合で出

動・出向したことになる。このように、出動等の多発が常態化するなか、火災に限らず、台風や地震による災害が頻発し、ますます消防職員による役割の重要性が増しており、防災に係る人材育成の一層の強化が必要となっている。

○消防職員出動・出向回数及び消防職員数の推移

区 分	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
職 員 数	163,814 人	164,873 人	165,438 人	166,628 人	167,073 人	167,510 人	167,861 人
出動等回数	9,364,636 回	9,810,506 回	9,753,664 回	8,705,150 回	9,025,350 回	10,134,754 回	－

※各年度「消防白書」より作成

③自衛官の人材需要

防衛省は、令和 5（2023）年 3 月 24 日に「防衛省防災業務計画」（令和 5（2023）年 3 月 24 日）【資料 32】を策定し、この中で、①災害派遣、②地震防災派遣、③原子力災害派遣等で構成する「防災業務実施の方針」が打ち出された。ここでは、「防災業務の実施に際しては、自然災害等の傾向に加え、社会情勢の変化に伴う防災対処能力の脆弱化に十分配慮する」としたうえで、「防衛省に対する防災業務への期待も高まっていることから、同方針を柔軟に適用しつつ、積極的に対処していく」と述べ、防災に対して積極的に取り組む姿勢が示された。

自衛隊は、「国の防衛」「国際平和協力」に並び「災害派遣」が重要な任務となる。自衛官数は、下表「自衛官数の推移」のとおり、平成 28（2016）年度から上昇傾向となっていたが、令和 3（2021）年度から減少傾向に転じている。過去 7 年間の実績では、一度も定員を充足することはなく、常に人員不足が続いている状況である。自衛官においても需要は依然として高い。

○自衛官数の推移

区 分	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
定 員	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人	247,154 人
現 員 数	224,422 人	226,789 人	226,547 人	227,442 人	232,509 人	230,754 人	227,843 人
充 足 率	90.80 %	91.76 %	91.66 %	92.02 %	94.07 %	93.36 %	92.19 %

※各年度「防衛白書」より作成

④地方公共団体（一般行政部門）職員の人材需要

内閣府の中央防災会議に設置された「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成 24（2012）年 7 月）【資料 33】において、災害発生時対応に向けた備えの強化として、「職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携」「国・地方の人材育成・連携強化」「政府の防災部門と地方との人事交流の機会の拡充」等を図るべきとの提言がされた。「このため、内閣府では、平成 25（2013）年度より、国や地方公共団体等の職員を対象として、大規模かつ広域な自然災害に的確・迅速に対処できる人材や国と地方の間のネットワークを形成す

る人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト養成研修（内閣府 防災情報のページ）」に取り組んでいる。」【資料 34】

このような取組が進められるなか、地方公共団体（一般行政部門）職員数は、下表「地方公共団体（一般行政部門）職員数の推移」のとおり、年々上昇傾向にあり、令和 4（2022）年度には約 93 万 7 千人を超え、平成 28（2016）年度と比較すると約 2 万 6 千人の増となる。総務省は、「令和 4 年地方公共団体定員管理調査結果の概要（令和 4（2022）年 12 月 26 日）」【資料 35】において、その増員要因を「感染症対策、子育て支援、デジタル化への対応、防災・減災対策、地方創生への対応など」によるものと分析している。このように、地方公共団体職員においても防災・危機管理の対応能力が求められ、その需要は益々高くなる。

○地方公共団体（一般行政部門）職員数の推移

区 分	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
職 員 数	910,880 人	915,727 人	919,097 人	922,764 人	927,649 人	934,521 人	937,510 人

※各年「地方公共団体定員管理調査結果の概要」（総務省）より作成

⑤安全・安心に係る事業を展開する公益団体・民間企業の人材需要

防犯に係る団体としては、安全で安心な社会の実現を目的とした「公益財団法人全国防犯協会連合会」【資料 36】が設立され、防犯思想・知識の普及、覚醒剤等薬物乱用防止などの活動が行われている。同協会には防犯に係る事業を展開する企業を中心に令和 5（2023）年 11 月現在 7 団体・28 企業が登録されている。

防災に係る団体としては、災害から大切な生命を守る防災安全に関するあらゆる対策を講じることなどを目的として「一般社団法人防災安全協会」【資料 37】が設立されている。ここでは、①事故又は災害の防止を目的とする事業、②防災イベント等による啓発、啓蒙事業、③地域防災に関するコンサルティングの事業が展開されている。同協会の登録企業数は、防災の事業を営む企業を中心に令和 5（2023）年 11 月現在 170 社に上る。

この他、防犯・防災に係る団体は、「一般財団法人保安通信協会」「公益財団法人日本防災通信協会」「公益社団法人日本防犯設備協会」「一般社団法人日本二輪車普及安全協会」「全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会」「一般社団法人全国警備業協会」「公益社団法人全国防災協会」「一般財団法人日本防火・防災協会」等があり、それぞれの団体に防犯・防災に係る事業を展開する企業が多数、会員として登録している。これらの企業には、防犯・防災対策の関連製品の輸出力強化や海外事業展開を図る企業も多い。

このような公益団体・民間企業における本学科卒業生の需要は、高いと考えている。

(3) 人材需要に関するアンケート調査

本学科において養成される人材の社会的需要の見通しを測定するために、本学科卒業生の進路として想定される企業・機関・団体を対象に「設置構想についての人材需要アンケート調査」（無記名式）を実施した。本学卒業生の就職実績先、消防本部、自衛隊、海上保安庁、都道府県警等、計 2,003 箇所へアンケート調査の実施を依頼し、うち 574 箇所（送

付総数の 28.7 %) より回答を得て集計した結果、507 箇所の対象先が本学科の卒業生について「採用したい」とし、755 人分の採用意向が示された。

従って、本学科で学んだ人材への需要は高いといえる。【資料 25「拓殖大学『政経学部 社会安全学科（仮称）』設置構想についてのニーズ調査」報告書】

本学は、前述の警察官、消防官、自衛官、地方公務員、さらに、安全・安心に係る事業を展開する公益団体・民間企業における人材需要や人材需要に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、令和 7（2025）年 4 月 1 日に本学科の設置を計画するものである。

IV 本学科の定員設定の理由

1. 本学の現状と課題

「本学は、積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為の人材の育成を建学の理念としている。この国際友愛と人間尊重の理念に基づき、日本及び世界の平和と文化の進展に寄与していくことを使命とする」（学則第 2 条）大学として、21 世紀新時代の「国際大学」を目指し、教育の質の向上や国際的通用性の確保を図り、グローバル化の時代に対応する積極進取の気概と創造的能力を備えた人材の育成を重視した教育研究活動を展開してきた。

近年、大学を取り巻く環境は目まぐるしい変化を遂げている。グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化に加え、教育のグローバル化への対応、教育・研究力の強化、3 つのポリシーに基づく PDCA サイクルの構築など、教育行政の変革もまた、大学の姿を大きく変えようとしている。さらに、地球環境の急激な変化、国際紛争の拡大、国際協力の必要性など、地球的規模での解決すべき課題、いわゆるグローバル・ 이슈が増大している中、最高学府たる大学は、このような喫緊かつ重要な課題に対して、どのように貢献できるのかも問いただされている。

そのような中、本学では、平成 27（2015）年に「教育ルネサンス 2020」（2015 年～2020 年の戦略）を策定し、本質的な大学改革への取組を行いつつ、「国際的視野を持ち、積極的にチャレンジしていくタフな人間力を身につけたグローバル人材（＝拓殖人材）」を育成するという大学全体の教育目標を掲げてきた。

これを踏まえ、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、学部・学科の組織については、令和 2（2020）年度より日本の言語、文化、社会への深い理解のうえに、優れた発信型の語学力と異文化コミュニケーション能力を有し、また、グローバルな視野と教養、実践力を身につけた、国内外の幅広い分野で活躍できる人材を育てることを目的とする「外国語学部国際日本語学科」を設置するとともに、外国語学部英米語学科（30 人増）及び国際学部国際学科（50 人増）の定員増を行った。加えて、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を踏まえ、令和 3（2021）年度に大学における教育研究の国際競争力の向上等を図るため外国人留学生に限定した「外国人留学生特別枠」を商学部経営学科（36 人）、商学部国際ビジネス学科（9 人）及び政経学部経済学科（23 人）に設けている。さらに、令和 4（2022）年度に IT 人材育成の社会的な要請に応えるべく、工学部情報工学科（25 人増）の定員増を行っている。

令和 2（2020）年度に本学は創立 120 周年を迎え、これを契機に、教育ルネサンス 2020 の成果を踏まえつつ、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の実現に向けた「本学教育ルネサンス 2030（中長期計画）」を策定した。これは、令和 12（2030）年に向けて、少子化に伴う人口減少、経済のグローバル化や IT 化の進展、地球規模の気候変動など社会的な課題について、各学部の学問領域を結集し、持続可能な社会の形成に向け取り組み、21 世紀の地球社会、地域社会に貢献する本学の姿を建学の原点に立ち返って再構築することを目指す。

近年における犯罪の悪質・巧妙化、複雑化や地震・台風などによる自然災害の頻発化・

激甚化が進む中、社会や地域の安全・安心を守る防犯・防災対策などの地域行政を重視した人材の養成がますます求められている。この度の政経学部社会安全学科の設置計画は、持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、本学における防犯・防災に係る教育研究活動や地域連携活動の取組実績を活かし、「本学教育ルネサンス 2030（中長期計画）」における大学改革の中核として位置づけ、取り組んでいるものである。

2. 社会の安全・安心に係る取組実績

本学における社会の安全・安心に係る取組は、平成 27（2015）年度から、教育、研究、地域連携の 3 つの側面から、段階的に推進してきた。

教育面では、平成 28（2016）年度に一般財団法人防災教育推進協会から講師を招聘し、防災意識の定着を図ることを目的として教養教育科目「防災と安全」を、平成 30（2018）年度に警視庁との連携により、地域安全に対し理解を深めることを目的として政経学部専門科目「地域安全論」を、令和 2（2020）年度に防災の実践知識を理解させることを目的として政経学部専門科目「地域防災論」及び「地域危機管理論」を、それぞれ正課教育として授業科目を開設してきた。さらに、政経学部を基礎学部とする大学院地方政治行政研究科では、この取組と連携する形で、社会安全・治安など人の身体・生命に関わる領域であり、防犯では犯罪予防論に依拠した実務的なアプローチを駆使し、また防災では火災・自然災害などへの実践的なリスク管理の策定をめざす専門的職業人を養成することを目的として「防犯・防災コース」を令和 2（2020）年度に設置している。

研究面では、平成 28（2016）年 4 月に防災に関する教育及び啓発的・学術的研究を行うことを目的として拓殖大学地方政治行政研究所附属「防災教育研究センター」を設置している。ここでは、学部・大学院教育をはじめ、外部機関とも連携し、防災・危機管理分野における調査・研究・研修等の活動に取り組んでいる。

地域連携の面では、キャンパス近隣の機関・団体と防犯・防災等における連携協力体制の強化を目的として、平成 27（2015）年 3 月に「高尾紅葉台自治会との災害時の相互協力に関する覚書」【資料 38】を、平成 29（2017）年 8 月に東京都高尾警察署と「災害時ボランティアに関する覚書（災害時署内における補給業務の後方支援）」を、平成 29（2017）年 10 月 1 日に警視庁大塚警察署と「災害及び防犯ボランティア等に関する協定」【資料 38】を、平成 29（2017）年 11 月 17 日に東京医科大学八王子医療センターと「災害時応援協定」【資料 38】を、平成 30（2018）年 1 月 10 日に、東京都文京区と「相互協力に関する協定」【資料 38】を締結し、大学全体として地域社会の防犯・防災対策等の強化に努めている。

これら本学における防犯・防災や人命安全対策などの取組に対して、平成 27（2015）年 11 月に東京消防庁八王子消防署から「防火管理者業務適切功労賞」【資料 39】を、平成 28（2016）年 2 月に警視庁大塚警察署から「感謝状」【資料 40】を、令和 2（2020）年 11 月、令和 3（2021）年 11 月に 2 年連続して東京消防庁小石川消防署から「感謝状」【資料 41】をいただいた。また、学生の活動に対しても、令和 4（2022）年 7 月に本学麗澤会ボランティア部が近隣の小学校での通学路見守り活動への協力により交通事故防止寄与団体として警視庁大塚警察署から「感謝状」【資料 42】をいただいている。

さらに、令和 4（2022）年 10 月 14 日から 16 日の 3 日間開催した本学学園祭（紅陵祭）

においては、文京区役所防災課の協力により、地震体験車での大震災に対処する方法等を学ぶ防災体験学習【資料 43】を、また令和 5（2023）年 9 月に、災害時の代替施設として警視庁高尾警察署が八王子国際キャンパスに「現場警備本部」を設置したことを想定し、関係各所との通信訓練【資料 44】を行うなど、地域社会との防犯・防災に係る連携を深めている。

以上のように、本学は、教育、研究及び地域連携の 3 つの側面から、社会の安全・安心に係る取組を段階的に推進し、防犯・防災に係る基礎から応用にわたる実践的な教育研究に基づく教育に力を入れ、大学院レベルでの人材育成にもあたってきた。その過程で、専門的な社会の安全・安心を守る知識や技能を学ぶ機会を提供する経験と能力を蓄積してきたと自負している。

3. 本学科の特色

本学科の目的は、「法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する」ことにある。これにより、安全・安心を脅かす要因を分析、考察し、その対策を提案するなど、社会安全に係る分野における理論的・実践的知識を身につけさせ、警察官、消防官、自衛官、地方公務員さらに国際社会を視野に社会の安全・安心に係る事業を展開する公益団体や民間企業の多様な領域で社会に貢献できる人材の育成を目指す。

さらに、本学科の主たる教育・研究の学問分野は、法律と政治を基礎においた行政学を重視した「社会における『安全学』」である。同分野は、多様な教育研究分野が学際的に連携、融合し成り立つ。教育課程の専門科目において、社会安全、法律、政治、行政の科目区分を設け、法律学と政治学を基礎においてさらに社会安全分野に特化した「社会安全論」「警察学概論」「消防学概論」等もバランス良く学んでいく。これにより、専門性の高い「社会における『安全学』」を学修することが可能となる。

従って、本学科の特色は、法律、政治の知識を土台として、社会や地域の抱える防犯・防災などの課題を探究し、それを解決に導くために必要とする実践的な能力を養成することにある。

4. 本学科の定員設定の理由

入学定員の設定にあたっては、教育研究活動を継続的・安定的に支える財政基盤を確立することはもとより、前述の社会の安全・安心に係る取組実績及び本学科の特色を活かし、教育研究活動のさらなる向上を目指すことを前提としている。

その規模については、前述の

- (1) 本学科で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析（Ⅱ－1）
- (2) 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析（Ⅱ－2）
- (3) 本学科の主な学生募集地域（Ⅱ－3）
- (4) 既設組織の定員充足状況（Ⅱ－4）
- (5) 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果（Ⅲ－1）
- (6) 競合校の状況分析（Ⅲ－2）

- (7) 学生確保に関するアンケート調査（Ⅲ－4）
- (8) 人材需要に関するアンケート調査等（Ⅲ－5）

に記した客観性が担保される公的機関、企業（第三者調査）等による調査、志願動向調査、類似する学部・学科を設置する他大学の状況などの各種統計調査の結果を重層的に分析・検討した。

これらの各種データや調査から導き出された結論はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 本学科で養成する法律学・政治学分野における社会安全上の理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の社会安全上の諸問題を的確に見極め、解決できる能力と意欲を持った人材は、全国的、地域的、社会的に求められている。

(2) 令和 16（2034）年度における 18 歳人口の推移予測によると首都圏と全国で比較した場合、首都圏での減少は緩やかであること、首都圏の大学等進学状況は令和 2（2020）年度から上昇傾向となり令和 5（2023）年度で 68 %に達し過去 10 年間で最も高いことを鑑みれば、中長期的に入学定員を確保できるものと見込まれる。

また、外国人留学生においても、在留資格「留学」の在留外国人数（全国・東京都）は増加傾向となっていること、さらに、本学科の学問分野である「社会科学」を専攻する外国人留学生数は過去 5 年間を通して 1 位で 2 万 8 千人以上となることを鑑みれば、中長期的に募集人数 10 人の外国人留学生を確保できるものと見込まれる。

(3) 本学科の主な学生募集地域は、首都圏が中心となり、全国と比較し地域的に需要がある。

(4) 本学における過去 5 年間の入学定員の充足状況は、入学定員を大きく上回る受験者数を確保し、大学全体で約 95 %以上の充足率となっている。また、本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科においても令和 4（2022）年度から充足率が上昇し、概ね良好な状況となっている。なお、外国語学部及び国際学部における定員未充足への対応は、海外留学制度、外国人留学生支援事業、学生募集活動、入試制度及び教育課程等の改善を継続的に進め、制度の充実を図ることにより、当該学部における受験者数を増加させ定員を持続的に充足できるものと考えている。

収容定員においても、最も低い外国語学部で約 80 %、大学全体で約 98 %以上を確保し、概ね良好であると考えている。また、本学科と同一学位（学士（法律政治学））となる既設の政経学部法律政治学科における、過去 5 年間の収容定員の充足状況は、令和 3（2021）年度を除き、約 99 %以上の充足率で良好である。さらに、外国人留学生の大学全体における受験者数及び入学者数は、上昇傾向にある。また、政経学部法律政治学科における、過去 5 年間の外国人留学生入学者数の推移では、令和 4（2022）年度から 12 人以上の入学者を確保し、本学科における外国人留学生の募集人数 10 人を上回る。

このことから、今後も安定的に入学者を確保し入学定員、収容定員共に充足できるものと見込まれる。

(5) 本学の学生確保に向けた各種取組は、入学定員を上回る効果を上げている。本学科においても、様々な学生募集活動を実施し、本学科の特色や魅力などを十分に発信することにより、多くの入学希望者からの出願が予想され、本学科の入学定員を確保することは十分に可能である。

(6) 競合校との比較分析から見えてきた本学科の優位性等は、次の①～⑦のとおりである。

①教育内容と方法については、実務家教員による実践的な授業を多く展開し、現場で活躍できる実務・実践能力の育成にも力を入れることにより、競合校との差別化を図り、競争優位性を確保する。

②競合校の受験時期との重複を極力避け、受験生が複数の選択肢を得られるよう受験機会の確保に配慮する。さらに、受験生が併願校の合否判定を待たずに本学科の入学手続を行えんとともに、本学科の入学辞退者を防ぐことにも考慮し、合格発表日及び入学手続締切日を設定することにより、本学科の優位性を確保する。

③学生納付金、奨学制度などの修学支援の内容からみた本学における修学・経済支援は、競合校と比較した場合、量・質ともに充実し適切なものとなっていると言える。

④本学及び本学科における就職支援の内容は、競合大学と比較した場合でも、十分に充実したものと言える。

⑤資格については、防犯・防災に係る業務において必要とされる資格（防犯設備士、防災検定1級）の取得を特に推奨し、これらを達成目標として設定することにより学修意欲の向上と卒業後の進路選択での優位性に配慮する。

以上の①～⑤における競合校との比較分析では、十分に本学科の優位性を発揮でき競争性を有するものと考えている。

⑥競合校における一般学生の入学志願状況は、入学定員を大きく上回る志願者数を得て高い倍率を維持し定員を充足している。一方、競合校における外国人留学生の受入数は多くないが、本学における外国人留学生の志願者数及び入学者数は、過去5年間上昇傾向であること、さらに、これまでに長年培ってきた本学の外国人留学生の受入に係る豊富な経験と実績を活かすことにより、本学科における外国人留学生の募集人数10人は、十分に確保できると考えている。

⑦学生納付金については、ア．前述の競合校との比較分析では、十分に本学科の優位性を発揮でき競争性を有すること、イ．本学科の目的を達成するために必要な人件費や教育研究及び管理運営に係る経費等を維持しつつ、収支バランスを考慮すること、ウ．競合校7

大学を対象に、初年度納付金を基に比較検証した結果、それと同等の納付金額で適切な範囲であることを踏まえて、設定した。

(7) 高校生対象アンケート調査では、特に本学科への受験・入学意欲を強く示した回答者は 266 人で、予定している入学定員数 150 人を上回る入学意向人数を得ている。

さらに、外国人留学生対象アンケート調査においても、特に本学科への受験・入学意欲を強く示した回答者は 46 人で、予定している募集人数 10 人を上回る入学意向人数を得ている。

(8) 人材需要に関するアンケート調査結果では、755 人分の採用意向が示されており、本学科で学んだ人材への需要は高い。

本学科の定員設定の考え方は、以上の 18 歳人口の推移予測、首都圏の大学等進学状況、外国人留学生数の動向、既設組織の定員充足状況等における各種データ・調査・分析結果、特に高校生対象アンケート調査及び外国人留学生対象アンケート調査では、限られた調査対象でも一般学生の募集人数 140 人に対して 266 人、外国人留学生の募集人数 10 人に対して 46 人で十分な入学意向を得ていること、さらに、関連する各学科等の教員の配置計画、授業規模（クラスサイズ）、施設・設備の使用状況等や余力などを総合的に勘案したうえで、長期的かつ安定的に定員を充足するとともに本学科の運営を健全に維持できると判断し、本学科の入学定員を 150 人、収容定員を 600 人に設定した。

以 上

学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類 添付資料

別紙1	新設組織が置かれる都道府県への入学状況
別紙2-1～14	既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）
別紙3	既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績
資料1	新しい時代における教養教育の在り方について（答申）（平成14（2002）年2月 中央教育審議会）
資料2	提言 21世紀の教養と教養教育（平成22（2010）年4月 日本学術会議）
資料3	提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進 - 主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて -」（令和4（2022）年1月18日 一般社団法人日本経済団体連合会）
資料4	2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成30年11月26日 中央教育審議会）
資料5	今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～（平成26（2014）年9月26日 文部科学省）
資料6	「上場企業における英語活用実態調査」報告書（平成25（2013）年実施 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）
資料7	「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」報告書（平成16（2004）年4月）
資料8	令和5年版警察白書（警察庁）
資料9	令和4年版情報通信白書（総務省）
資料10	これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）（平成27（2015）年5月14日 教育再生実行会議）
資料11	これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待（平成27（2015）年4月2日 公益社団法人経済同友会）
資料12	都民安全推進部 大東京防犯ネットワーク
資料13	東京防災プラン2021 令和3（2021）～5（2023）年度（東京都）
資料14	八王子市基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」
資料15	「留学生30万人計画」骨子検証結果報告（令和3（2021）年3月31日「留学生30万人計画」関係省庁会議）
資料16	高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～（令和4（2022）年7月26日 文部科学省）
資料17	首都圏18歳人口の指数推移（令和5（2023）9月20日 株式会社進研アド）
資料18	【入試最前線 2022（3）】コロナ禍で就職見すえ学部選択 - 産経ニュース
資料19	訪日外客数（2023年12月および年間推計値）（日本政府観光局 2024年1月17日）
資料20	就職支援プログラム
資料21	警察官 資格経歴等の基準の目安（令和5（2023）年度警視庁採用サイト）
資料22	令和5（2023）年度 東京消防庁 採用情報「資格・経歴一覧表」
資料23	令和4（2022）年度外国人留学生在籍状況調査結果（令和5（2023）年3月独立行政法人日本学生支援機構）
資料24	「日本留学AWARDS」東日本私立大学文科系部門で3年連続の「大賞」を受賞しました（拓殖大学）
資料25	拓殖大学「政経学部社会安全学科（仮称）」設置構想についてのニーズ調査報告書
資料26	令和4年度版警察白書（警察庁）
資料27	警察官採用、あの手この手 6年間で志望者5分の1に激減で 栃木（令和5（2023）年9月4日 毎日新聞）
資料28	警察官志願者求む！ 千葉県警、競争倍率アップに本腰（令和5（2023）年2月6日 朝日新聞デジタル）

- 資料29 警官採用 門戸広く34歳までOK 身長、体重関係なく 埼玉県警（令和3（2021）年4月6日 東京新聞）
- 資料30 未来のおまわりさん集まれ！新潟県警が志願者増加へイメチェン作戦 職場体験やブログで仕事の魅力発信（令和5（2023）年7月31日 新潟日報）
- 資料31 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書（平成28（2016）年2月）
- 資料32 防衛省防災業務計画（令和5（2023）年3月24日 防衛省）
- 資料33 防災対策推進検討会議 最終報告（平成24（2012）年7月 内閣府 中央防災会議）
- 資料34 防災スペシャリスト養成研修（内閣府 防災情報のページ）
- 資料35 令和4年地方公共団体定員管理調査結果の概要（令和4（2022）年12月26日 総務省）
- 資料36 公益財団法人全国防犯協会連合会
- 資料37 一般社団法人防災安全協会
- 資料38 学校法人拓殖大学と産官学・大学間・地域における各種連携・協定等一覧（拓殖大学）
- 資料39 東京消防庁八王子消防署から「防火管理者業務適切功労賞」（平成27（2015）年11月 拓殖大学）
- 資料40 警視庁大塚警察署から「感謝状」（平成28（2016）年2月 拓殖大学）
- 資料41 東京消防庁小石川消防署から「感謝状」（令和2（2020）年11月、令和3（2021）年11月 拓殖大学）
- 資料42 警視庁大塚警察署から「感謝状」（令和4（2022）年7月14日 拓殖大学）
- 資料43 地震体験車で大地震に対処する方法等を学ぶ防災体験学習（令和4（2022）年10月 拓殖大学）
- 資料44 高尾警察署による災害時の通信訓練（拓殖大学 令和5（2023）年9月）

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	スズキ ショウイチ 鈴木 昭一 ＜令和3年4月＞		経営学修士 ※		拓殖大学 学長 (令和3年4月～令和7年3月)